

文教福祉常任委員会会議記録

日 時 平成30年3月16日（金曜日）

午前10時 1分 開議

場 所 水戸市議会 第3委員会室

午後 4時59分 散会

付託事件

議案第3号，議案第4号，議案第9号，議案第10号，議案第12号，議案第13号，議案第14号，議案第15号，議案第16号，議案第17号，議案第18号中第1表中歳出中第3款中文教福祉委員会所管分，第4款中文教福祉委員会所管分，第9款及び第10款中文教福祉委員会所管分並びに第2表継続費中第4款中文教福祉委員会所管分及び第10款並びに第3表債務負担行為中文教福祉委員会所管分，議案第19号，議案第26号，議案第27号，議案第28号，議案第33号，議案第35号，議案第36号中第1表中歳出中第3款及び第10款並びに第2表継続費補正中第10款，議案第41号

1 本日の会議に付した事件

(1) 議案審査

- ① 議案第 3号 水戸市医師修学資金貸与条例
- ② 議案第 4号 水戸市指定居宅介護支援事業等基準条例
- ③ 議案第 9号 水戸市国民健康保険条例の一部を改正する条例
- ④ 議案第10号 水戸市国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- ⑤ 議案第12号 水戸市介護保険条例の一部を改正する条例
- ⑥ 議案第13号 水戸市地域包括支援センター基準条例の一部を改正する条例
- ⑦ 議案第14号 水戸市指定地域密着型サービス事業基準条例の一部を改正する条例
- ⑧ 議案第15号 水戸市指定地域密着型介護予防サービス事業基準条例の一部を改正する条例
- ⑨ 議案第16号 水戸市指定介護予防支援事業等基準条例の一部を改正する条例
- ⑩ 議案第17号 水戸市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例
- ⑪ 議案第18号 平成30年度水戸市一般会計予算中第1表中歳出中第3款（民生費）中文教福祉委員会所管分，第4款（衛生費）中文教福祉委員会所管分，第9款（消防費）及び第10款（教育費）中文教福祉委員会所管分並びに第2表継続費中第4款（衛生費）中文教福祉委員会所管分及び第10款（教育費）並びに第3表債務負担行為中文教福祉委員会所管分
- ⑫ 議案第19号 平成30年度水戸市国民健康保険会計予算
- ⑬ 議案第26号 平成30年度水戸市介護保険会計予算
- ⑭ 議案第27号 平成30年度水戸市介護サービス事業会計予算
- ⑮ 議案第28号 平成30年度水戸市後期高齢者医療会計予算
- ⑯ 議案第33号 水戸城二の丸角櫓復元及び土塀整備工事請負契約の締結について

⑰ 議案第35号 財産の取得について（可搬型画像伝送システム）

⑱ 議案第36号 平成29年度水戸市一般会計補正予算（第6号）中第1表中歳出中第3款（民生費）及び第10款（教育費）並びに第2表継続費補正中第10款（教育費）

⑲ 議案第41号 平成29年度水戸市介護保険会計補正予算（第3号）

2 出席委員（7名）

委員長	高倉富士男君	副委員長	綿引健君
委員	田中真己君	委員	小泉康二君
委員	木本信太郎君	委員	田口米蔵君
委員	袴塚孝雄君		

3 欠席委員（なし）

4 委員外議員出席者（3名）

議員	中庭次男君	議員	渡辺政明君
議員	高橋丈夫君		

5 説明のため出席した者の職、氏名

副市長	秋葉宗志君		
保健福祉部長 兼福祉事務所 長	大曾根明子君	福祉事務所 参事兼 福祉総務課長	小山忠君
福祉事務所 参事兼 高齢福祉課長	谷津好行君	福祉事務所 参事兼 子ども課長	柴崎佳子君
保健福祉部 参事兼 国保年金課長	川津英臣君	生活福祉課長	斉藤博之君
障害福祉課長	平澤健一君	介護保険課長	荻沼学君
保健センター 所長	小林かおり君	保健所準備 課長	小林秀一郎君
消防長	根本一夫君	消防次長	石川隆君
消防本部参事	鈴木豊君	消防本部参事	小川喜実君
北消防署長	小泉直紀君	南消防署長	大越唯行君
消防総務課長	勝村俊則君	火災予防課長	大内康弘君
消防救助課長	箕輪重美君	救急課長	石田宏一君
教育長	本多清峰君	教育部長	七字裕二君
教育委員会 事務局教育部 参事	川俣智君	教育委員会 事務局教育部 参事兼 学校教育課長	鈴木秀樹君

教育委員会
事務局教育部
参事兼
幼児教育課長
鈴木 功 君

教育委員会
事務局教育部
参事兼内原
中央公民館長
五 上 義 隆 君

総合教育研究
所 長
萩 谷 孝 男 君

教育企画課長
三 宅 修 君

学校施設課長
塙 敏 之 君

生涯学習課長
大 澤 秀 樹 君

歴史文化財
課 長
白 石 嘉 亮 君

中央図書館長
松 本 崇 君

総合教育
研究所副所長
小 川 佐 栄 子 君

6 事務局職員出席者

書記 嘉 成 将 大 君

書記 矢 吹 友 鏡 君

午前10時 1分 開議

○高倉委員長 おはようございます。

定足数に達しておりますので、ただいまから文教福祉委員会を開会いたします。

それでは、これより議事に入ります。

本日の日程は、議案第3号ほか18件であります。

お諮りいたします。この際、当委員会に付託となっております議案第3号ほか18件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高倉委員長 御異議なしと認め、一括議題といたします。

それでは、付託議案については、一通りの説明を受けておりますので、これより各議案について、順次、質疑を行ってまいりたいと思います。

初めに、議案第3号 水戸市医師修学資金貸与条例について、質疑のある方は発言を願います。

田中委員。

○田中委員 議案第3号ですけれども、医師修学資金の貸与条例ということで、本定例会でも大きな目玉の事業といたしますか、条例だと思うんですが、昨日資料を提出いただいたことに関連して、まずお聞きしたいと思います。

水戸市の場合、国公立大学の場合に月20万円、私立だと月30万円、入学金が限度額100万円ですが、6年間フルで、これを全部受け取ったとしますと、国公立大の場合1,540万円、私立の場合2,260万円ですね。失礼、国公立大は1,440万円です。各自自治体の貸与総額というのが出ておりますが、いろいろな差があるわけですが、まずもって、茨城県は2つありますけれども、貸与の条件として、本市のように小児科ですとか産婦人科、救急科といったような決まりがあるのかどうか。また、北茨城市以降、各市についてはどういうふうなのか、お聞かせいただければと思います。

○高倉委員長 小林保健センター所長。

○小林保健センター所長 ただいまの田中委員の質問にお答えいたします。

まず、茨城県の地域枠の制度について御説明させていただきます。

茨城県の地域枠につきましては、茨城県内に住んでいる方を対象にしたもので、特に診療科を限定はしておりません。

それから、地域枠でも、全国を対象にした制度もございまして、そちらにつきましては、小児科、産婦人科、救急科、あと僻地医療ということで、診療科を限定して募集しているものがございます。

あと、他市の事例ということですが、北茨城市におきましては、これまでに3の方が利用されております。それから、常陸大宮市につきましては、これまでに6の方が利用しております。筑西市につきましても、8の方が利用されております。坂東市におきましても、3の方が利用されておまして、最後の神栖市につきましても、5の方がこれまでに修学資金を活用されているということです。

以上でございます。

○高倉委員長 田中委員。

○田中委員 ありがとうございます。茨城県は、科の限定が有りのものとなしのものがあるというお話でした。

今人数を御紹介いただいた北茨城市以降、神栖市までには、そういった条件はあるのでしょうか。

○高倉委員長 小林保健センター所長。

○小林保健センター所長 ただいまの田中委員の御質問にお答えいたします。

県内の市におきましては、特に診療科を限定して募集をするという市はございません。

○高倉委員長 田中委員。

○田中委員 小児科、産婦人科、救急科が特に医師不足が逼迫しているという現状は、私も理解しているつもりなんですけれども、奨学金を募集する際に、医学生の受けとめ方としてどうなのかなということがあって、本会議でもちょっと意見を申し上げただけけれども、高校を卒業して医学部に入りますというときに、最初から将来の科を決めている場合というのは、そう多くないんじゃないかなというふうに率直に思っております。

例えば、御自分の親が産婦人科をやっておられたりとか、小児科をやっておられるという場合には、それぞれそれなりの動機があるかとは思いますが、6年間は非常に長いので、その期間にいろんな科を見て、あるいは、この先生のもとでというようなことで、科が選ばれていくのかなというふうに思っています。ですので、その点で、募集を始めて、すぐに受給を希望される方が生まれればよいとは思いますが、そう単純じゃないのかなというふうに率直に思っています。

北茨城市から神栖市までの人数をおっしゃっていただいたんですが、これを受けて、実際に、もう既に医師として、その自治体で働き始めたということも生まれているのでしょうか。まだそこまでいっていないのか、まだ学生さんなのか。その辺を承知されていれば、教えていただきたいと思います。

○高倉委員長 小林保健センター所長。

○小林保健センター所長 ただいまの田中委員の御質問にお答えいたします。

既に医療機関に勤務されているという実績ですけれども、北茨城市で、お一人の方が既に病院に勤務されているということです。それから、常陸大宮市におきましては、平成30年4月からお一人、医療機関において勤務を始めるということでございます。

○高倉委員長 田中委員。

○田中委員 水戸市で始めたとして、来年度中に募集して、再来年度から医学生になるということだと、その先6年間あって、初期研修が2年あって、専門医研修が3年というふうになりますと、今からいえば12年後になると思うんですけれども、要するに、新入生以外でも構いはしないわけですよね。今既に医学生で、そろそろ進路を決めるという、何年生かわかりませんが、そういう方が中途から受けるということも、これは可能なのでしょうか。

○高倉委員長 小林保健センター所長。

○小林保健センター所長 田中委員のただいまの御質問にお答えいたします。

修学資金の貸与につきましては、特に学年を切るとか、年齢で切るとか、そういった制限というものは設けておりません。

○高倉委員長 田中委員。

○田中委員 そうしますと、募集に応じて、新たに貸与を受けたいという方が生まれることがあれば、非常にいいなと思うんですけども、その先、医師の研修の問題として、初期研修2年間は余り制限がないんですけども、その先の3年間の専門医研修について言えば、小児科であったり、産婦人科であったり、救急科、県内ですと筑波大学附属病院ですとか、非常に限定的になっているというのが現状なわけで、そうしますと、水戸市でこれを受けて、水戸市で働くという意志があったにせよ、将来、専門医研修においては、他市に出ていかなければならないという場合も当然想定されるんですけども、それはそれで医師研修として、こちら側としては、それを修了していただくのを待つというようなことなんでしょうか。それとも、何か市内での専門医研修の実施ができるような体制づくりに取り組むのか。その辺のお考え、見通しがあれば、お示しいただきたいと思います。

○高倉委員長 小林保健センター所長。

○小林保健センター所長 ただいまの田中委員の質問にお答えいたします。

この4月から新たな新専門医制度が始まるということで、先ほど委員さんがおっしゃいましたように、水戸市内において、専門医をとれる病院さんというのが本当に少ないような状況でございます。そこを考慮いたしまして、これから始まります修学資金につきましては、最大5年間の猶予のほうを考えております。

〔「研修を含めて5年なのか、医者になってから5年なのか」と呼ぶ者あり〕

○小林保健センター所長 申しわけございません。臨床研修2年の後に、水戸市内の医療機関において、貸与をした期間、勤務をしていただくというような制度になっているんですが、その6年間におきまして、専門医をとるために、水戸市以外の病院、医療機関においてとるというような場合には、その期間を猶予といたしまして、また、専門医をとった後に水戸市に戻ってきていただいて、合計6年間勤務していただければ、返還は免除にするというような制度になっております。

その期間が5年間猶予として考えておりますので、もし6年間お金を借りた場合には、間に専門医をとったり、あるいは留学に行くとか、そういった期間で、5年間を御自身のキャリアアップのために使っていただく、そういった期間を考えて、制度を設計しております。

○高倉委員長 田中委員。

○田中委員 そうすると、初期研修は水戸市でやりましたという場合は2年間は、その間も猶予という意味ですか。そうじゃなくて、すみません、市外にいるときに猶予という意味なのかな。ちょっとごめんなさい、もう一度お願いします。

○高倉委員長 小林保健センター所長。

○小林保健センター所長 ただいまの田中委員の御質問にお答えいたします。

猶予ということなんですけれども、返還を免除する条件としましては、初期研修、臨床研修の2年後から6年間をカウントさせていただきます。その6年間の間に専門医をとるための期間をとるという場合には、猶予ということで、また戻ってきていただければ、そのまま制度としては継続して認めますというようなものです。

○高倉委員長 田中委員。

○田中委員 募集に応募してくれる医学生があらわれることを、強く私も望んで待ちたいとは思っていますが、いずれにしても、非常に先が長い話だなという感じですよ。やっぱり専門医研修制度そのものについては、いろんな意見というか、批判というか、そういうのもあって、水戸市内の病院で見ますと、主要な有名な病院で、ようやく内科ぐらいがとれるかなというところと、小児科だと県立こども病院ぐらいで、ほかの外科だとか耳鼻科だとか、もちろん救急科、小児科、全部とれないんですよ、今のままでは。

ということで、そうしますと、若手医師のキャリアを考えた場合に、ストレートで卒業しても二十四、五歳ですから、そうすると、初期研修が終わって二十六、七歳と、そろそろ結婚されるかとか、そういう時期に専門医研修になると、そこで、いろんな人間関係だとか、社会的な環境だとかというようなことで、そこに居ついちゃうと。そういう言い方がいいかは別として、率直に言って、そういう現状があって、なかなか水戸市に帰ってこないという可能性もあるんじゃないかという懸念も聞かれるところでもあります。

ですので、なるべく私は、やっぱり市内で研修ができるような環境が整えられれば、この修学資金貸与も生きてくる条件が広がるのかなというふうにも思っているのですが、今回、地域医療対策室をつくれるということなんですけれども、この中で、やっぱり医師会との協議だとか、各医療機関との研修の実態の内容についても、やっぱりよく突っ込んで、これが生きるような形で連絡、調整というか、連携も深めていかないと、せっかくの制度がなかなか生きないのかなというふうにも思いますし、また、これから医学部を目指す子がいるような高校に対しても、やっぱりPRしていくというのも大事なのかなというふうに思いますので、これは意見として申し上げておきたいと思います。

以上です。

○高倉委員長 ほかにございませんか。

小泉委員。

○小泉委員 前回の委員会で資料請求もさせていただきまして、ありがとうございました。

ちょっと資料で一つだけ、県内の貸与の実施状況というのは把握はできたんですけども、やっぱり比較するときに、僕、何か前のときに言わなかったかな。要は、同規模程度の自治体のものがどうなのかとか、水戸市よりもちょっと規模の大きい市の先進事例がどういったものがあるのかというのも、ちょっと言ったような気がしたんですけども、県内でいうと、水戸市が一番人口規模も大きくて、市の規模からいっても、一番先進的に取り組んでいい自治体でございますので、やっぱり外との部分というか、同規模以上と比較していかないとこのをちょっと思ったりもしております。これは意見でございますので。

そして、質問に入らせていただきますと、これまでこういった形で、県内の幾つかの自治体に取り組んでいたところですけども、本市で見送っていた理由、これに取り組まなかった、ここまでのどり着かなかった理由というのは何かありますでしょうか。

○高倉委員長 小林保健センター所長。

○小林保健センター所長 ただいまの小泉委員の御質問にお答えいたします。

水戸市におきましては、医療に取り組んできたというのが、平成25年の日赤の産婦人科医問題以降ということで、それまでは茨城県が医療は行おうというようなことでやってきました。そこから医療に対して、水

戸市でも取り組んできたところなんですけれども、全然かかわったことがない業務ということで、最初は何から始めればよいのかということとともありましたので、医師会に御相談をしたり、あるいは茨城県にも御相談をしたりという中で、徐々に公的病院に対する補助であるとか、日赤に対しての補助であるとか、あるいは、今年度から始まりました定住自立圏の事業の中で、医療に対する事業を数多くやっていくという中で、より具体的に医師を確保、養成する、そういった制度が必要な時期になったのではないかなという判断をもちまして、平成30年度から開始するということになりました。

○高倉委員長 小泉委員。

○小泉委員 ありがとうございます。

それで、県内の幾つか出ている、まだ出ていないところもあるのかもしれませんが、各自治体が最初に取り組んだ年度というのは、いつからだったんですか。

○高倉委員長 小林保健センター所長。

○小林保健センター所長 ただいまの小泉委員の御質問にお答えいたします。

北茨城市につきましては、平成21年度から制度を運用しているということでございます。それから、常陸大宮市につきましては、平成23年度から制度を運用しているということでございます。坂東市につきましては、平成26年度に運用を開始したということでございます。筑西市と神栖市につきましては、申しわけございません、ちょっと手元に資料がありませんので、申しわけありません。

○高倉委員長 小泉委員。

○小泉委員 ありがとうございます。

いつまでも過去の話をするつもりは全くないんですけれども、早いところでは平成21年度ということで、北茨城市ということでございますけれども、水戸市と比べると、9年近く間があくところになっております。

先ほどの御説明のように、医療環境の変化ですとか、ここ最近、さらに喫緊の問題として浮き彫りになっている部分が出てきたということがあると思うんですけれども、後発組としては、そこまで新しさというのはないんだと思うんですよね。何か無難なところに、お金の額の話ですとか、そういったところもあるのかなと思いますので、これは経過を見てみないと難しい部分もあると思いますので、お金をふやせとか、そういうのを言うつもりではないんですけれども。

それを踏まえた上で、この間、本会議での須田議員の質問とか、まさにああいう考え方も、本当にあるなというのを感じたところだったんですけれども、県では地域枠がスタートして、たしかもう数年たっていますよね。私の知り合いの水戸市の人間でも、これを利用して、今、県立中央病院で実際に勤め出したといいますか、専門研修が多分始まっている人間がいるんですけれども、例えばそういった方々とかに、こういった条例を制定するに当たってヒアリングをしたりだとか、そういった行為というのは、何かアクションはありましたかね。

例えば、これをつくるに当たって、要は医師会との話はもちろんしていたと思うんですけれども、医師会で話しをする皆様というのは、どうしても開業医の先生方が多いと思うんですけれども、それ以外に、例えば国立病院の勤務医の先生方ですとか、実際に地域枠を利用して、今医師になろうと志していただいている

方とかに、何かヒアリングをとったりとかというのはありましたか。

○高倉委員長 小林保健センター所長。

○小林保健センター所長 ただいまの小泉委員の御質問にお答えいたします。

制度の設計に当たりましては、直接研修医の方から御意見をいただくという機会は設けてございませんでした。ただ、公的病院等の院長先生であったりとか、あるいは、先行でやっております茨城県の担当の方にお話をうかがったりということで、参考にさせていただきながら、制度設計はさせていただきました。

○高倉委員長 小泉委員。

○小泉委員 はい、わかりました。

どうしても、かゆいところに手が届くじゃないんですけれども、実態をより反映して、的を射抜くじゃないんですけれども、きちんと効果的なものをつくっていくという制度設計のもとには、やっぱりそういったところ、多角的に意見を聞くというか、収集するというのも非常に重要なんだと思うんですね。特にこういう地域枠で、今実際に志して進んでいただいている皆様というのは、実際に今、一番リアルタイムな意見が聞けるところだと思いますので、そういったところがちょっと残念だったかなというふうにも思います。

ちょっと質問を戻って、ここの診療科に関してですけれども、先ほど田中委員の質問ともちよつかぶるところもありますけれども、小児科、産婦人科及び救急科ということで今回設定していますけれども、やはり、もともと小児科を志して入ったけれども、勤めていく中でとか研修していく中で、やはり別な、例えば泌尿器科に行きたいとか、いろいろ話が出てくると思うんですけれども、その時点になったとしても一切認めないことになるわけですよ、この場合だと。例えば10年後、20年後、水戸市のお医者さんの数が、ほかの診療科というのは、一定の数は見込めているという考えでいいんですかね。

○高倉委員長 小林保健センター所長。

○小林保健センター所長 ただいまの小泉委員の御質問にお答えいたします。

小児科、産婦人科、救急科ということで、3科に限定をさせていただいたところなんですけれども、医師不足というところでは、全体的な不足というのはあるのかもしれませんが、現在、特に水戸市におきましては、小児科、産婦人科の5年後、10年後における医師数というのが、本当に高齢化もありまして、減少するということが見込まれておりますので、そちらのほうを集中的に募集したいというふうに考えております。

救急科につきましても、超高齢社会を迎えまして、さらに救急搬送、そういったものが増加するということが見込まれますので、そういうこともありまして、救急科医の確保もしっかりとやっていきたいということで、3科に絞らせていただきました。

○高倉委員長 小泉委員。

○小泉委員 はい、わかりました。

あとはですね、最後になるんですけれども、専門研修を受ける等々の、先ほどの質問にもかかわりませんが、やはり市内医療機関に縛ってしまうと、なかなか専門的な部分を学ぶことができなかつたりとか、やっぱりどうしても、よそに出てという方も多と思うんですね。そういったときに、やっぱり水戸市とし

て、例えば小児科ですとか、救急科、産婦人科に関して、産科もそうだと思いますけれども、提携先のような、導けるような先を考えてあげるという環境づくりというのも大事だと思うんですね。

お金だけ出していきます、帰ってきてください、5年間猶予しますの話だけではなくて、やっぱりどこに専門研修に行くかといったときにも、やっぱり市が、きちんと道筋があって、例えば東京のどこどこ病院の何々科のほうに、大学卒業した後に研修していただくとか、そういった導きも用意しておけば、水戸市に大変に世話になったといいますか、水戸市に帰って恩返ししたいとかというような話にもなってくると思いますので、このお金の話、制度の話とあわせて、そういった環境づくりも今後は必要になるんじゃないかなというふうにもちょっと思っておりますので、それは今回の答弁でというのも難しいと思いますので、そういったところの環境づくりというのも広げていければと思いますし、あとはお医者さんも、市内の医療機関で公的な部分に勤める方もそうですけれども、開業する方も、やっぱり中には多くいらっしゃると思いますので、開業する人にとっては、どうしてもマーケティングだと思うんですね。

水戸市より東京のほうが人口が圧倒的に多いというのがありますけれども、水戸市にそれだけ少なければ、出せばやっていけるという話になると思いますので、そういったところも含めて、環境づくりと、まず情報提供、また連携も継続してとっていくことができれば、より早い段階で、この制度を利用してのお医者さんが誕生していただけるのかなというふうに思いますので、今後運用でも、ぜひお願いしていきたいと思いますので、一応私からは以上でございます。ありがとうございます。

○高倉委員長 ほかにございませんか。

田口委員。

○田口委員 この対応については、各委員さんに対しての答弁がございましたが、非常に大切なことだろうというふうには私も考えているところでもありますけれども、それで、ちょっと関連してお伺いしたかったのは、現在市が指定するというような——この資料で医療機関及び診療所と書いてありますけれども——病院、診療所というのは、どのくらいあるんでしょうかね。

○高倉委員長 小林保健センター所長。

○小林保健センター所長 ただいまの田口委員の御質問にお答えいたします。

指定の医療機関ということですが、こちらは市内ということで、産婦人科につきましては、市内には10の医療機関がございます。

○高倉委員長 田口委員。

○田口委員 この前の水戸市医師会との意見を聞く会でも表になっていたような気がしたものですから、とりあえずは、市が指定する医療機関及び診療所に勤務ということによろしいんですね。それ以外はだめだということ。

○高倉委員長 小林保健センター所長。

○小林保健センター所長 ただいまの田口委員の御質問にお答えいたします。

医療機関につきましては、水戸市内の医療機関ということで限定をさせていただきたいと思っております。水戸市内の医療資源を充実させるというような目的がありますので、市内に限定させていただきたいと思っております。

○高倉委員長 田口委員。

○田口委員 それと、今、これまでも質問がありましたけれども、6年間は勤めていただくということでしたよね。質問がダブるかもしれませんが、例えば4年しか勤務できなかったと。それで市外へ勤務先を変更という場合には、残りの2年間分だけ、その貸与分を払えばいいのか、全額になるのか、ちょっと確認したいと思います。

○高倉委員長 小林保健センター所長。

○小林保健センター所長 ただいまの田口委員の御質問にお答えいたします。

返還につきましては、貸与した金額全額を返還するということになります。そちらに利息をつけてということになるんですけども、それを一括返還というふうに考えております。

○高倉委員長 田口委員。

○田口委員 ありがとうございます。

あと、平成30年4月1日から施行するということですが、貸与の条件というのは医師の資格を取ってからですね。そうすると、今年の4月から施行するということは、来年度からやるんですね。平成31年度から。ではなかったでしたっけ。平成30年度募集、来年度になるんですね、今なら。平成30年度に募集。募集というのは、医師の資格を持った方、見込みの方ということではなくて、資格を持っている方ということではないんですか。

〔「医学生」と呼ぶ者あり〕

○田口委員 学生ということは、まだ資格を持っていないよね。

○高倉委員長 じゃ、そのところを説明してください。

小林保健センター所長。

○小林保健センター所長 ただいまの田口委員の御質問にお答えいたします。

募集に当たっては、医学生ということで、医師国家試験は2月ごろに行われるということでございますので、見込みで選考をするということになるんですけども、新たに入学をする方ばかりではなくて、もう既に医学生になっていらっしゃる方も対象になりますので、その方についても、医師国家資格というものはお持ちではないというような状況ではございます。

○高倉委員長 田口委員。

○田口委員 最後になりますけれども、この資料の中で(2)貸与額に、入学金という欄がありますけれども、ここで限度額100万円とあるんですね。限度額というと、いろんなときに、借りたりなんかするときには限度額の基準がありますよね。何々に対して限度額が幾らと、そういう理解でいいんですか、この100万円というのは。

○高倉委員長 小林保健センター所長。

○小林保健センター所長 ただいまの田口委員の御質問にお答えいたします。

入学金につきましては、100万円限度ということで、実質かかった部分に対して、入学金をお出しするということになるんですが、入学金は、資料にもありますとおり、私立につきましては20万円から200万円ということで、100万円という金額につきましては、半数近くが100万円という入学金とい

うことになっておりましたので、100万円ということで決めさせていただきました。

○高倉委員長 ほかにございませんか。

木本委員。

○木本委員 それぞれ今、御質問があったんですけども、ちょっとすみません、シンプルに聞きたいんですけども、これはぜひ政策効果を上げていただきたいんですけども、そもそもそういった医師を志す人間、ばらつきはあるんですけども、例年どのぐらい対象者というのはいらっしゃるんですかね。

○高倉委員長 小林保健センター所長。

○小林保健センター所長 ただいまの木本委員の御質問にお答えいたします。

水戸市ということでは、ちょっと数字はつかんでいないんですけども、茨城県に確認しまして、高校に照会し、集計した結果ということなんですけど、平成29年度の医学部入学者数というのは151人ということです。茨城県内で151人が医学部に入学をしているということです。過去3年間を見ましても、大体150人を超えるぐらい、平成27年度が155人、平成28年度が150人ということでしょうかっております。

○高倉委員長 木本委員。

○木本委員 ありがとうございます。

そうしますと、県全体でということ、ただ水戸市内も高校は多いので、ある程度の割合は見込めるかなと思うんですけども、そうした中で小児科とか産婦人科、救急科で、いろいろどうなのかですけども、そちらの科の中で、当初年度としての政策効果としてはどのぐらいを見込んでいるのか。さっきお話ありましたよね、筑西市8人だと。水戸市としては、それは初年度、どのぐらい政策効果を見込んでいるのかというのを教えてください。

○高倉委員長 小林保健センター所長。

○小林保健センター所長 ただいまの木本委員の御質問にお答えいたします。

水戸市につきましては、平成30年度は募集を2名というふうに考えております。特に診療科は限定はしておりません。

〔「診療科は限定してねえの」と呼ぶ者あり〕

○高倉委員長 小林保健センター所長。

○小林保健センター所長 申しわけございません。診療科は、小児科、産婦人科、救急科3つの中で、どちらの科を選んでいただいても自由ということになっております。申しわけありません。

○高倉委員長 木本委員。

○木本委員 そうですか。何かほかの、先ほどの実績に比べて、目標が少し小さい気がするんですけども、それは何か理由があるんですか。

○高倉委員長 それはトータルだから、年に2人でしょう。そうすると、先行している部分にはふえているわけじゃないですか。だと思うんですよ。

小林保健センター所長。

○小林保健センター所長 ただいまの木本委員の御質問にお答えいたします。

他市町村の状況ですけれども、先ほどは合計数ということで御報告をさせていただいたんですが、年度で見えていきますと、2名から3名というような実績が多いというところで、現実的な数字ということで、2名とさせていただきます。

○高倉委員長 木本委員。

○木本委員 じゃ、筑西市だけは随分効果が高いのは何でなんだろう。

それは、わかりました。とりあえず、まずはスタートすることが大事だと思うんですけども、多くの方がこの制度を受けて、効果を上げていただきたいんですけども、告知の仕方というのは何かあるんですかね。そういった方々に、何人いるかわかりませんが、どういうふうにこれを伝えていくんですか。情報発信というか、そういった対象者に対しては。

○高倉委員長 小林保健センター所長。

○小林保健センター所長 ただいまの木本委員の御質問にお答えいたします。

情報提供の方法ということでですけども、まずは県内の高校に訪問させていただいて、制度を御説明するというようなことも考えておりますし、あるいは、医学生も対象となりますので、関東近郊の医学部がある大学に制度を周知するというようなことも考えております。あとは情報誌、そういったところにも、制度を始めましたということで、掲載を考えていきたいと思っております。

○高倉委員長 木本委員。

○木本委員 なるほど、そうすると告知の方法としては、どちらかというと、足で稼ぐじゃないですけども、そういった方が行く水戸の高校というのはある程度限定されていくのかなとは思うんですけども、そのこと、あとは関東圏の大学に行くということで、なるほど。

ぜひそこは、知らなきゃ、やっぱり皆さん制度を使ってくれませんので、情報発信の仕方をぜひ工夫していただきたいと思うんですが、最後にですけども、今、一般の大学生も結構、修学資金を借りている方が多いじゃないですか。返済がいろいろ大変なんですけれども、そういった一般の修学資金制度との併用というの是可以るんですかね。

○高倉委員長 小林保健センター所長。

○小林保健センター所長 ただいまの木本委員の御質問にお答えいたします。

一般的な奨学金の制度との併用は可能としております。ただ、将来的に勤務する先が限定されるような修学資金、例えば茨城県の地域枠と一緒にというところはできないということで考えております。

○高倉委員長 木本委員。

○木本委員 わかりました。ありがとうございます。

一般の修学資金を返すのも結構、今大変だという話ししているの、併用可能なんだろうけれども、今後それがどういふふうになるのかというの、その方へのしかかってくるのかというのがありますから、まずはスタートさせていただいて、さまざまな実績を積んで、そこでいろいろと検討いただければというふうに思っています。

私からは以上です。

○高倉委員長 ほかにございますか。

袴塚委員。

○袴塚委員 保健センター所長、大変だけれども、あと少しですから頑張ってください。

まず、これ、居住地がちょっと説明なかったんだけど、これは水戸市内、それとも全国どこでもいいのか。

それから、もう一つ、今月額20万円というのは、後発制度としては大して魅力ないんだよ、これね。魅力としては。特に、ほかはお医者さんになればいいよということなんだけれども、水戸市の場合には、特に難しい、嫌だと言われ、大変激務だ、容易でないとされている産婦人科を受けていただく方にやりますよということになると、ほかのところのほうが、同じ20万円をもらうなら楽じゃないのというような選択肢もあると思うんですよ。

やっぱり、医者になるために20万円という補助制度を使って、そして水戸市が要望している救急科とか産婦人科とか小児科とか、こういうところに行くときに、それを選択したときにプラスアルファで出すよと、こういうふうな考え方をすると、お医者さんもふえる。そしてまた、水戸市が求めている産婦人科もふえると、こういうふうな制度になっていくのかなと。

今、町医者も高齢化している。それで、昔は、お医者さんの息子はお医者さんになれたんだけど、今やっぱり、ある程度点数がよくないと入れないんだね、お医者さんのせがれでも。それで、昔、裏口入学なんていうのがあったけれども、今はもう、寄附金を払って医者になるなんていう時代じゃなくなっちゃったので、国家試験を受からないとという結果になっちゃうので、そういうふうなことだと思うんですよ。

そうすると、水戸市の全体的な、これからの人口動態もしくは医者の高齢化を見たときに、医師の数をふやす、プラス水戸市が求めているお医者さんをふやす。こういうふうな二面性の制度を、後発でおやりになるとすればお考えいただいてもよかったのではないかなというふうには思うんですが、この辺について検討があったのか、ないのか。すみません、ちょっとお聞かせください。

○高倉委員長 小林保健センター所長。

○小林保健センター所長 ただいまの袴塚委員の御質問にお答えいたします。

住所要件がどうなのかという点ですけれども、こちらは全国を対象とした制度というふうに考えております。

それから、医師の数をふやすということと、水戸市の医療全体を充実させるということは、どちらも考えたのかということなんですけれども、医師の数につきましては、修学資金貸与制度で医師を養成するというところで、時間はかかりますけれども、増加を考えていきたいと思っております。

また、開業医含めて、水戸市の医療の充実というところでは、予算では開業資金の補助という制度も考えておりますので、そちらであわせて、水戸市の地域医療を充実させていきたいというふうに考えております。

○高倉委員長 袴塚委員。

○袴塚委員 45分も1人でいろいろ答弁しているから大変だと思うんだけど、今私が聞いているのは、水戸市全体のお医者さんというのも高齢化しているし、それから、後継者がいなくて、産婦人科さんなんかもう70歳になったからやめるよとって、やめちゃっているお医者さんもいるでしょうと。そういうことになると、まず町医者も足りない。

それから、今、水戸市は基幹医療があるために、医師の数が充足されているという部分があるんですよ。

ところが、基幹医療というのは、いわゆる水戸協同病院と同じように、採算がとれなければ、移転もしくは閉鎖ということだってあり得るわけだよ。そうすると、医者のが、極端に言えば50人、100人と減るんですよ。ああいうところがなくなる。だから、水戸市も、今、基幹医療に頼っているから、医師の数があがる程度、10万人当たり何人とかという数が成り立っているんだけれども、そういう時代じゃなくなっちゃうでしょうと、もうそろそろ。

そうすると、全体のお医者さんの数というのもふやしていかなければならないという一面と、それから、水戸市が要望している産婦人科、小児科、救急科、こういったものの充足を図るために、そういった専門医もふやしていかなければならないでしょうと。そういうことについて、今度の制度をつくるに当たって、まず考えたのかどうなのか、これが1点。

それから、もう一つは、全体をふやすという考え方をすれば、20万円でお医者さんをまずふやしましょうと。水戸市でやってくれるお医者さんに、どんどん、20万円と少ないけれども、頑張って水戸市に来てよということでやってもらう。そのかわり、水戸市がお願いしたいという3科については、それをやってくれるならば、あと20万円払うよと。だから、40万円払う。それはなぜかという、医学書って高いんですよ。普通の経済学部とか商学部とか、そういうところの学校は、別に本なんか買わなくても卒業できちゃうんだ、極端なこと言えば。だけれども、工学部とか医学部というのは、医学書を1冊買っても高いんですよ。

そういう意味では、お金がかかるところなので、授業料を払ってもらっただけでは、なかなかお医者さんは苦勞しますよと。特にこういう制度をお使いになるという方は、裕福というか、お金の余っている人は使わないと僕は思うんだ。やっぱり医学をやりたいんだけれども、お父さんにもお母さんにも無心するのがかわいそうだなと、こういう思いのある方も含めて、こういう制度を使うということだと思んですよ。当然医学に燃えている方も使うんですよ。だけれども、そういう制度になってしまうのではないか。

そうすると、やっぱり水戸市が要望しているお医者さんには、ある程度手厚く、そして、医者の数も全体的にふやしていく、こういうふうな考え方があってもよかったのかなと。

これ、なぜ言っているかという、私も5年も6年も前から、奨学金を払って医者をふやせ、ふやせと、質問もやっているわけですよ。やっとこれ、芽生えたんだけれども、何か出てきたら、ほかの市と余り変わらないんだよ。ということは、余り魅力がない、制度自体が。だから、そういう意味では、その辺を御検討していただいた結果こうだったのか、それとも、そこについてはこれから、その制度の進捗を見ながら見直していくよということなのか、その辺について。

今答弁できなければいいですよ。小林保健センター所長1人の問題ではないので、本来だったら、秋葉副市長がいるから、水戸市全体の課題なので、秋葉副市長さんから答弁をもらってもいいんだけれども、これ、市長が今まで、出おくれちゃったというのは、市長の判断がやっぱり遅かったと思うんだよ。だから、全体的に検討しなくちゃならない話だとすれば、答弁は結構ですけども、やっぱり今の水戸市の医療の現状を考えると、基幹医療に頼っているから医師の数が足りているんですよという認識があるんですよ。そして、町医者を見ると、もう70歳過ぎ、65歳過ぎの人がたくさんいて、そして、これが2世、3世に受け渡しができないような状態も、今、医療の現場ってあるんですよ。

そうすると、全体のお医者さんの数をふやす、プラス専門医をふやす、こういう二面性のある医師の確保策というものを考えていかないと、この制度自体つくっても、なかなか厳しい状況があるのではないですか。だって、3科に行くかどうかわからないんだもの、入学するとき。俺、向いていないといったときには、もう返済になっちゃうじゃん。

だから、やっぱり、まずはお医者さんになってもらう、水戸市に来てもらう。俺は医者になって水戸市に行くんだと、こう思ってもらおう。水戸市が困っている。じゃ俺、産婦人科医になろうか、救急科医になろうかと、こういうふうなことの中で、そういう人を募っていかないと、やっぱり厳しいのかな。

だから、10人ぐらいお医者さんを1回に認定しても、恐らくその中で、産婦人科医、救急科医、小児科医、これになるのは恐らく1名、2名だと思うんだよ。そのぐらい今、厳しい状況なんですよ、この3科は。ですから、そういうことを——答弁はいいですよ。結構です。もう50分になるからね。

すみません、ありがとうございました。

○高倉委員長 ほかにございませんか。

ないようですので、議案第3号についての質疑を終わらせていただきます。

次に、議案第4号 水戸市指定居宅介護支援事業等基準条例について、質疑のある方は発言を願います。

田中委員。

○田中委員 介護保険絡みの条例がたくさんありまして、非常に名前が複雑で、こんがらがるといって見えておりますが、まず、この議案第4号ですけれども、県から移譲されてくるということでありまして、管理者要件について主任介護支援専門員であることを定めるということ、いわゆるケアマネジャーの主任ということ、これは、私の理解では5年以上の実務経験があつてからケアマネジャーになれて、その後5年の経験、つまり10年以上ですね、経験者ということなんだと思うんですけれども、こういう規定を、市内の事業所は、おおむね満たすことができるんでしょうかというのがまず一つです。この規定を設けることによって、満たさなくなっちゃうようなところがないのかということです。それが1つ目です。

それから、イは利用者保護の観点ですから、いいと思うんですけれども、ウですけれども、訪問介護、ヘルパー利用回数が多いケアプランは、市にケアプランを届け出る旨を定めるということでありまして、これは、つまり利用の制限とかにならないのかという懸念の声が出ているのも事実であります。国は、要介護1の場合は月26回とか、要介護3の場合は42回とかという例示をしているという情報もあるんですけれども、まだそれは確定していないというふうに聞いていますが、ともかく、そういうルールをつくることで、ケアマネジャーが利用を、いわば自己規制するみたいなことにならないのかということです。

1日複数回利用されるという場合の例を考えますと、認知症のひとり暮らしの方が、朝も来て、夕方も来ていただいて、支援していただくみたいな場合が多いんじゃないかというふう思うんですね。それを例えば1日1回だけというふうになったとすると、家族介護だとか、保険外サービスの利用とかというふうになつてしまわないのかということがあるんですけれども、その辺、あとのウの改正にかかわって、御見解をお聞きしたいと思います。

○高倉委員長 荻沼介護保険課長。

○荻沼介護保険課長 田中委員からの2点の御質問にお答えいたします。

まず最初の、支援事業所の管理者が主任介護支援専門員ということで、上級の資格者になるということですが、今現在どこが満たさないかというのは、実数は把握しておりませんが、ある程度、主任介護専門員の方、有資格者ですね、相当数出ておりますので、また、平成32年までは経過措置で、現行どおりということも認められておりますので、その辺につきましては十分、その猶予期間の中で、市としても対応していきたいと思っております。

2点目の、訪問介護の利用回数が多い場合、市に届け出を出すということは、これは利用の制限、規制につながるのではないかと御質問かと思いますが、現在のところ、利用回数につきましては、国から政令が、今年4月に出る予定となっておりますので、まだ実数はわかりませんが、ただ、国が定めます今回の基準に基づく本条例の趣旨は、利用者の自立支援、重度化防止、また地域資源の有効活用等の観点から、通常のケアプランよりかけ離れた回数の訪問介護の利用について、保険者が確認をして、必要に応じて、それがまずい場合は是正を促すというのが目的でございますので、サービスを制限するという趣旨ではなく、適正な利用を確保するという趣旨のもとに運用していく考えでございます。よろしく申し上げます。

○高倉委員長 田中委員。

○田中委員 参考までにわかれば、例えばこれまで市内のサービス利用の中で、通常からはあり得ない多い例があって、それに何か指導が入ったりとか、あるいは相談したりとか、そういったことは現実に起きているんでしょうか、どうなんですか。

○高倉委員長 荻沼介護保険課長。

○荻沼介護保険課長 今現在の訪問介護の利用につきましては、1回の利用が、一応2時間あけるといことがルールづけされております。また、サービス料につきましては、要介護度ごとに限度額というもの定まっておりますので、その範囲内であれば、特に水戸市から指導するということはございません。

○高倉委員長 よろしいですか。

ほかにございませんか。

田口委員。

○田口委員 参考資料で、この条例の中で水戸市が定める基準というところでありまして、3ページに成年後見人制度の活用の支援ということがありますが、事業者はというところから始まっていることから、この流れというのをちょっとお示しいただければと思います。

○高倉委員長 荻沼介護保険課長。

○荻沼介護保険課長 こちらにつきましては、あくまで努力規定といいますか、そういった成年後見人が必要な利用者に対応するようなことがあった場合は、そちらの利用につなげるように、例えば市にもそういった窓口を設置しておりますので、そちらにつなげていく努力をしていただくということで規定させていただいております。

○高倉委員長 田口委員。

○田口委員 利用者あるいは事業者が関係する人というか、この制度についてお聞きしたいとか、利用したいということになった場合に、事業者は速やかにそういう相談を受けるということということですか。

○高倉委員長 荻沼介護保険課長。

○荻沼介護保険課長 そうですね、専門職ですから、そういう必要性を感じる場面があると思うんですね。そういう場合につきましては、その支援に努めていただくという、努力規定ということになってございます。

○高倉委員長 よろしいですか。

○田口委員 はい、いいです。

○高倉委員長 袴塚委員。

○袴塚委員 ちょっと意見だけ。

記録文書の保存期限ということで、省令については完結の日から2年間保存しなければならないということ、それを水戸市の場合には完結の日から5年間と、こういうふうな読み方になるんだと思うんですね。

実は、居宅介護支援事業所というのは、大きな事業所がやっているのではなくて、比較的小規模なんです。そうすると、5年間その書類を保管しておくということになると、非常にハードルの高い、もしくは場所の問題等があって、5年間で1冊とか2冊というレベルではないと思うんだよ、これね。

ですから、この辺については、状況を確認しながら、やっぱり基準省令に合わせていくとか、この期間を短縮していくとか、そういうふうな方法が必要なのではないかなというふうに思っていますので、これについては、ぜひそういう方向でお願いしたいというふうに思います。だめだというときだけ答弁ください。

○高倉委員長 荻沼介護保険課長。

○荻沼介護保険課長 だめではないんですけども、答弁させていただきます。

やはり小規模の事業所さんの負担は、こういった点で、やっぱり厳しいということは、我々も十分認識しておりますので。ただ、今現在、市内にあります全事業所さん、水戸市が所管するところと県が所管するところとあるんですが、県も5年となっておりますので、今時点での水戸市だけの改正といいますと、市内全体ですね、ちょっと整合がとれないという点もございますので、今後、中核市移行後は、全事業所が水戸市の所管に移行します。それとともに、障害者施設なども水戸市の所管になりますので、そちらもあわせて、整合性をとれた形でやっていきたいと思っておりますので、そちらにつきましては今後の検討課題とさせていただきますので、よろしくお願いたします。

○高倉委員長 ほかにございませんか。

ないようですので、議案第4号についての質疑を終わらせていただきます。

次に、議案第9号 水戸市国民健康保険条例の一部を改正する条例について、質疑のある方は発言を願います。

ないですか。よろしいですか。

ないようですので、議案第9号についての質疑を終わらせていただきます。

次に、議案第10号 水戸市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、質疑のある方は発言を願います。

田中委員。

○田中委員 国民健康保険の都道府県単位化に伴っての定義変更という御説明でありました。

基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額、それから介護納付金課税額と3つに分かれているんですけど

も、この都道府県単位化というのが4月から始まるに当たり、今年度、市町村は、はっきり言って振り回されたというふうに私は感じています。秋口以降に、茨城県が水戸市に試算を示してきたんですが、最初が大体91億円とあって、その次88億円になり、71億円になり、最終的には68億円ということで、初年度というのを割り引いても、二転三転といいますか、固まるのに相当かかったということで、何のためにやっているのかなというのが率直な私の感想で、現場の職員も大変だったと思いますけれども、この基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額、介護納付金課税額というものの算出については、今後毎年度、同じようなことが繰り返されるというふうな理解でよろしいのでしょうかというのが1点目です。

それから、あわせて、国は3,400億円出すと、低所得者対策に1,700億円出すというふうなことでアナウンスはされているんですけども、実際問題、それが満額来るかどうかはまだ不透明なんですけども、いずれにしても、それと引きかえに、市町村独自で、いわゆる法定外繰り入れ、一般会計繰り入れは削減、解消していこうというような流れがあって、それは水戸市としても、同じような考え方で今後もいかれるということなのか。

今回、値上げ改定が回避されたというのは、非常に私もよかったなと思うんですけども、毎年これで悩まされることになっちゃうのかなというふうな思いをしているので、その辺の動向を、来年度どういう見通しをお持ちなのか、あわせてお聞かせいただきたいと思います。

○高倉委員長 川津参事兼国保年金課長。

○川津保健福祉部参事兼国保年金課長 制度改革に伴いまして、市町村が県から示された国保納付金に基づいて、次年度の保険料率を検討するというところで進むわけでございますけれども、この県が検討する国保事業費納付金等につきましては、前々年度の決算内容をもとに試算するという事になってございまして、今回の平成30年度の納付金につきましては、平成28年度の決算等の状況を踏まえて検討するという事になってございます。したがって、国の説明では、今後引き続き、確定値等の市町村への通知というのは、今年度と同様に年末に示される予定というふうに聞いてございます。

あと、続きまして、一般会計からの繰り入れに対する考え方の御質問かと思っておりますけれども、今回の制度改革につきましては、国保財政の安定化を目的の一つとしておりまして、その中で、一般会計からの赤字繰入金については、計画的な削減をしていくということが一つあるかと思っております。本市におきましては、平成28年度におきまして、財政状況の改善等によりまして、赤字の繰り入れについては実施しないで済んだということがございますので、今後の保険料率の見直しにおきましても、逆戻りすることがないように、一般会計からの繰り入れにつきましては実施しないような形を前提に、料率を検討していきたいというふうに考えてございます。

○高倉委員長 田中委員。

○田中委員 今回、値上げ改定が回避されて、据え置くのはよかったんですけども、今、市長さんはもし足りないという見込みが立てば、次年度改定もあり得るみたいな立場でいらっしゃると思うんですけども、そうなりますと、県の示すのが毎年年末ということで、そこからばたばた料率計算をして、値上げになるかもしれないみたいなことが起きるとすれば、やはり既に高い国保税でありますから、それを回避しようと思えば、必要があれば、やっぱり一般会計から入れる以外に手だてはないのかなというふうに私は思うんですね。

ですから、今課長さんの御答弁は、そういうふうにしなないようにするというんだけれども、やっぱりそれでは、負担がふえる道が開けてしまうのかなというふうに思うんです。

県単位化に伴って、財政基盤を強化するとか、あるいは国保の運営を効率化するというんだけれども、現実には市町村が自前でやっていたほうが、非常に事務的にも面倒じゃないんじゃないかと。これは課長さんに言っても、ちょっと仕方がない部分があるんだけれども、率直に言っても、私はそういうふうに思います。

ですので、今後、次年度の料率計算、少なくとも県が示す算定のあり方については、やっぱり市町村としても意見すべきじゃないかと。こんなにぎりぎりまで何回も、二転三転も変わるというのはやめてくれというぐらいは、せめて言うべきじゃないかというふうに思うんですが、その辺は何か自治体間で協議しているようなことがあるのか、ないのか。その点だけ、ちょっとお聞かせいただきたいと思います。

○高倉委員長 川津参事兼国保年金課長。

○川津保健福祉部参事兼国保年金課長 再度の田中委員の御質問にお答えいたします。

県の確定値の公表の時期につきましては、市町村の予算編成の時期ぎりぎりの中で示されるということが実際にございます。そのような状況の中で、そのようなスケジュールが今年中に示されたときに、私どものほうでは、県の会議の中で意見として、県に申し伝えたところでございます。

ただ、そのときの県の答弁といたしましては、国から料率算定の時期、決算の時期、そういったものを踏まえて、できるだけ正確な数値に基づいた算定をしたいということで、この時期になるというふうに聞いていたというような御説明がございまして、本年度については12月ぎりぎりに提示されたということでございすけれども、市の事務の関係もございすので、引き続き、県を通じて要望していきたいというふうに考えてございす。

○高倉委員長 よろしいですか。

ほかに。

袴塚委員。

○袴塚委員 すみません、これ、県に移管されて、こういうことになって、うまくスタートできたのかなというふうに思っています。

ただ問題なのは、県の運営の仕方を、じゃ誰が管理するのと。市町村は、県から料率を言われれば、それを納めなくちゃならないということになっちゃって、県は集める苦勞も何もしないわけですよ。格好いいところばかり、払うときだけやるわけだから。だから、そういうことの中で、国保市町村連絡会みたいなのをつくって、県のやっていることについて、まずいとか、いいとかということがあれば、その協議会の中で、連名で県と対峙すると。対峙するとか、戦うという意味じゃなくて、意見を交換すると、こういうふうな組織運営が必要なのかなというふうに思っていますので、これについては、これからの問題かもわかりませんが、水戸市単独ではなくて、いろんな形の中で関係市町村と連携を深めていくと、こういうふうなやり方をしていただきたいと、意見だけ申し上げます。

○高倉委員長 ほかに。

田口委員。

○田口委員 国民健康保険税条例の改正ということで説明がありましたけれども、県のほうになったという

ことではありますが、今までの算定基準というか、算定の仕方について伺いたいと思いますけれども、これまで水戸市でやっていた算定と県で算定する基準、あるいはその仕方というのは変化はあるのか、ないのかをちょっとお伺いします。

○高倉委員長 川津参事兼国保年金課長。

○川津保健福祉部参事兼国保年金課長 これまで市単独で運営していた場合と、県単位化になった場合の料率の算定方法の違いということの御質問かと思うんですけれども、これまでというか、現在ですね、市町村独自に運営した中で、保険料率の算定におきましては、現年度以前の決算状況等を踏まえ、さらに今後、将来に向けた支出の状況、それから被保険者の状況、こういったのを見た中で、料率を決めていたということがあったかと思えます。

今回の国保の県単位化につきましては、同じように、今度は県全体の保険給付費等の支出金額、その将来の伸びですね、そういったものを踏まえた中で、県全体に必要な保険料率を算定し、それを一定の医療費水準等を踏まえて、市町村に納付金として納付をお願いするというような内容になってございまして、今までは市町村単独の中での決算状況を踏まえて、あるいは将来の見込みを踏まえて、料率は算定していたということになりますので、その部分が若干というか、変わってくるかなというふうに思っております。

○高倉委員長 田口委員。

○田口委員 県が県単位で、そういう判断をしながら各市町村に割り振るといいますか、示すということだと思えますけれども、県全体となると、県を一つの枠として考える。水戸市に算定の額が示されるということは、県は県全体も考えるけれども、水戸市の変化というのがどのように推移しているかということも考慮に入れながら、水戸市には算定額を示されるんでしょうかね。それをお伺いします。それで終わります。

○高倉委員長 川津参事兼国保年金課長。

○川津保健福祉部参事兼国保年金課長 再度の田口委員の御質問にお答えいたします。

県全体の国保必要事業費を算定した後、市町村にそれを配分する際には、各市町村の医療費水準あるいは所得水準、こういったものを加味した中で配分されるということになります。したがって、医療費が高くかかっているようなところには、一定の率で納付金を多く配分するというような、そういう若干の調整が行われております。

○高倉委員長 よろしいですか。

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高倉委員長 ないようですので、議案第10号についての質疑を終わらせていただきます。

次に、議案第12号 水戸市介護保険条例の一部を改正する条例について、質疑のある方は発言を願います。

田中委員。

○田中委員 2点お聞きします。

1つは、第1号被保険者保険料率について据え置くということで、値上げされないことはよかったと思っておりますが、この据え置きの財源見通しというのは、予算にもあるんですけれども、ここで聞いておきたい

と思うんですが、これまでの第6期の決算見込みと、いわゆる基金等の剰余分の活用の計画について聞きたいというのが1つ目です。

それから、2つ目は、(3)ですけれども、過料の対象者についての改正がありますが、これについては、第1号被保険者、いわゆる65歳以上については、既にあったものということなのかという点と、そこに対して適用した例はあったのかということについて、お聞かせいただきたいと思います。

○高倉委員長 荻沼介護保険課長。

○荻沼介護保険課長 田中委員からの2点の質問のうち、まず最初の、次期介護保険の平成30年からの3年間の財源見通しというようなお話でございます。

今回、補正予算にも提案させていただいている内容と重複するのではあるんですけれども、現在、介護給付費準備基金という基金を創設しておるんですけれども、そちらの残額が、平成28年度末で3億221万6,000円ということで決算してございます。今回の補正で、これに2億15万2,000円を積み増しを行うということでございますので、合計しますと、5億円を超す5億226万8,000円ということになるかと思いますが、こちらの基金を財源といたしまして、次期の介護保険会計に充てていきたいというふうに考えてございます。

2点目の過料のお話でございます。これまでも第1号被保険者につきましては、過料の規定はございましたが、介護保険は平成12年から始まりましてけれども、過料の処分は水戸市でやったことは一度もございません。

以上でございます。

○高倉委員長 よろしいですか。

○田中委員 はい。

○高倉委員長 ほかにございませんか。

田口委員。

○田口委員 資料の中段あたりに、保険料段階の判定に用いるとのことで、災害、土地収用等を含むのに対しては控除するというふうに書いてありますが、ここに改めて書いてあるということは、これまでなかったということでもいいんですかね。

○高倉委員長 荻沼介護保険課長。

○荻沼介護保険課長 こちらにつきましては、これまでは介護保険の制度の中では、例えば自分の意思によらない土地収用があった場合であっても、介護保険料が上がってしまうというような実情がありましたので、今回、特に東日本大震災と熊本地震という大きな災害がありまして、その中で集団移転とかということがあった中で、やはり問題がありまして、国がそれに対応するような形で、新たに介護保険を改正したことによりまして、水戸市もそれに応じて条例を改正するものでございます。

○高倉委員長 田口委員。

○田口委員 関連するような形になりますけれども、そうすると、国民健康保険税に関しては、今まで従前どおりということで、介護保険だけが変わったということでもいいんですかね。

○高倉委員長 荻沼介護保険課長。

○荻沼介護保険課長 田口委員の御質問ですが、国保のほうは従前からございました。介護だけがなかったという、我々も、その点についてはいろいろ国、県に申してはおったんですけども、今回改めて実現したというような状況でございます。

○高倉委員長 ほかにございませんか。

袴塚委員。

○袴塚委員 水戸市の定める基準の中に、口腔衛生の確保の取り組みを行うよう努めるとありますよね。これって、これに努めると加点はあるんですか。加算金はあるんでしょうか。

それから、もう一つ、非常用については、定期的という言葉があります。本市でも、起こり得る災害に対する具体的な計画を策定とかというふうに縛りができたんですけども、これについては……

○高倉委員長 今、発言の途中なんですけど、議案第12号の内容じゃないのかなと思うんです。

○袴塚委員 違った。ごめんごめん、はい、わかりました。

○高倉委員長 ほかにございませんか。

ないようですので、議案第12号についての質疑を終わらせていただきます。

次に、議案第13号 水戸市地域包括支援センター基準条例の一部を改正する条例について、質疑のある方は発言を願います。

田中委員。

○田中委員 主任介護支援専門員、さっきも出てきた主任のケアマネジャーさんの定義だと思うんですが、これは水戸市の地域包括支援センターに従事するという者の条例ですが、この資料の4ページですと、5年ごとの更新研修を受けた者ということにするということだと思うんですが、ちなみに、水戸市の地域包括支援センターにはどのくらいいらっしゃるって、どういう役割を果たされているのかということをお聞きしたいんですけども、ケアマネジャーさんに対する指導、助言ということなのか、サービス提供の質向上という点では大事な役割を担う方だと思うんですけども、どういうふうな状況なのかということと、5年ごとの更新研修というのは既にあるものなのか。それとも、これからつくるとすれば、どういう内容を研修されるのか、あわせてお聞きしたいと思います。

○高倉委員長 荻沼介護保険課長。

○荻沼介護保険課長 主任介護支援専門員の地域包括支援センターでの役割でございますが、こちらの職務につきましても、必ず設置する義務がございます。その中で、やはり1人の要介護者ばかりを見るのではなく、地域の介護の必要性とか、その辺の地域との連携という点が、主任介護支援専門員に課されている役割だというふうに私は認識してございます。

2点目の、これまで研修が5年ごとということは、今回初めてかということでありましたが、これはもう既に、平成27年でしたか、始まっている制度でございまして、このタイミングでやっておくと、ちょうど研修が始まって5年たつ前に、この条例を整備しておかないとだめですので、そういうタイミングで今回出させていただいているということでございます。

研修の内容につきましては、1週間ぐらいですね。朝から晩まで、座学から実地のものも含めまして、かなり密度が濃い内容だというふうに私は聞いてございます。

以上でございます。

○高倉委員長 ほかにございませんか。

ないようですので、議案第13号についての質疑を終わらせていただきます。

次に、議案第14号 水戸市指定地域密着型サービス事業基準条例の一部を改正する条例について、質疑のある方は発言を願います。

袴塚委員。

○袴塚委員 先ほど申し上げた口腔ケアの加算金の話と、それから、定期的に従業員に周知するとともにということで、避難、救出をやる。これは今までは、特養なんかでは1年に一遍、避難訓練をやったり何なりと、こういうふうな縛りがあったんですけども、そういう考え方でよろしいのか、どうなのか。この2点だけ。

あと、保存期限が5年というのは、先ほども長いと言いましたので、それは先ほどの答弁で結構ですから、この2点だけちょっとお聞かせください。

○高倉委員長 荻沼介護保険課長。

○荻沼介護保険課長 まず、口腔ケアの件ですね。お配りしました参考資料では、3ページの表の(7)で、口腔衛生の確保ということでしたが、やっぱり口腔衛生については、認知症予防にもつながるとか、そういうようなお話もありますので、市としては非常に重要なものであるということで認識しておりますので、これについては、やっぱり努力をしていただくということで、今回規定させていただいています。ちなみに、ほかの施設、これまでありました地域密着型サービスにつきましても、同じように口腔ケアの推進につきましても、同じような形で規定させていただいておりますので、それとの整合という点でも、今回規定をさせていただいてございます。

また、避難訓練ですね。こちらにつきましては、私ども、実地指導の中では指導はしてございますし、また、こちら、場合によっては、消防法の総合訓練とか避難訓練とか、そちらにも該当するものでございますので、あくまで法の範囲内の中で指導をしてございます。

答弁は以上でございます。

○高倉委員長 袴塚委員。

○袴塚委員 口腔ケアについては、今盛んに言われているのは、口の中の衛生をしっかりとすると病気にならない。それから、そしゃくをするという意味でも、大変重要な役割を果たしているんだと。こういうことで、既に特養なんかにおいては、口腔ケアについて、医師との連携を深めてやっていくと、口腔加算というのがもらえるようになっていきますよね。

ですから、水戸市の横出し、先出しではありませんけれども、せっかくこういうところでも口腔ケアをやるんだということであれば、できればそういうふうな対策をとっていただければ大変ありがたいなど、意見だけ申し上げておきます。

○高倉委員長 ほかにございませんか。

田中委員。

○田中委員 地域密着型サービス事業で、説明資料のうちのイですけれども、共生型地域密着型通所介護と

というのがございます。これは、障害者の方の65歳問題というのがずっと言われていて、障害者の方が障害サービスを使っている、65歳になりますと介護保険優先ということで、それまでの福祉サービスから離れなければならないという状況があって、この矛盾を解決するための一歩前進だとは思いますが、そもそもこの適用されるであろう事業所というのは、市内におありなんでしょうかというのがまず質問です。

それから、要介護の方はこれが適用になるんですけども、要支援の場合は、まだそこまで制度ができていないというふうにも聞いているんですが、その辺の状況もあわせてお聞かせいただければと思います。

○高倉委員長 荻沼介護保険課長。

○荻沼介護保険課長 田中委員の2点の、御質問の最初の共生型地域密着型通所介護事業所になり得る事業所は本市にあるかということでございますが、実際、生活支援されている、障害関係の通所介護事業所については31あったかと思えます。そのほかにも、学校が終わった後、預かりの、そういった事業所なども、たしか40ぐらいあったかと思えますが、一応その辺ありますので、ただ、あくまで水戸市が認可するのは、定員が18人以下の通所介護です。19人以上になりますと、県の認可になってしまいますので、その区割りがまたちょっと、どちらになるかというのがわかっておりませんが、十分こちらに変更可能な事業所はあると考えております。

また、要支援の方につきましては、同様のサービスが見当たらないのではないかと御質問ではございましたが、確かにそのとおりでございます。ただこれは国の法律に基づいて施行しているものですので、その点につきましては御理解いただきたいと思えます。よろしく願いいたします。

○高倉委員長 田中委員。

○田中委員 後段の話は、本当に全国的に障害者団体が国に改善を求めている点ですので、水戸市単独でどうこうというのは確かに難しいんですけども、その前段の話は、今回一歩前進なんですけれども、現在利用されている方、あるいは事業所も、この制度変更を十分認識していないかもしれませんので、そういった条例改正にあわせて周知して、65歳になっても同一事業所で利用が継続できるような手だてを、ぜひ市としてもとっていただきたいと思えます。これは要望として申し上げておきます。

エのほうですけれども、いわゆる認知症の方のグループホームだと思うんですが、身体拘束の禁止等を図るための措置ということで、添付資料が随分たくさんあるんですけども、21ページ、22ページにかけてありますが、どういうケースを想定したらいいのかというのがちょっとわからないので、教えてもらいたいと思えます。緊急やむを得ない場合を除き行ってはならないということとか、それから、身体拘束等の適正化を図るための措置というのが規定されているんですが、基本的に禁止だけでも、やむを得ない場合というのはどういうことを指すのか。その辺をお聞かせいただければと思います。

○高倉委員長 荻沼介護保険課長。

○荻沼介護保険課長 この身体拘束禁止の条項の実際の運用の方法についての御質問だと思いますが、確かに身体拘束は介護保険におきましては禁止となっております。ただし、御本人に認知症があって、例えば管とか体についているものを取ってしまうとか、あと、他人に危害を及ぼしてしまうという場合に限っては、ちゃんと事業所で基準を定めた上で、期間を定めて、利用者との合意を——利用者というのは御家族ですね——合意をとった上で、限定的にやるということです。これがないと、やはり本人、または入所者の生

命、身体に危険を及ぼす場面がございますので、必要なことかと考えております。

以上でございます。

○田中委員 わかりました。

○高倉委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高倉委員長 ないようですので、議案第14号についての質疑を終わらせていただきます。

次に、議案第15号 水戸市指定地域密着型介護予防サービス事業基準条例の一部を改正する条例について、質疑のある方は発言を願います。

ございませんか。

ないようですので、議案第15号についての質疑を終わらせていただきます。

次に、議案第16号 水戸市指定介護予防支援事業等基準条例の一部を改正する条例について、質疑のある方は発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高倉委員長 ないようですので、議案第16号についての質疑を終わらせていただきます。

次に、議案第17号 水戸市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について、質疑のある方は発言を願います。

田中委員。

○田中委員 いわゆる住所地特例というものですが、これによって、水戸市外にいらっしゃる水戸市民扱いの方というのは、どれくらいいらっしゃるのかわかりますでしょうか。

○高倉委員長 川津参事兼国保年金課長。

○川津保健福祉部参事兼国保年金課長 田中委員の御質問にお答えいたします。

すみません、国保の人数しか、現在把握はしていないんですけれども、国民健康保険の住所地特例を受けている方、他市に住所がありまして、本市の住所地特例を受けている方は49名でございます。

〔「水戸市から転出した人」と呼ぶ者あり〕

○川津保健福祉部参事兼国保年金課長 失礼しました。水戸市から他市に行って住所地特例を受けている、県外の方ですけれども、3名でございます。

○高倉委員長 よろしいですか。

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高倉委員長 ないようですので、議案第17号についての質疑を終わらせていただきます。

次に、議案第18号 平成30年度水戸市一般会計予算中第1表中歳出中第3款（民生費）中文教福祉委員会所管分、第4款（衛生費）中文教福祉委員会所管分、第9款（消防費）及び第10款（教育費）中文教委員会所管分並びに第2表継続費中第4款（衛生費）中文教福祉委員会所管分及び第10款（教育費）並びに第3表債務負担行為中文教福祉委員会所管分について、質疑を行ってまいります。

なお、第1表中歳出の質疑の進め方でございますが、効率的に議事運営を進める観点から、款ごとに分け

て質疑を行ってまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、初めに、第1表中歳出中第3款（民生費）中文教福祉委員会所管分について、質疑のある方は発言を願います。

袴塚委員。

○袴塚委員 生活保護費の伸びが圧倒的にですね、議案書②130ページの生活保護総務費の中で、多くなったのは世帯数がふえた、こういう説明があったと思うんですが、どのくらい伸びているのか、御存じでしたらお聞かせをいただきたい。

○高倉委員長 斉藤生活福祉課長。

○斉藤生活福祉課長 ただいまの袴塚委員の質問にお答えいたします。

生活保護を要します人員、世帯数等の増加の状況でございますが、平成29年度につきましては、大体横ばいではあるんですけども、微増という状況でございます。ふえてはいるんですけども、微増という状況です。

〔「何世帯ぐらいふえたの」と呼ぶ者あり〕

○斉藤生活福祉課長 2月末までの現在で10世帯がプラスという。

○高倉委員長 ほかにございませんか。

田口委員。

○田口委員 第3款1項社会福祉費の中で、議案書②115ページの少子化対策費で、説明では、結婚ときめきプロジェクトなどというような説明がありましたけれども、当初予算の概要を見たときに、結婚ときめきプロジェクト、さらには新婚世帯の住宅補助等が、この予算と考えられるんですが、よろしいですか。

○高倉委員長 柴崎参事兼子ども課長。

○柴崎福祉事務所参事兼子ども課長 田口委員の御質問にお答えいたします。

当初予算の概要に結婚ときめきプロジェクトとしてお示しした2,610万円の内訳といたしましては、これまでも平成28年度から始めさせていただいた25歳の大同窓会に關します部分が、委託料として200万円、それから、結婚新生活支援補助金、こちらは平成29年度の9月補正で、10月から制度を開始させていただいたものでございますが、こちらについては、平成30年度も引き続き事業を実施してまいるといふことで、2,400万円がこのうちの内訳になっております。

なお、25歳の大同窓会に相当するイベントに關しましては、おかげさまで、大変好評のうちに事業としては実施したところではございますが、少子化対策、結婚に直結するような成果がなかなか出にくいという反省点もございまして、制度設計から改めて見直しながら、効果的な事業展開を図ろうと考えております。

○高倉委員長 田口委員。

○田口委員 結婚ときめきプロジェクトは委託していると言いましたけれども、その委託先をまずお伺いすると、それから、新婚世帯に対しての住宅の補助、賃借の費用の補助ですね。これって、今説明あったように、昨年の10月からでしたか、始まっておりますけれども、利用状況というのは、制度を利用された方はいらっしゃるのかどうかと、あと、来年度の予算に向けては、どのくらいの世帯数を考えて、このような数字をはじき出したのかなというのをちょっとお聞きしたい。

○高倉委員長 柴崎参事兼子ども課長。

○柴崎福祉事務所参事兼子ども課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

まず、25歳の大同窓会に関しましては、企画運営委託ということで、東京都千代田区にございますSHOW-YA株式会社というイベント業者、あるいは同窓会イベントを主の事業としている事業実施体に、2カ年に続き、企画コンペのような形で選ばせていただいて、結果として、東京都の事業者に実施を委託したところでございます。

2つ目の御質問で、今年度始めさせていただいた支援事業補助金の実績でございますが、これまでにお問い合わせを含めまして、約30件の具体的に進めさせていただいている事案がございます。予算としては80件を見込んでおりましたが、おおむね30件前後が実績になる見込みでございます。このうち10件ほどが、実際に書類を調べて支払いに回りつつあるという、支払い済みも含めて、そういうような状況でございます。

また、来年度につきましては、こういった実績を踏まえまして、件数見込みといたしまして、今年度同様、時期は倍にはなりませんけれども、80件を見込んでございまして、ただ、国の制度設計として、確定ではないんですけれども、今、上限が24万円ということでございましたが、来年度は、そちらが30万円に上乗せになるというようなことでもって積算させていただいております。

○高倉委員長 よろしいですか。

木本委員。

○木本委員 議案書②の128ページの5目保育所費なんですけれども、前年度比1.1%増だったかと思うんですが、今回の定例会の代表・一般質問等でも、市長が、本当は今年度目標を達成しなかったんだけど、できなかったということで、大変憂慮されていたと思うんですが、これを見る限り、新年度、特に開設の予定がないのかなというのが1点と、あと、市長が憂慮されていることについて答弁していたのが、保育士さんをどう確保していくかということと、あとミスマッチ、施設と入所希望者のミスマッチをどう解消するかというところを言っていたんですが、この予算を見ても、そこら辺がよく見えないんですけれども、そこについて御説明を、次年度の対応をお願いします。

○高倉委員長 鈴木参事兼幼児教育課長。

○鈴木教育委員会事務局教育部参事兼幼児教育課長 ただいまの木本委員の御質問にお答えいたします。

新年度予算には反映されていないのかということでございますが、こちらの保育所費につきましては、公立保育所関係の人員費等ございまして、民間保育所につきましては、児童措置費で、新たに保育所、小規模保育施設8カ所、そして、後から説明も出てくると思うんですけれども、補正で90人の保育所を1カ所開設する予定でございます。

それと、保育士確保策につきましても、同じような形で、保育士就労支援補助金の拡充と、ミスマッチ関係につきましては、保育コンシェルジュ等を活用いたしましての、きめ細やかな入所あっせんということで考えております。

○高倉委員長 今のは、保育所費では公立保育所の運営に係る費用で、児童措置費に、126、127ページですね。こちらのほうで民間保育所の整備が。もう1回わかるように説明してください。

鈴木参事兼幼児教育課長。

○鈴木教育委員会事務局教育部参事兼幼児教育課長 申しわけありません。こちらにつきましては、ページといたしましては、124ページ、125ページになりますけれども、1目の児童福祉総務費のところでの保育所入所に関する民間児童福祉施設整備事業費、125ページの扶助費の一番下の最後の丸のところでございます。失礼いたしました。

○高倉委員長 ほかにございませんか。

袴塚委員。

○袴塚委員 すみません、さっき聞き忘れちゃったので、今、生活保護の方々の子弟を対象に学習支援をやっていますよね。これはここで聞いても大丈夫ですか。

○高倉委員長 はい。

○袴塚委員 それが今、状況がどうなっているのか、また、来年度の見込みはどのぐらいなのか。

それから、開放学級なんですけれども、平成32年度までには全員が入れるように開放学級をやるんだという市長の答弁もあったように思っているんですが、これらについて、施設整備が本当に間に合うかどうかという部分があると思うんですよ。そういった予定の中で、来年度の予算のどこでどんなふうにおやりになるのか。

○高倉委員長 斉藤生活福祉課長。

○斉藤生活福祉課長 ただいまの袴塚委員の質問にお答えいたします。

学習支援事業の来年度に向けての取り組みの状況でございますが、まず、平成28年度からの状況を簡単に御説明申し上げますと、平成28年度当初は生活保護世帯のみでスタートしておりまして、赤塚ミオス周辺の小中学校を対象に、71名を対象の方として始めました。それから、平成29年度につきましては、生活保護世帯に準要保護世帯を加えまして、赤塚地区の一部世帯を——見川中学区ですけれども——ふやして実行してまいりました。平成30年度につきましては、拠点をミオスと、もう一つふやしまして、市内全体を対象に事業を実施していきたいということで考えております。

対象人数につきましては、市内準要保護世帯、要保護世帯合わせまして、全市内で1,119名ほどの対象人数がございます。参加の状況でございますが、平成28年度につきましては、平均4.5人の参加でございまして、平成29年度については9.1人の実績がございます。さらにこれが倍ぐらいにふえるというふうに、今予定はしております。

もう1カ所ですけれども、水戸市南部老人福祉センターふれしあが吉沢町にあります。そこを拠点として1カ所ふやしていきたいと考えています。

以上です。

○高倉委員長 小川総合教育研究所副所長。

○小川総合教育研究所副所長 先ほどの御質問にお答えいたします。

開放学級につきましては、平成31年度中に、小学6年生まで希望する児童の全員を受け入れるということを目指して頑張っております。実施場所の確保に当たりましては、まず毎年、学校ごとに児童数の推計をもとに、前年度の開放学級入級希望者の率等を掛け合わせて見直しを行っております。その上で、専用棟が

必要な学校、また余裕教室が必要な学校等を決めまして、3か年実施計画に計画的に位置づけを行っております。

そうした中で、平成30年度につきましては、梅が丘小学校と渡里小学校に専用棟の建設を予定しております。今現在、全ての開放学級で受け入れ学年を4年生まで拡大しております。一部の12校におきましては、6年生までの受け入れを行っております。来年度につきましても、一部ではあるんですが、5年生までの拡大を行いながら、順次、支援員の確保ですとか、また、この専用棟の建設のほかにも、学校の長寿命化改良工事とか、そういったことに合わせて整備する箇所もございますので、平成31年度にその実現ができますように進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○高倉委員長 袴塚委員。

○袴塚委員 すみません、まず、生活保護の方々の件なんですけれども、71名対象、平成28年度は4.5人で1割にも満たない。また、それから平成29年度についても、恐らく、対象人数がちょっと聞き取れなかったんですけれども、9.1人ということで、なかなか実数が上がってこないという部分があるんだと思うんですよ。せっかくやる事業ですから、やっぱり負の連鎖とか何かということを言われているとすれば、その辺をどうするのかということが、一番問題なのかなというように思っています。

かねてから私が申し上げているのは、学校でも開放学級やさまざまな事業をやっているんで、そういうところと連携しながら、通いやすい距離で、至近距離で行けるということにならないと、生徒がそこに集まる交通手段がない。こういうふうなことではないかなと思っていますので、この辺については、十分検討して、そして、せっかくやっている事業ですから、実効性のあるようにおやりになっていただきたいと思います。

それから、開放学級についてでありますけれども、今、12校が1年生から6年生までやっていますよということでした。平成30年度は梅が丘小と渡里小がやりますよ。この12校以外は、今のところ1年生から4年生までということで、今回2校が平成30年度の計画の中でふえるということだと思うんですね。そうすると、14校ということになるのかな。しかし、まだまだ大変厳しい、土地もない、何もないという学校が残っているんですよ。

これについて、用地の賃借をするのか、それとも買い取るのか、もしくは近隣の市有地があれば、そういうところにやるのか。この辺の判断というのは、既に平成31年度中に全員が入れる開放学級を目指すんだということになると、土地の問題を解決するのにも、1年やその辺はかかっちゃいますよね。ですから、この辺については、市長がそういうふうな方針でおやりになるということ、また今、お父さん、お母さん方の働き方改革の中で、やっぱり外に出る機会が多い、また家をあける機会が多い、こういうふうなことでありますので、計画的にやっていただかないと、アドバルーンは上げたけれども、ちょっとねという話になってしまうのかな。

それはミスマッチとか何かということじゃなくて、これは学区内のことですから、保育所はミスマッチがあるのかもわかりません。就労でいろんなところに行っていますから、就労先の近く、もしくは家の近く、こういうことになるので、二面性があると思うんですけれども、開放学級の部分については、やっぱり地域が限定されているということで、学校の近くもしくは学校しかないんですよ、対象がね。

だから、それを見ると、やっぱり非常に厳しい地域というのが幾つか思い浮かぶので、この辺を解決することになると、やっぱり用地をどうするのかということから入っていかないとね。それは教育委員会の中で決定できることなのか、それとも財産の取得とか、そういうものもかかわるのか、その辺は内部のことですからわかりませんが、しっかり連携を深めてやっていただかないと、絵に描いた餅になってしまっただけなので、ぜひお願いしたい。

これをやっている地域とやっていない地域があるということは、住民にとっても不公平感があるんです、現実にはね。私のところは6年生まで預かってもらえる。私のところは、いや預かってもらえない、4年生まで預かってもらうのにもなかなか大変だと、こういうようなことがあるので、ぜひその辺については、しっかりと道筋を立ててやっていただきたいということで意見だけ申し上げます。

○高倉委員長 ほかにございませんか。

田中委員。

○田中委員 幾つかあるんですが、今の袴塚委員の流れで、ちょっと開放学級について聞きたいと思っています。

まず、議案書③の、6、7ページにあります。さっき御答弁もあった渡里小と梅が丘小の8,580万円という専用棟の予算がついていますが、平成31年度内までに全学年希望者受け入れ目標というのがありますが、私も同じように、達成が可能かどうかと思っています。

施設面ももちろんそうなんですけれども、支援員さんの確保というのが、非常に大きな課題になっているのではないかとこのように思うんですが、現在何人ぐらいいらっしゃるって、平成31年度目標を達成するには、どれくらいふやすような必要があって、そのための対策としても、平成30年度内に一定めどを立てないと、平成31年度達成というのも、より厳しくなるという面もあるのかなというふうに思うんですけれども、その辺お聞かせいただけますでしょうか。

○高倉委員長 小川総合教育研究所副所長。

○小川総合教育研究所副所長 ただいまの御質問にお答えいたします。

開放学級の支援員につきましては、今現在、平成30年度当初の見込みで約500人の雇用を予定しております。このほかに、さらに6年生まで受け入れを拡大するに伴いまして、最低でも50名程度が必要になるのではないかと算定しております。

今現在も、委員さんがおっしゃられましたように、支援員の確保というものは非常に難しい状況でございます。受け入れ学年の拡大でありますとか、また、さらに時間を延長しての実施とか、そういった際に、やはり家庭の主婦層が多いため支援員さんの中にあつて、そういった条件を理解していただける方というのも、なかなか難しいことがございます。それでも何とか確保しないと、事業が進んでいきませんので、私どもといたしましては、「広報みと」、それからハローワーク、さらには大学等への協力依頼ということも働きかけを行っている状況でございます。

また、来年度につきましては、処遇改善ということで、さらに、今年度と比べて20円の時間見合いの単価を上げさせていただいております。今後とも、そういった処遇改善等を積極的に行いながら、人材の確保に努めていきたいと考えております。

以上です。

○高倉委員長 すみません、審議の途中でございますけれども、暫時休憩とさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「開放学級だけ終わりにしてもらっちゃえば」と呼ぶ者あり〕

○高倉委員長 まだ続きますか。いいですか。

田中委員。

○田中委員 すみません、20円上げられた結果、お幾らになったの。それをちょっとすみません。

○高倉委員長 小川総合教育研究所副所長。

○小川総合教育研究所副所長 失礼いたしました。今年度、時間見合いで880円だったんですけども、来年度は900円に上がる予定でおります。

○高倉委員長 田中委員。

○田中委員 そうですね、費用面での改善ももちろん必要だと思うんですが、おっしゃるように、主婦層の方が多くなれば、帰って夕食の準備もしなきゃいけない、家庭の都合もいろいろあって、確保が難しいんだろうというふうに思いますけれども、大学生の方だとか、いろんな形でこ入れを今まで以上にしないと、やっぱり平成31年度達成というのは、なかなか厳しいのかなと思うので、その点は努力を要望しておきたいと思います。

この件は私は終わりです。

○高倉委員長 それでは、暫時休憩といたします。

午後 零時 0分 休憩

午後 1時 1分 再開

○高倉委員長 それでは、休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

引き続き、議案第18号の質疑から再開いたします。

それでは、第1表中歳出中第3款（民生費）中文教福祉委員会所管分について、質疑のある方は発言を願います。

小泉委員。

○小泉委員 午後もどうぞよろしくお願いいたします。

議案書②の127ページの、先ほど午前中の最後に、学童クラブですとか開放学級の件でありましたけれども、僕もその点で質問させていただきます。

まず、学童クラブの関係経費で、交付金等がありますけれども、これの交付時期というのは、今年度までと変わらないですかね。

○高倉委員長 柴崎参事兼子ども課長。

○柴崎福祉事務所参事兼子ども課長 ただいまの質問にお答えいたします。

民間学童クラブに対する補助金の交付時期につきましては、例年、国から交付要綱が正式に示され、県からも示された後に、水戸市もそれに付随して交付要綱を、単価の変更等が例年ございますことから、合わせ

て補助金交付要綱を定め、その後、速やかに交付の手続を進めるといようなことになってございます。交付の通知の時期が、これまで新制度への移行等がございまして、なかなか時期が一定していなかったことはございますけれども、来年度につきましても、示され次第、速やかに手続に入ってまいりたいと考えております。

○高倉委員長 小泉委員。

○小泉委員 わかりました。

やはり国のほうのスタートの部分の話があったり、途中で水戸市のほうが検討しなくちゃならない要綱もあると思いますので、なかなか時間を要する部分があるのは仕方ないと思うんですけども、実際、民間の学童クラブを運営されている方々からいうと、できるだけ早く手にしたいという、フローで回している方もいると思いますので、その辺をぜひ加味していただければと思います。

あと今年度、たしかあと1施設分、交付金といいますか、予算があったものは、そのまま消化されたんでしたっけ。

○高倉委員長 柴崎参事兼子ども課長。

○柴崎福祉事務所参事兼子ども課長 お答えいたします。

今年度ですね、新規開設分として予算は見てございましたけれども、結果としては増設には至りませんで、来年度改めて、開放学級とあわせた民間学童クラブの開設箇所数、人数等の進行管理の中で、増設に向けて検討していくこととしてございます。

○高倉委員長 小泉委員。

○小泉委員 そちらに関しては、施設数でいうと1のままなんですけど、あとは、エリア等々は、何か縛るような部分というのはあるんでしょうか。

○高倉委員長 柴崎参事兼子ども課長。

○柴崎福祉事務所参事兼子ども課長 お答えいたします。

当初の子ども・子育て支援事業計画におきます箇所数は、目安とした箇所数を位置づけてはございますが、進行管理の中で決めていくというような要素もございまして、1カ所から2カ所を平成31年度末までに増設というような考えでございます。

新規開設箇所を補助対象とするに当たって、やはりニーズの高いエリアに設置する、あるいはそこに、送迎等で多くのニーズをカバーするような形で検討を進めたいと考えております。

○高倉委員長 小泉委員。

○小泉委員 はい、わかりました。

やはり水戸市の中で濃淡で見ますと、やはり中心市街地ですとか、県庁付近ですとか、ニーズの高い部分もあると思いますので、ぜひ条件づくり等々でも、そういったところをうまくクリアしていけるような形でお願いできればと思います。

あと、もう1点でいいますと、現在民間で活動していただいている事業所さん等々も、やはりノウハウを持った方に展開していただくというのも一つの考え方だと思いますので、全く無知のところから出るというよりは、そういったところも一つあってもいいのかなというふうに思いますので、そちらは意見として述べ

させていただきます。

続きまして、これも袴塚委員と田中委員からありましたけれども、開放学級の部分で質問させていただきます。

新たに梅が丘小と渡里小に増設するというような形だと思いますけれども、実は私、せんだって、市内のある開放学級の現場を見に行かせていただきました。そうしましたらば、箱をつくれれば全てをクリアするのかというと、決してそんなことはなくて、箱をつくった上で、ソフトの部分、先ほどの支援員のお話もありましたけれども、支援員の確保というのも難しいところがありますけれども、そのさらに質の向上、また、34学区それぞれにおいて、ある一定基準以上の、きちんとした開放学級を支援というか、子どもをきちんと預かれる。その中で、宿題やるのもそうですけれども、運動をしたり、学ぶことができたり、また、友達と有意義な時間を過ごしてもらおうという中身について、今ちょっと、支援員さんのほうに投げてしまっているようなところがあるんじゃないかなとも思いますので、そういったところに関しては、箱物をつくるだけじゃなくて、実際に取り組んでいただきたいと思います。

ちょっと前後するんですけれども、あと、箱物の中で、例えば定員が120人だとした場合に、僕がたまたま見てきたところは、ロッカー数は80ぐらいしかないわけですよ。それは、長期休暇のときに預かることになる子どもたちもいますので、ならずと、通常でそのぐらいで足りるというものもあるかもしれませんけれども、定員を設けている以上は備品等々も含めて、やはり考えていかなくちゃならないと思うんですけれども、その辺はどういった状況になりますでしょうか。

○高倉委員長 小川総合教育研究所副所長。

○小川総合教育研究所副所長 ただいまの御質問にお答えいたします。

まず、初めの支援員さんたちの質の向上ということなんですけれども、こちらにつきましては、やはり大きな課題だと考えております。私どもといたしましても、先ほどもちょっと触れましたが、対象学年がふえたりとか、それから、今、配慮を要する子どもさんたちもふえているという中で、そういった質の向上に努めるための研修というものも実施しております。また、来年度以降は、例えば、国とか県とかでもそういった研修があるんですけれども、特に県の行う研修等への、今までは勸奨という形で行ってまいりましたが、ある一定数の参加を私どものほうできちんと計画をいたしまして、参加していただくような考えも持っております。

また、次の備品、物品管理の部分でございますが、確かに開放学級の中を見ても、預かっている人数に十分見合ったロッカー数というものが確保できていない状況もございます。しかしながら、決まった面積の中で、そういった備品等を十分に確保するというのが難しい点もございまして、苦慮している状況というのも正直なところございます。ただ、子どもたちができるだけ安全に快適に過ごす空間がつかれますように、今後とも現地の支援員さんと十分な話し合いをしながら、適正な管理に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○高倉委員長 小泉委員。

○小泉委員 ありがとうございます。

ロッカー等々に関しましては、広さの限度があるという話にもなり、ちょっと鶏と卵のような話になるんですけども、定員をうたう以上は、それに準ずる形で、やっぱり備品等々もそろえるというのは、環境整備の観点では一つあるのかなと思いますので、そこはぜひバランスをとるといふか、より定員に達する形で用意していけるといいんじゃないかなというふうにも思います。

あとはトイレに関しても、例えば、僕が見たところなんかでは、プレハブで校舎外につくったものなんですけれども、男女共用で2つしかなかったんですね。そこは定員が120人のところだったんですけども、その基準か何かというのはあるんですかね。

○高倉委員長 小川総合教育研究所副所長。

○小川総合教育研究所副所長 ただいまの御質問にお答えいたします。

お手洗いの基準というのは、ちょっと正式な確認ができておりませんが、特にはなかったかと認識しております。適正な数が足りているかどうかということになりますと、なかなか厳しいような部分もございますが……

〔「1人当たり何平米という基準は」と呼ぶ者あり〕

○小川総合教育研究所副所長 1人当たりの面積という基準はあるんですが、そこで、詳細については申しわけありません、今、手元に資料がなくて明確な答えができないんですけども、ただ、トイレの問題につきましては私どもも認識しておりまして、また学年が拡大することにつれて、どういったトイレのあり方が適正なのかということについても、十分に配慮しながら、今後の建設に向けては対応してまいりたいと考えております。

○高倉委員長 小泉委員。

○小泉委員 そうですね、これからも、やはり5・6年生を預かる、開放学級でも受けるということになってくると、やはり男女の区別の部分ですとか、例えば女性に関しての発育の中での、よりそういったデリケートな部分とかもあると思いますので、要は、プレハブの中でつくることが無理であれば、例えば屋外でも、仮設のトイレでも用意するとか、何かそういったところも必要んじゃないかなというふうにも思いますので、ちょっと細かい部分になりますけれども、ぜひそういったことで、箱だけ用意すればいいのかというのと、決してそれでクリアできる問題ではないと思いますので、ぜひそういったところをお願いしたいというのと、あと、これは提案にもなりますけれども、やはり指導員の確保が非常に難しいという中で、例えば、その日に、開放学級を利用するかどうかというのが連絡が来るらしいんですね、今の中だと。ですので、中には、開放学級を開設しなくても済む学校があったり、支援員が少なくとも済む学校があったりすると思うんですけども、そういったときに、支援員のやりくりじゃないんですけども、やっぱりうまく水戸市をエリア分けして、ゾーニングして、その間でやりとりをすとかというのが、決まりとしてあってもいいんじゃないかなと思うんですね。

常澄の人が内原まで行くとか、そんなの無理な話なんですけれども、やはり、例えば内原地区で、内原と妻里で出していて、妻里のほうが何か少ないらしいんですね、今だったらば。そういったときに支援員をやりくりするとか、そういうソフトの部分も何かルールをつくってあげれば、うまく回っていくことも出ると思いますので、ぜひそういったところは、箱物だけじゃなくての部分で検討していただければと思いますの

で、よろしくお願いいたします。

とりあえず以上です。

○高倉委員長 ほかにございませんか。

田中委員。

○田中委員 予算に戻りますけれども、当初予算の概要で、障害福祉課の担当になると思いますが、日常生活用具の給付に人工鼻を追加というのが資料として示されておりました。これはどれくらい、患者さんといえますか、需要があって、制度化をするのかというようなことを聞きたいんですけども、まずお答えいただきたいと思います。

○高倉委員長 平澤障害福祉課長。

○平澤障害福祉課長 ただいまの田中委員の御質問にお答えいたします。

今回追加の品目として提出させていただいておりますのが、人工鼻ということでございまして、主に喉頭がん等によりまして、喉頭摘出をされた方が利用する品目でございます。

身体障害者手帳の障害の中で、音声言語機能障害という種別がございまして、その音声言語機能障害の障害者手帳3級所持者が主に対象になるんですけども、総数で74名の方が、今現在、水戸市内で手帳を所持されております。その中で、喉頭摘出を原因として手帳を取得しておられます方が12名というようなことになっております。今回追加の品目として提出させていただいておりますのが、新たに喉頭摘出などをされた方が使うような品目が人工鼻でございまして、おおむね3名程度の方に対します予算を組ませていただいている状況でございます。

以上でございます。

○高倉委員長 田中委員。

○田中委員 実際は、日々どういう処置が必要なのかという、喉頭摘出後の音声障害の方の状況と、この補助というのは、どういうふうに本人に、つまり現金で交付されるのか、あるいは器具を提供するのか。その辺はどのようなふうなのかをちょっと教えていただきたい。

○高倉委員長 平澤障害福祉課長。

○平澤障害福祉課長 ただいまの田中委員の御質問にお答えいたします。

喉頭摘出などの手術を受けた方につきましては、喉元に永久気管孔という穴を開設するような形になります。永久気管孔をあけますと、口や鼻からの空気が通らずに、全てその喉元にあけた永久気管孔から呼吸をするような形になります。穴のあいたままの状態ですと、これまで口ですとか鼻が行っていた加湿の役割ですとか、あるいは外気との温度差の調整などができないような状況になりますので、そのあけました永久気管孔に、人工鼻と呼ばれるカセットを装着する形でございます。

医療保険の対象になる範囲が決まっております、それがおおむね4日に一度程度の交換は対象にはなるんですが、やはり、たんですとか異物等が付着しますと呼吸に影響いたしますので、毎日交換することが望ましいということでございまして、その医療保険外の部分は、今まで自己負担をされていたような形になりますので、それを品目といたしまして、基準額が決まっております、2万3,000円程度の額なんですけれども、その額によりまして、喉元に装着するカセットと、あと、その周りの皮膚を保護するシール材、

それと、皮膚を保護する薬剤等を合わせまして、月額2万3,100円という基準額に基づいて給付をするような形をとっていく予定であります。

以上でございます。

○高倉委員長 田中委員。

○田中委員 詳細な御説明ありがとうございました。市で対象者を把握されているということのようで、ぜひ漏れないように周知して、多くの方が利用できるようにしていただければと思います。

もう一つ、障害福祉関係ですと、議案書②123ページに子ども発達支援センターの経費が載っておりますが、人件費と合わせますと、6,129万円ということになると思うんですけれども、開設後の利用状況とございますか、今度は18歳までの相談受け付けですとか、あるいは言語聴覚士、あるいは作業療法士さん等の新たな体制拡充のもとでの運営状況がどうなっていて、新年度に向けて、どのようにそうした機能を生かすお考えかというあたりも、あわせてお聞かせいただければと思います。

○高倉委員長 平澤障害福祉課長。

○平澤障害福祉課長 ただいまの田中委員の御質問にお答えいたします。

新たに4月1日から子ども発達支援センターを開所させていただきまして、クラス数、言語聴覚士の対象者数ともに、3割程度の前年度比伸びを示しております。本来は受け入れ体制を倍増していくという予定でしたが、初年度ということもありまして、クラス編制等が3割程度ということで落ちついてしまっているような形でございますが、臨床心理士による相談体制を新たにしております。また、保護者への発達障害等に対します研修、それと、事業者に対します、発達障害者、発達障害児の対応のための研修等を新たに取り組んでいる事業もございます。

新年度につきましては、やはりこれも新たな事業になりますが、ペアレントトレーニングと呼ばれるような事業を、県の児童相談所と連携をとりまして導入していく予定であります。療育指導のお子様の受け入れ体制並びに言語聴覚指導の受け入れ体制等も、予定しておりました旧療育センターに比べまして、倍の受け入れ体制に近づけてまいるように、運営に力を入れてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○高倉委員長 田中委員。

○田中委員 そうですね、目標までは達しないけれども、大分利用がふえているということですので、新年度、さらに周知とか、役割をアピールしていただいて、対象のお子さんや保護者の支えになるように取り組んでいただきたいと思います。

もう一つは、議案書②ですと、119ページの高齢者生活支援経費になると思うんですが、法人成年後見制度というのが当初予算の概要にありました。法人後見支援事業2,540万円ということですが、この運用状況とこの予算づけの、何か前年度比で増減というものがあるのか。権利擁護サポートセンターの成年後見の受任状況とか、その辺をお示しいただければと思います。

○高倉委員長 谷津参事兼高齢福祉課長。

○谷津福祉事務所参事兼高齢福祉課長 田中委員の御質問にお答えいたします。

法人成年後見支援事業につきましては、認知症高齢者や障害者など、判断能力の低下した人に対する権利

擁護支援体制の強化を図るため、茨城県中央地域定住自立圏共生ビジョンに基づきまして、平成29年度から県中央地域の9市町村が連携して取り組んでおります成年後見事業について、実施主体であります水戸市社会福祉協議会に補助するものでございます。

平成29年度の実績でございますけれども、まず、成年後見制度の普及啓発といたしまして、パンフレットやリーフレットの作成、配布のほか、圏域4市町村において、住民向け学習会の開催のほか、相談会に相談員として参加するなど、成年後見制度の周知、啓発に努めているところでございます。

また、成年後見制度の利用支援といたしましては、市民からの相談や申し立ての手續の支援など、これまでに370件程度受け付けております。さらに、社会福祉協議会が法人として、圏域内において、市町村長の申し立てにより後見を開始する案件につきましては、これまで7件受任をしております。

それで、補助額の2,540万円でございますけれども、ほとんどが3名の人件費、社会福祉協議会の専任職員の人件費と事業費、事務費ということでございます。

以上でございます。

○高倉委員長 田中委員。

○田中委員 受任件数はまだ1桁ということですが、相談は非常に多いということですので、今後恐らくふえるだろうというふうに思いますので、ぜひ市としても、バックアップしていただければなというふうに思います。

あと2つですが、先ほどもちょっと議論で出ていました、議案書②125ページの民間児童福祉施設整備事業費ですが、小規模保育8カ所という予算で、2億5,200万円ということがあります。これについては、19名掛ける8ということになりますと、152名という定員拡大、それから、90人定員がさらに1カ所ということで、合わせると240人ぐらいですか、ふえる予算はついたということだと思んですけども、さっきもちょっと出ていましたが、年度始まってから応募、申し込みを受け、それから決定、選定をし、建設という、当然時間が一定かかると思われそうですが、通常だと秋口とか冬とか、年度内にできるかなというふうにも思っていますが、新年度、従来にない形で、スケジュールを早めてやるとか、何かそういう計画がおありなのか、その辺はどうなんでしょうか、お聞かせいただきたいと思います。

○高倉委員長 鈴木参事兼幼児教育課長。

○鈴木教育委員会事務局教育部参事兼幼児教育課長 ただいまの田中委員の御質問にお答えいたします。

来年度、8カ所の小規模保育事業整備ということで予算計上しておりますが、実は、今年度6月に予算補正した小規模事業保育所が、来月4月以降、開設が始まります。その後、8カ所分の開設ということになりますので、平成30年度につきましては、年度当初から補正で開設する分とあわせて、毎月ごとということではないんですけども開設できますので、年度当初の0・1・2歳の定員もふえる予定でございます。

また、小規模保育事業所につきましては、やはり小規模ということで、新たにゼロから建てる事業主さんもおられますし、既存の建物を改修して、今回ですと1カ月ちょっと、2カ月ぐらいの工事期間、軽度の改修でオープンできるところがあるので、時間的にはそれほどかからないということで認識しております。

○高倉委員長 田中委員。

○田中委員 そうですね、適切な環境のもとでできないと、急にやったから不十分というわけにはいきませ

るので、それはそれとして、ちゃんと審査していただいて、保育環境が確保される形で、なるべく早く開設するように努力していただければと思います。

議案書②125ページでは、これは子ども会関係経費というのが出ております。また、青少年関係の支援経費がありまして、毎年議論になりますけれども、なかなか加入率が上がらないといいますが、下がっているといいますが、そういう状況をなかなか打開できていないのかなと思うんですけれども、市としての取り組み状況といいますが、何か支援の方策というか、てこ入れするような形で取り組まれていることがあるのであれば、それをぜひお聞かせいただきたいと。新年度に向けた何か新たな取り組みがあるのかもあわせて、お聞かせいただきたいと思います。

○高倉委員長 大澤生涯学習課長。

○大澤生涯学習課長 ただいまの御質問にお答えさせていただきます。

子ども会活動につきましては、加入率の低下により、問題が指摘されておるところでございます。水戸市子ども会育成連合会担当でございます生涯学習課についても、大きな課題として捉え、今日までいろいろな対策を講じてまいりました。

まず、子ども会の加入率関係を上げるために、子ども会育成連合会の中では、まちなかフェスティバルですとかたこあげまつりにおける加入促進PR、また、堀原小学校区での単位子ども会がうまくかみ合わなかった後の全戸加入の子ども会関係の学区一本化という立ち上げのもと、この学校の協力によってできた組織強化を参考としまして、この後、実は笠原学区や双葉台学区も、学区一本化に向けた堀原学区の事例が生かされようとしております。このような形の支援活動を、行政も一体となって支援、サポートしております。

以上でございます。

○高倉委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高倉委員長 ないようですので、次に、第4款（衛生費）中文教福祉委員会所管分について、質疑のある方は発言を願います。

木本委員。

○木本委員 衛生費なんですけれども、議案書②132ページの中段から衛生費がつながっているんですけども、毎年よく言われるのが、医療費を抑制していくためには、やはりそれぞれ市民の方々が、いかに自分の健康を把握して、どう健康でいてもらうかということで、その第一歩が健診なのかなと思うんですけども、今回、これもどこに入っているかわからないのですが、例えば136ページの健康増進費というので、健康増進経費、健康診査経費、がん検診経費とかあるんですけども、これが前年度に比べて、たしか13.1%下がったということなんですけれども、毎年いかに、そういった健康——これ以外にももちろんありますけれども、診断のそれをどう健診率を上げていくかということが課題——水戸市は若干低いということなので、そうした中に、前年度に比べてここが下がっているということなんですけれども、これは何か理由があるんですかね。何が言いたいかという、受診率向上とこれは何か関係性があるのか、ないのか、ちょっと聞きたいんですけども。

○高倉委員長 小林保健センター所長。

○小林保健センター所長 ただいまの御質問にお答えいたします。

健康増進費が減額になっている主な理由といたしましては、子宮がん検診につきまして、平成29年度から細胞診とHPVの検診を加えてやるということで、どちらもマイナスの方につきましては、2年に1回の検診でよいということになりましたので、受診者の大体90%ぐらいがどちらもマイナスということで、平成30年度につきましては検診をしなくてもいいというようなことで、その分の検診の費用が落ちております。

○高倉委員長 木本委員。

○木本委員 なるほど。要は、制度変更に伴って2年に1回になったから、次年度はこれで、再来年度はまたその分が上がるということですね。わかりました。

いつも言われている、いわゆる受診率向上、いろいろありますが、がん検診もあるし、フレッシュ健診もあるし、妊産婦健診とかいろいろあるんですけども、こちら辺をいかに向上していくかというのは、いつも課題で上がっているんですけども、それに向けた対策、もしくは、次年度に向けた、新たな何か知恵というか、そういったものはあるんですかね。あれば教えてもらいたいですけれども。

○高倉委員長 小林保健センター所長。

○小林保健センター所長 ただいまの木本委員の御質問に対してお答えいたします。

これまでも受診率向上ということで、さまざまな無料クーポン券を配布したり、あるいは受診勧奨ということで、個別通知などを行ってきたところですけども、来年度、平成30年度につきましては、特に子宮がん検診の受診率が低いということで、子宮がんにつきましては、20代から30代でも発症が多いということで、平成30年度につきましては、その前の年齢の25歳から29歳のところで、個別に新たに受診勧奨をするということを考えております。

また、そのほかイベントなど、あるいは大学とか、短期大学とか、そういったところに対してもチラシを配布するとか、そういったことを進めていきたいと考えております。

○高倉委員長 木本委員。

○木本委員 御説明ありがとうございます。

個々人がちゃんと健診してくれるかどうかって、その方々の意思によるものですので、これは、どうアプローチしていくか難しいと思うんですが、やはり医療費抑制の第一歩は、健診で自分の健康を把握してもらうことから始まりますので、ぜひ引き続き、健診受診率向上に向けて、いろいろ知恵を出していただきたいなというふうに思っております。

私からは以上です。

○高倉委員長 そのほかにございますか。

田中委員。

○田中委員 保健センターの関係ですが、議案書②では、135ページの地域医療関係経費になるかと思えますけれども、当初予算の概要にもありますが、いわゆる医師確保の関係での寄附講座の予算が2,000万円あります。あわせて、産婦人科医等確保事業で1,939万5,000円というのが、周産期医療にかかわる医師雇用に関する経費というふうになってはいますが、新規はこの寄附講座なんですけれども、

大学に講座を開設するという御説明がついてはいますが、具体的に、大学はたくさんあるんですが、どういうふうな形で、あるいはどこの大学でというようなところまで、めどが立っていらっしゃるのでしょうか。そのことによって、例えば、どれくらいお医者さんが来るとかという、そのお医者さんはどこに来るのかというようなことも含めて、描いているプランがあるんだらうと思うんですけども、その辺をお聞かせいただきたいと思います。

○高倉委員長 小林保健センター所長。

○小林保健センター所長 ただいまの田中委員の御質問にお答えいたします。

平成30年度予算の寄附講座ですけれども、具体的に、どこの大学に対して寄附講座を開設するかというような具体的な話というものは、現在はございません。ただ、市内での医師確保というのは喫緊の課題でありますので、今後、茨城県や医師会、それから公的病院とも連携をしながら、調整をしてみたいと考えております。

実際に何人の医師をといるところなんですけれども、こちらにつきましても、寄附講座を開設していただく大学等の相手方の状況等もありますので、今後調整をしていく中で具体的にになっていくことかなと考えております。

○高倉委員長 田中委員。

○田中委員 わかりました。

もう年度切りかえがすぐ来ちゃうわけですので、大学も年度で多分動いているんだらうと思いますので、これは新年度早々に動きをつくらないと、実行にたどり着くには、時間がかかったのでは余り意味がないのかなというふうに思ったので、その辺の対応を希望したいと思います。

それから、もう一つ、さっき2つ目に言った周産期医療への補助については、これは日赤病院に対してだと思んですが、これについては引き続き継続して、周産期、つまり産婦人科は継続されるという見込みでいいのか、それとも、それもまだ流動的なのか。その辺の状況はどうなんでしょうか。

○高倉委員長 小林保健センター所長。

○小林保健センター所長 ただいまの田中委員の御質問にお答えいたします。

周産期に関する医師の確保のための補助金ですけれども、こちらにつきましては、日赤の産婦人科医を確保するための補助金ということで、今年度29年度からは、定住自立圏の事業としまして、構成市町村とともに支えていくということで事業を実施しております。今後につきましても、日赤の産婦人科医の確保に当たりまして、現在はそのまま継続ということで考えております。

○高倉委員長 田中委員。

○田中委員 わかりました。

医師会との懇談会の中でも、もしかしたら撤退してしまうんじゃないかという懸念をおっしゃっていた方もいらっしゃるような状況ですので、ぜひ継続に向けて、まずは取り組んでいただく必要があるのかなと思います。

もう一つは、保健所関係で質問させていただきたいと思うんですが、まず、議案書③の8、9ページに2カ年継続事業の事業費が載っておりまして、7億5,200万円となっておりますが、まずもって、この財

源なんですけれども、電源立地地域対策交付金を使うという御説明がこれまであったわけなんですけれども、県支出金というのもあるようなんですけれども、4億円ですか。これ、県もお金出してくれるということではないのかというのがまずありまして、まず、じゃそこからお願いします。

○高倉委員長 小林保健所準備課長。

○小林保健所準備課長 こちらの県支出金につきましては、電源立地地域対策補助事業費のことになりますので、その金額が4億円ということでございます。

○高倉委員長 田中委員。

○田中委員 そうすると、水戸市にいただけるものの中の仕分けとして、県扱いにしているということですね。保健所に特化して、別に、特別に補助をくれたというわけではないということですね。

その関係で、これから非常にお金がかかる事業でもあるわけですが、運用面で、かねてから心配しているということなんです、県の水戸保健所がございまして。それについて、業務の範囲として、水戸市が最大自治体ですから、例えば、現在の県の水戸保健所の仕事のどれぐらいを水戸市分としてやっていくのかということがあると思うんです。

例えば、それが5割なのか、6割なのか、7割なのかわかりませんが、県にしてみれば、その分が抜けてしまうと、あそこに置いておく必要がなくて、例えば撤退とか、あるいは統合とか、あるいは吸収とかというふうにもしなっちゃうとすると、例えばあそこからなくなってしまうとすると、水戸市は未経験の保健所運営を始めなければいけないということからすると、いろんな面で、近くで業務の引き継ぎとか、軌道に乗せるという部分が非常に大事なのかなと思うんですけれども、人間的にも県の経験者をこちらで引き継いで担ってもらうというような話が、行革特別委員会でも若干出ていましたけれども、そういう体制面、物は設計して、工事が始まればできると思うんですけれども、その辺の見通しが、来年度は非常に大事なのかなと思っているんですけれども、その辺の計画といいますか、検討の協議状況といったあたりもお聞かせいただきたいと思います。

○高倉委員長 小林保健所準備課長。

○小林保健所準備課長 ただいまの田中委員の質問にお答えいたします。

まず、水戸保健所から移管される業務量といたしましては、単純に、水戸保健所でやっている業務に関しましては6割程度というふうなことで言われておりますが、実際に水戸市の保健所になりますと、それ以外に検査業務ですとか、動物関係の狂犬病予防法関係の業務ですとか、あと県の本課といいますか、県庁のほうでやっている予算関係の業務ですとか、そういった業務も全て水戸市の保健所においてくるという形になります。

現在、茨城県では、保健所の再編に取りかかるということで、平成31年度をめどに検討を進めるというふうに言われております。水戸市につきましては、現状では、獣医師、薬剤師等のある程度経験のある管理職等について、開設に合わせて派遣ということで要望を申し上げているところでございますが、現在その再編の議論が始まったというところで、そのあたりとあわせて、県から要望に対する回答をいただいくというような形で進んでおるところでございます。

獣医師、薬剤師の採用につきましては、現在のところ、計画的に採用が進んでおりまして、今年度平成

30年度におきましては、獣医師が5人、薬剤師が5人ということで、それぞれ県の保健所や、出先であります検査関係の部署ですとか動物指導センターなどに、来年度は実務派遣研修を行うということで進んでおるところでございます。

状況については以上でございます。

○高倉委員長 田中委員。

○田中委員 中核となる獣医師さんとか薬剤師さんの研修によって、業務の流れの把握だとか、平成32年4月ですか、スタートに向けた準備は必要だと思うんですけども、それ以外に、いろんな関係機関との連携だとか、関係機関との顔つなぎというんですか、要するに、こういう問題が起きたときはこの人と、あるいはこういう機関とというような、そういうことも多分必要なんだろうと思うんですけども、新年度は、そうした資格職の新規採用というのはいないのでしょうか。また、そうした業務引き継ぎ的なことは特になんではないのでしょうか。

つまり、資格職だけじゃない事務職が、当然多数配置されると思うんですけども、こちらの市役所本庁から、例えば、新たに保健所に行く人が出るかもしれないですね。そういう人たちの準備というのも、当然必要なかなと思うんですけども、その辺の準備というのは何か計画があるのか、お聞かせいただきたいと思います。

○高倉委員長 小林保健所準備課長。

○小林保健所準備課長 具体的な事務の引き継ぎにおきましては、これまでは、移譲事務関係の法的な部分での事務数等の整理を行ってまいりました。来年度以降につきましては、実務的な部分での引き継ぎを行っていくというところで、実際に水戸市が保健所になった際には、保健センターがその機能を含むということもございまして、保健センターの職員が実際に実務的な引き継ぎを、業務を並行しながらやる分が出てきたりですとか、あとは保健所準備課の職員のほうで、ある程度の部分の引き継ぎの準備を進めるということもございまして、また、来年度につきましては、獣医師を3名、あと薬剤師を1名、新たに採用を行っていくというところで、そういったものを増員いたしまして、引き継ぎ等の準備を進めていくということでございます。

○高倉委員長 田中委員。

○田中委員 非常に大事業といたしますか、物をつくるのもそうですが、切れ目があってはいけない業務ばかりを県から引き継ぐということになりますので、新年度も、そうしたことが遺漏のないように、人員体制的にも、また情報交換も密にしていきたいと思っておりますし、またその状況がわかり次第、当委員会にもぜひ、適宜御報告を要望しておきたいと思っております。

以上です。

○高倉委員長 ほかにございませんか。

ないようですので、次に、第9款（消防費）について、質疑のある方は発言をお願いします。

田中委員。

○田中委員 常備消防費、まず何よりも、職員給与費が大半を占めるところでありますが、人事課提出の資料のイによりますと、平成29年度は338人というところが、今度は341人ということで、3人増とい

う資料が出ておりましたが、その意味なんですけれども、消防救助課をふやすということのようなんです。

先日消防本部からいただいた救急の件数も、年間514件とか、391人ふえているというようなことでありますが、そういうことなのか、そうでないのか。つまり、新たな人員増に充てた意味とか、業務とか、そういった計画について、お示しをいただければと思います。

○高倉委員長 勝村消防総務課長。

○勝村消防総務課長 ただいまの田中委員の御質問についてお答えします。

消防の職員定数、今年度は338名ということでしたけれども、今回、消防救助課の通信係というのが現在、北消防署に入っております、そこで通信を担当してございます。新庁舎がこのたび開設した暁に、その通信係が今度は新庁舎に入りまして、そこで24時間の勤務をするものですから、10名体制とするということで、6人の指令員増員を凶ったものでございます。そのうち3名を新規の増員分として認めていただきまして、3名増員という形での予算計上となっております。

以上でございます。

○高倉委員長 田中委員。

○田中委員 すみません、今おっしゃったのは、北消防署で受けているものが市役所に移るという意味か、また別ですか。すみません。

○高倉委員長 勝村消防総務課長。

○勝村消防総務課長 今、北消防署にあるものが新庁舎へ移転をします。それで今6人体制で、署のほうで通信をやっておるんですが、それが10人体制ということなので、4人係員が必要になります。増員分としては3名なんですけれども、1名は中でやりくりをするということで、10名体制を確保する人数になっております。

以上でございます。

○高倉委員長 田中委員。

○田中委員 そうしますと、通信体制の確保といいますか、強化というか、そういう意味合いなんだと思うんですけれども、先ほど消防本部からいただいた資料では、救急については年々ふえる一方ということになっているんだと思うんですけれども、それは特に、増員の一つの必要な状況として認められないのかなというふうに思うんですけれども、その辺は、消防本部としてはどういうふうにお考えなのかということをお聞きしたいということと、それから、救急車が議案書③の35ページに出ています。いろんな資機材の購入予算が出ているんですけれども、今現在、市内の消防本部や出張所で、高規格救急車が12台あって、経過年数を見ると4年から14年というふうに、いろいろなんです、どれかを更新するという意味なのか、あるいは、例えば南消防署に2台置くとか、そういうことではないのか。この救急車の購入の予算づけの意味をあわせてお聞きしたいというふうに思います。

○高倉委員長 勝村消防総務課長。

○勝村消防総務課長 それでは、まず人員関係で、消防総務課からお答えいたします。

救急出動が年々増加しておるのは事実でございます、その対応には、本部としても苦慮しているところでございます。ただ、人員増は、市のほうと協議を進めさせていただいて、それから、増員要望というのもの

当然検討はさせていただきますが、全体的な中で調整になるかと存じます。

また、救急車の配備につきましては、救急課から御回答したいと思いますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○高倉委員長 石田救急課長。

○石田救急課長 救急車につきましては、来年度、北消防署の救急車を新しくするものでございます。

以上です。

○高倉委員長 田中委員。

○田中委員 それはわかりました。

もう一つ、消防では、コンビニエンスストアAED設置事業というのがありまして、平成30年度は60カ所で132万円なんですけれども、これ、計算がよくわからないんですが、多分、年度途中からなんだろうと思うんですけれども、年次的にとありますので、どこまでふやす、あるいは、コンビニもいろいろありますけれども、どこに、どういうふうに決めて配置するのかということですか、あるいは店内なのか、屋外なのかとか、店主にレクチャーしたりとか、いろんなことが必要なのかなというふうに思うんですけれども、この事業について、詳しく御説明いただければと思います。

○高倉委員長 石田救急課長。

○石田救急課長 ただいまの御質問についてお答えします。

コンビニへのAED設置につきましては、来年度、セブンイレブンに60店舗、次年度以降、ほかのコンビニにも、できるだけ早期に、市内全てのコンビニエンスストアに設置していきたいと考えております。

それと、132万円の内訳といいますか、132万円の中で、AEDは今現在、市のほかの公共施設でもリースで対応しておりまして、1台当たり予算で3,500円を見込んでおります。それが契約も含めて、10月ごろからやっていきたいということで6カ月分、それが60台で126万円です。それと、AEDを設置した際に、表示のステッカーを各店舗に張りたいということで、1枚当たりのステッカーの単価を1,000円と見込んでおりまして6万円、合計で132万円となっております。

それと、AEDの設置につきましては、屋外ではなくて店舗の中で設置をしまして、従業員から、必要となる場合には手渡しで渡すことを原則としていきたいと考えております。

以上です。

○高倉委員長 木本委員。

○木本委員 すみません、関連なんですけれども、次年度は、とりあえずセブンイレブンから始まるということで、恐らく水戸市内も、セブンイレブンの数はかなりあるんですが、60カ所をどういうふうを選定していくのかという考え方と、あと、次年度はとりあえずセブンイレブンで、その次になると、またほかのコンビニとなるんですけれども、じゃ、セブンイレブンは60カ所で終わりなのかと。それと、その後どうなっていくんだという。

だから、セブンイレブンを来年度やりますよね、60カ所。もしかしたら、その次はローソン60カ所かもしれない。やっていって、またセブンイレブンに戻ってきて、セブンイレブン60カ所やったところを、

今度プラス何十カ所とふやしていく、その今後の考え方を教えてください。

○高倉委員長 石田救急課長。

○石田救急課長 まず、セブンイレブンなんですけれども、60カ所につきましては、昨年の12月現在、水戸市内でセブンイレブンが60カ所ございます。なので、全てのセブンイレブンに来年度はつけていくと。

それと、次年度以降は、ファミリーマート、ローソン等を含めて、小さなコンビニ、セイコーマートもございますが、12月現在で155カ所ありました。ですので、残りの95カ所をなるべく早期につけていきたいというふうに考えております。

○高倉委員長 木本委員。

○木本委員 そうすると、現在セブンイレブン60カ所で、これからふえる可能性も、もしくはなくなったり、ここに関しては、設置義務か何かを設けて、つくる際に設置していくという考え方。何が聞きたいかという、要は、コンビニエンスストアには全部設置するという考え方ということによろしいんですか。

○高倉委員長 石田救急課長。

○石田救急課長 AEDの設置につきましては、年次的にやっていきたいと考えておりますが、店舗では、閉店する店舗や新たに設立する店舗もございますので、そこら辺は担当部署と連携をとりながら、素早い段階に対応していきたいなというふうに考えております。

〔「担当部署って何だ。自分のところが担当じゃねえのか。どこが担当なんだ」と呼ぶ者あり〕

○高倉委員長 根本消防長。

○根本消防長 私の部門なものですから、答えさせていただきます。

考え方として、市内のコンビニエンスストア全店にAEDが配置されるという状況にしていまいます。

〔「それを年次的にやっていく」と呼ぶ者あり〕

○高倉委員長 田口委員。

○田口委員 関連で、コンビニエンスストアにAED設置が新しく始まるということですがけれども、年間のリース代というのは3,500円なんですか、これ。それはどの施設も同じなの。学校も今度始まりますけれども、消防とか分野によって違うわけじゃなくて、機種というのは大体同じような感じがするんですけども、3,500円でいいんですか、これ。

○高倉委員長 石田救急課長。

○石田救急課長 AEDの単価でございますが、今までの市の公共施設につけた実績を踏まえまして、一括で60台で契約いたしますと、ほぼ3,500円という単価を見込みました。

○高倉委員長 契約台数による。

〔「月か年か」と呼ぶ者あり〕

○石田救急課長 失礼しました。この単価でございますが、1カ月のリース代ということでございます。

○高倉委員長 田口委員。

○田口委員 1カ月ね。そうすると、3万円、4万円くらいかかるんだ。

確かにAEDは、そういう初期の対応ということで、非常に効果があるということでスタートしたわけ

ですけれども、水戸市でもかなり、そういうことで配置、配備したということではありますが、これまで、AEDの効果によって、命が救われたとか、そういういろんな、このAEDのおかげであったという事例というのは、消防で把握していますか。

○高倉委員長 石田救急課長。

○石田救急課長 ただいまの御質問にお答えします。

AEDの効果、事例ですけれども、昨年の12月に、稲荷第二市民センターで高齢者が卓球をしていた際に、突然意識がなくなりまして、職員と、その周りにいた方が、市民センターのAEDを活用しまして電気ショックをかけました。救急隊に引き継ぎまして、その後、社会復帰をしたという例がございます。

以上です。

○高倉委員長 田口委員。

○田口委員 そういう例があるということは、非常によろしいことだと思いますが、先ほど申したように、学校に配備したり、それから、コンビニも全部にこれから配置するというような状況になったときに、これを使い切らなくちゃならないんだよね。使う必要がないのが一番なんでしょうけれども。

聞きますけれども、このお金というのは国庫補助か何かあるんですか。全く市の単独の予算か。あともう一つ、このAEDを実際に配備して、それを使える人というか、使わなくちゃならないんだよ、いざというときにはね。そういうときに、配置するのはかなり多くていいんですけれども、それを使えるというような手法といいますか、そういう周知だけでもだめですよ。それを使わなくちゃならない。そういうことに対しては、どういう対策というか、方法を考えているのかなということをお聞きしたい。

○高倉委員長 石田救急課長。

○石田救急課長 ただいまの御質問についてお答えします。

まず、AEDの経費につきましては、市単独の予算となっております。

それと、AEDを設置した際に使用できるかというようなところでございますが、確かにAEDの設置とあわせて、AEDの使い方を十分教育する必要があると考えております。したがって、設置前まで、設置した後も含めて、店舗の従業員も含めて、AEDの使用方法を学べる講習会を数多く開催して、1人でも多くの方が使用できるようにしてまいりたいと考えております。

○高倉委員長 袴塚委員。

○袴塚委員 今のAEDの話なんだけれども、従業員が使えるようにするというのは、それはいいことだと思うんだよね。

ただこれ、24時間ですよ。セブンイレブン、ローソン、それからファミリーマートも含めてね。そうすると、これ、シフト制で来ているんですよ、従業員さん。そうすると、その教育というのは、企業が本気になってやっていただかないと、まず可能ではない。今はAEDがしゃべるから、間違った使い方はしないのかもわからないけれども、それでも、これによって人の命が、やはり助かる、助からない。それから、周りにいた人が、間違った使い方をするとか危害をこうむると、こういうふうなことだと思うので、積極的にやっていただくというスケジュールみたいなのは考えているんですかね。

○高倉委員長 石田救急課長。

○石田救急課長 AED設置は10月をめどに考えておりますが、新年度になりましたら、AEDの講習会を週に1回程度実施してまいりまして、教育をしてまいりたいと考えております。

また、その時間帯ですが、いろいろな方がおりますので、平日の昼間にとらわれることなく、土曜、日曜、夜間等の時間を工夫して、なるべく受講しやすいような体制にしていまいりたいと考えております。

○高倉委員長 袴塚委員。

○袴塚委員 ぜひそのようにやっていただきたいと思いますが、その勉強会の費用というのは、どこかに計上されているんですか。これは、厚意的にやっていただくということなのか。

企業はそんな甘くないですよ、悪いけれども。企業は、お客さんの命を大切にするという、その気持ちはありますけれども、例えば研修するとすれば、職員は自前の労働時間の中でやるわけだよね。今、コンビニエンスストアも人はそんなに余っていないんです。だから、非常に厳しい話だと思うので、その点はしっかり、自分の所管の事業だという意識を持ってしっかりやっていただかないと、設置はしたけれども、使い方ができない。セブンイレブンの人に、ちょっとぐあいが悪い人がいるので、ちょっと見てくださいと言っても、いや、私できませんと言ったのでは、月々3,500円、7万7,000円の年間672万円ぐらいになるんだよ。セブンイレブンだけでね、全体入れると。だから、その辺をしっかりやってもらいたい。

それから、さっきの定数なんだけれども、10名用のところを6名は自前で今入れようと。4名足りないけれども、3名しかふえなかったと。1名、これどこから、現場から引き揚げてくるんだよね。それじゃなくても今、現場の状況が大変厳しい状況なんだけれども、この辺については、本部の現場に出していない人を減らしてやるのか、それとも現場から吸い上げるのか。この辺について、考え方はどうなんだ。

○高倉委員長 勝村消防総務課長。

○勝村消防総務課長 ただいまの袴塚委員の御質問についてお答えいたします。

消防10人、係として増員しましたが、消防救助課の本部の係員を配置するというので、現場の人数は減らしておりませんので、現状維持で努めてまいるということで考えております。

以上でございます。

○高倉委員長 袴塚委員。

○袴塚委員 さっき、本部に今いる人は6名なんだけれども、今度は本庁に入るので10人にするが、3名新規でふえるからマイナス1だよという話がありましたよね。それは本部の中で調整をするということではないんですか。はい、わかりました。

それから、今回の予算の中に、南消防署について記載があるんですけども、分団の改修がここ数年、行われていないと思っているんですよ。最後にやったのが何分団でしたっけ、忘れちゃったけれども、あれ以来何か、一、二年、間があいていますよね。逐次、分団改修はやっていくんだと。それで、年次的に古いところからやりますよと、こういうことで、分団改修についてはスタートしていると思うんですが、その辺の見通しというのは、今回の予算に反映されているのか、されていないのか。されているとすれば、どこに載っているのか、されていないとすれば、なぜされていないのか、ちょっとお伺いできますか。

○高倉委員長 勝村消防総務課長。

○勝村消防総務課長 ただいまの再度の御質問についてお答えいたします。

2分団を最後にやりまして、その後、平成30年度の予算には計上してございません。これは、南消防署関係がちょっとありましたものですから、分団のほうはさらに精査をいたしまして、また古いものから順次計画を立てて、予算を計上してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○高倉委員長 袴塚委員。

○袴塚委員 南消防署があるから分団ができないよということになると、南消防署はこれ、複数年かかりますよね。少なくとも、今いろいろやって、土地をやって、設計をして、建て方をやってという、早くやっても恐らく、少なくとも3年ぐらいかかると思うんですよ。この間、分団の予算というのはゼロになっちゃうということだと思ふんだよね。

やっぱり分団というのは、縁の下の力持ちといったらおかしいけれども、自分で勤めながら、ボランティア精神で、1回出れば日当2,000円はもらえるけれども、しかし、夜中に出ていったり、それから残火処理やったり、帰ってきてからホース干したり、いろんな業務をやって、そして寝ずに仕事に行くと、こういう人たちの拠点だと思ふんですよ。ですから、この辺は、南消防署とは関係なく、やっぱり分団の予算というのはきちんととって、そして、年次的に改修してあげる。このことが、分団員が今集まらないとか、集まるとかと言っている状況の中で、水戸市では俺らのことも考えてくれているんだから、何とか分団も頑張っぺと、そういうふうにならなければいけないと思ふんですが、これについては、どなたかお答えいただけますか。次長、どうですか。

○高倉委員長 石川消防次長。

○石川消防次長 消防分団の詰所の耐震化ということで、今まで2016年度で、一応全施設は終了しているような状況でございますが、建設年度とか建物の状況に合わせて、今後検討していきたいと思います。

○高倉委員長 袴塚委員。

○袴塚委員 これで終わりにしますけれども、今石川次長さんからお答えいただいたように、分団の役割というのは、やっぱり果てしなく大きなものだと。そして、市民の中に防災意識を強める。そして、今、地域防災、地域福祉と言われているけれども、その拠点になると思ふんですよ。やっぱり大震災では消防車が行けないわけですから。そうすると、その拠点として、分団の役割というのは、地域にとって大きな役割を果たすということでありますので、分団の改修については、ぜひしっかりと努力してやっていただきたいというふうに思っています。

それから、消防機械力で救急車を1台入れかえるということでもありますけれども、今日たまたまお昼休みに見ていましたらば、つくば市で英語のしゃべれる救急車というのを、高規格車というんですかね、あれを入れたというニュースをやっていました。日本で初めてだそうです。つくば市がそんなに話題になる前に、水戸市として、英語教育もやっているんだし、総合教育研究所でも一生懸命力を入れてやっているわけだから、やっぱり水戸市でそういうものを入れたんだというようなニュースを聞いたかったなと思ふんですよ。

ですから、もう少し、自分の組織をきちんと守って、統制していくというのは大事なことですけれども、やっぱりそういった意味でも、今度の高規格車がそういう形状になっているのかどうか、僕はよくわかりませんが、そういう地域消防、全国の中での水戸市の消防としての役割というのは、やっぱり先進的な

役割を果たしていくという、県内の消防力の充実の拠点になる、起点になると、こういうことだと思いますので、そういうことにも配慮しながら、消防行政のさらなる推進を図っていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

○高倉委員長 田口委員。

○田口委員 消防団の詰所というような話もありましたので、議案書③193ページのどこに入るんだか、ちょっとわかりませんが、水戸市でMCA無線機の配備をしましたよね。あれって今でも続いているんですか。それにかわるものになっているのか、あるいは、そういう管理費とか何かはどこに入るのかなと思って。今の状況はどういうふうになっているのか、ちょっとお伺いしたい。

○高倉委員長 箕輪消防救助課長。

○箕輪消防救助課長 ただいまの田口委員の御質問にお答えいたします。

今お話ありましたMCA無線機は、平成29年度に契約更新の時期でございましたので、さらに新しいIP無線機というのが、最近そういったものが新しく出ましたので、そちらに機種を変更しております。IP無線機というのは、携帯電話の基地局を使った無線機でして、既に試験とか行いましたが、かなり使いやすく、良好な音声で入っておりますので、そういったものに今更新しております。

経費のほうは、193ページの非常備消防費の消防分団施設管理費の使用料及び賃借料、こちらに含まれております。

以上でございます。

○高倉委員長 田口委員。

○田口委員 そのIP何とかというのに変えたというのは、今年じゃないでしょう、これからじゃないでしょう。もう変えてあるということで、そうすると、リース期間が終わったので、我々にいろいろ、災害の無線に関しては、MCA無線機を設置したということが報告されていましてよね。それが消防だけ、今度、もっと機能のよいものに変えたということでもいいのかな、ほかは同じで。市民センターから何から配備してましたよね、みんな。それだけでいいです。

○高倉委員長 箕輪消防救助課長。

○箕輪消防救助課長 防災系の市民センターのほうは、従来のMCA無線機で更新しております。消防団のMCA無線機と防災系のMCA無線機の更新時期が1年ずれていまして、平成28年度に防災系、平成29年度に消防団のほうのMCA無線機を更新したんですが、その時点で情報として、IP無線機という新しいのが出たということで、消防団のほうはIP無線機に更新しております。

それと、先ほどIP無線機の経費の部分で、団員活動費の使用料及び賃借料と私申しましたが、訂正いたします。消防分団施設管理費の使用料及び賃借料でございます。

以上でございます。

○高倉委員長 よろしいですか。

○田口委員 はい。

○高倉委員長 ほかにございませんか。

小泉委員。

○小泉委員 消防で、先ほど袴塚委員が話されたように、南消防署の移転の話があるというところで、年次で、消防団の詰所等々、また、それ以外の更新という部分もあると思いますので、それはちょっと要望として、私からも添えさせていただきたいと思います。

私のほうでは、議案書③191ページの中段の消防広報関係費なんですけれども、これは、前年に比べて増減というのはありましたか。

○高倉委員長 大内火災予防課長。

○大内火災予防課長 ただいまの御質問にお答えします。

前年と同額でございます。

以上でございます。

○高倉委員長 小泉委員。

○小泉委員 はい、承知しました。

委員会の中でも申し上げさせていただいたりもしたんですけれども、やはり消防の活動、また分団員の活動に関しましては、広報周知というのは、まだまだ足りていないところがあるんじゃないかというふうにも申し上げてきました。その中の一つの例でいいますと、年末年始の特別警戒ということで、夜の20時から24時まで、消防分団員が詰所へ詰めまして、そして警鐘を鳴らして、また赤色灯も回して、警戒に当たっているということですが、やはり一般市民の方からうるさいという苦情があって、22時以降は鳴らさないようにというような、自粛のような話がありますけれども、その話を出したときにも、やはりきちんとした周知をして、また、この音が何を目的として、この活動が地域の災害を防ぐ意味で、どれだけ活動に利するものなのかということも含めて、消防全体の広報というのは、しっかりと努めていくべきだろうと。

それは、例えば小学生においても、そういう教育をしていくというのも一つだと思いますし、聞きなれないものだから怖いという話になるかもしれませんけれども、きちんとそういったところは必要だと思って、また、答弁でもいただいていたと思うんですけれども、同額の予算でも、そこは取り組んでいけるということなんでしょうか。また具体的な、何か真新しい策等があれば、お伺いしたいなと思います。

○高倉委員長 大内火災予防課長。

○大内火災予防課長 ただいまの御質問にお答えします。

消防広報関係費につきましては、前年と同額の経費で、十分に事業は完了できる予定でございます。

以上でございます。

○高倉委員長 小泉委員。

○小泉委員 そう言われちゃうと何も言えなくなっちゃうんだけど、あと、例えば出初め式に関しても、もっと新しいことを取り入れたり、団員の加入促進に向けてとか、いろいろ委員会の中で提案している部分があるんですよね。そういったものが、今現在、私個人としては、分団員の立場でもありますけれども、決して満ち足りているものではないと思いますので、また、こういったものは引き続き、毎年毎年継続してやっていくことに意味もあると思いますので、ぜひそういったところは、予算上げれば、それで丸になるかということはないので、むしろ予算が減っても、より効果的、効率的に取り組んで、周知、また消防に対する理解が増せばと思いますので、要望ということでお願いいたします。

○高倉委員長 ほかにございませんか。よろしいですか、この件は。

それでは、この件については終わります。

次に、第10款（教育費）中文教福祉委員会所管分について、質疑のある方は発言を願います。

木本委員。

○木本委員 今回、教育用タブレットを全ての小・中・義務教育学校のコンピューター教室に設置をすることでございますけれども、予算が1億2,400万円以上ということで、かなり高額なんですけど、このタブレットの数と、あと1台当たりの単価、あと、教育用タブレットとはそもそも何ぞやという内容をちょっと教えてください。

○高倉委員長 埴学校施設課長。

○埴学校施設課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

教育用タブレットの設置でございますが、昨年度、中学校及び小学校7校に設置されまして、平成30年度に関しましては、小学校残り25校に設置という予定でございます。設置台数に関しましては、643台を現在予定しております。

続きまして、おのおのの単価の件でございますが、5年間のリースということで、リース金額に関しまして、本年度まだ決定しておりませんので、単価は現在、こちらでお話しすることは難しい状況でございます。

〔「予算」と呼ぶ者あり〕

○埴学校施設課長 申しわけございません。予算計上のほうは——申しわけありません、少々お時間いただければと。今確認します。

○高倉委員長 じゃ、それちょっと確認して。答弁は待っていただいて。

袴塚委員。

○袴塚委員 今年度小学校で、去年は中学校に入っているんですけど。入っていますよね。使用した成果というのはどうなんでしょうか。中学校の利用状況、もしくは、どういうふうな効果があったのか。

○高倉委員長 小川総合教育研究所副所長。

○小川総合教育研究所副所長 ただいまの御質問にお答えいたします。

今年度、中学校全校、それから小学校7校に先に入れております。実際、もう稼働して使われている状況なんですけれども、各学校からは、やっぱりタブレットになったということで、非常に持ち運びが便利で……

〔「持ち運びはいつでもいいんだよ」と呼ぶ者あり〕

○小川総合教育研究所副所長 違うんです。稼働率が上がるということで、非常に使い勝手がまずよくなっております。

また、あわせて、このタブレットというのは、皆さんお使いの方は御存じだと思うんですが、非常に立ち上がりは速いですね。そういったことで、時間の短縮も非常に図れる中で、限られた授業時数の中で有効な時間を生み出すことができるということで、現場からはそういった声を聞いております。

○高倉委員長 袴塚委員。

○袴塚委員 タブレットの使い方とか、便利さとかという説明はいつでもいい話で、要はタブレットを使っ

たがために、例えばどういう学力、どういう学習に使っていて、どういう効果が上がっているのかということころがタブレットの意義だと思えますよ。だから、持ち運びが便利になった——当然小さいので、線もないから、持ち運びは大丈夫なだけけれども、その辺について、どうなんでしょうかということをお聞きしたい。

○高倉委員長 萩谷総合教育研究所長。

○萩谷総合教育研究所長 ただいまの御質問にお答えいたします。

教育用のタブレットの目指しているところは、やはり子どもたちのプレゼンテーションの力も伸ばすことであったり、あるいは、プログラミング的思考を育てることを目指して活用するものです。実際の活用の中身としては、授業の中で、子どもたちがタブレットで資料をつくったものをほかの友達に提示をして、それをもとに説明するというようなことを行っております。

○高倉委員長 袴塚委員。

○袴塚委員 そうすると、例えば、1人1台ではないですね、これね。教室に何台かあると。そういう中で、やっぱりグループ学習をして、一つの問題に対して、グループ全体でこうすべき、ああすべきという考え方を、それを発表し合うことによって、より現実的な問題解決につながるというふうなのにも活用しているということですか。

○高倉委員長 萩谷総合教育研究所長。

○萩谷総合教育研究所長 ただいまの御質問にお答えいたします。

中学校の場合ですと、学校に40台程度入っておりますので、一つの学級で使う場合には、1人1台ずつ活用しております。ただ、複数の学級で使う場合には、委員御指摘のとおり、グループで使うこともあるんですけれども、その場合には、1人で使うよさもありますし、お話をしながら、対話的なことをしながらつくっていくというよさも、教育の中ではあります。

○高倉委員長 袴塚委員。

○袴塚委員 特にどういう科目、どういう教科で有効性を発揮しておられるのか。

○高倉委員長 萩谷総合教育研究所長。

○萩谷総合教育研究所長 再度の質問にお答えいたします

教科ということですがけれども、理科の観察実験や、あるいは体育の実技等でも、実際にその様子を映して、それをみんなで見ると、ここをこうすると演技がもっとよくなるというような場面とか、あるいは書写でも、書いたものを映して、それを指でなぞると赤で出てくるような機能もありますので、そうやって、よりよい字の形を覚えるというようなことにも活用できております。

○高倉委員長 袴塚委員。

○袴塚委員 せっかくこれだけの予算で導入して、そして教育効果を上げるということでもありますので、ただ単に先生方の活動状況が楽になるというような過程ではなくて、教育効果の実を上げていただきたいと、まずはね。そういうふうには思っています。

ところで、もう大丈夫ですか。つなぎはいいですか。

○高倉委員長 埴学校施設課長。

○**埴学校施設課長** コンピューター関係の月当たりの賃貸料でございますが、1台当たり8,000円程度ということで現在考えております。

○**高倉委員長** 木本委員。

○**木本委員** 月8,000円程度ということでよろしいですね。

○**高倉委員長** 埴学校施設課長。

○**埴学校施設課長** こちらはコンピューター本体のみならず、関係するソフト関係等も、その後のメンテナンス関係も含めまして、そのような金額でございます。

○**高倉委員長** 木本委員。

○**木本委員** ありがとうございます。

私、ちょっとそこを確認したかったんですけども、何か先ほどの話だと、教育用タブレットといいながら、ちゃんとした教育用のソフトが入っているのかなというのを一番確認したかったんですが、教育用のソフトが入っているということですね。ただ、内容が、字を書くとか、ちょっとよくわからないんですけども、ある程度機会がありましたら、ぜひそれは、現場か何かで視察に行ったときに教えていただければと思います。

私からは以上です。

○**高倉委員長** ほかにございませんか。

小泉委員。

○**小泉委員** すみません、今の木本委員、また袴塚委員の部分の関連で、ちょっと質問させていただきますけれども、ソフトが入っているということは理解したんですけども、教育する側の教員向けのソフトというのも入っているんですか、指導するに当たっての。

○**高倉委員長** 萩谷総合教育研究所長。

○**萩谷総合教育研究所長** ただいまの御質問にお答えいたします。

教員が指導するために必要なソフトということだと思うんですが、子どもたちが学習に使えるソフトが主に入っております。それ以外に、例えば学級で、学級会のイメージなんですけれども、一人一人の考えをタブレットに入力して、それを一斉に表示をするというようなソフトも入っていて、例えば、賛成ですか、反対ですかというのも一目で子どもたちに示して、子どもたちの考える時間をたくさんとれるようなソフトも入っております。

○**高倉委員長** 小泉委員。

○**小泉委員** 今後、アクティブラーニングが、どんどん取り入れられていくことになると思いますので、そういった中で、こういった教育用のタブレット等々というのは、すごい効果を発揮していただいたりという部分も大きく期待するところだと思うんですけども、そういった中で、やはり教員の方々が一人一人、やっぱりコンピューターに非常に明るい人もいれば、こういったことがなければ、なかなか今までという方も中にはいらっしまったのかもしれない。その実態はわかりませんが、より一定のきちんとした教育を、タブレット教育を施していける。先生によって教育格差が生まれないように、ぜひそういったところは、一律の部分を目指していただきながら、さらに、すぐれている部分に関しては取り入れていただ

いてと思いますので、ぜひそういったところをお願いいたします。タブレットに関しては以上で。

○高倉委員長 ほかにございませんか。

田中委員。

○田中委員 教育委員会ですが、まず最初は、学校教育課ということになると思うんですが、給食の関係の課と、つまり学校教育課がなくなりますよと。学校管理課と学校保健給食課になりますよという、課の再編というか、そういう状況になるんですけれども、その狙いというか、意味をまず聞きたいのと、あわせて、行政改革課のほうで職員定数条例の一部を改正する条例が出ていますけれども、市全体では50人ふえるんですけれども、教育委員会は差し引きマイナス1ということで、部局として減るのはこちらだけなんです、内原図書館のマイナス3とか、給食調理業務のマイナス5というようなところも含まれております。

この件に関して、私は、食育の観点や、あるいは安上がりの労働に置きかえるのではなくて、やっぱり直営を維持してほしいということをお願いしてきたんですけれども、今回資料では、見川小の民間委託ということが示されているんですけれども、総務環境委員会に行政改革課が出された資料では、そこに吉田小も入っているとかなという状況もあるんですが、次年度のこの件についてはどういう計画なのか、あわせてお聞かせいただければと思います。

○高倉委員長 三宅教育企画課長。

○三宅教育企画課長 初めの田中委員の御質問、学校管理課と学校保健給食課を設置する意義についてでございますけれども、まず、学校管理課を新設する理由としましては2つございます。1つ目の理由といたしましては、学校事故対応の一元化を図りまして、特に初動段階での迅速な危機管理体制を構築するためのものというものでございます。もう一つの理由といたしましては、教職員の人事管理につきましても一元化するというのが学校管理課の設置の目的となっております。

また、学校保健給食課でございますけれども、現在、給食に関する事務は、自校調理が基本である小学校は学校教育課、共同調理場が原則の中学校は学校給食共同調理場、また、保育所、幼稚園の給食は幼児教育課と、担当が3つの組織に分かれておりますけれども、給食におきましては、現在、食物アレルギーへの対応ですとか、幼児期からの一貫した食に関する正しい知識や望ましい食習慣を学ぶような食育というものの推進が重要となっております。このため、そういったものを一元的に管理する部門として、学校保健給食課を設置するものでございます。

○高倉委員長 鈴木参事兼学校教育課長。

○鈴木教育委員会事務局教育部参事兼学校教育課長 続きまして、田中委員の御質問の給食の民間委託に関する部分についてお答えさせていただきます。

学校給食の民間委託につきましては、平成26年度から単独の小学校に導入をしております、給食調理員の退職による減が生じた場合に不補充として、民間委託を導入しているところでございます。導入に当たりましては、栄養士が配置されている等、必要な条件を満たしたところの委託を進めておりまして、これまで6校の民間委託を進めまして、平成30年度は、見川小学校1校の民間委託への切りかえを行っていくことで予算を要求しております。

あと、見川小学校、今申し上げました民間委託を行いますとともに、吉田小学校におきましては、本年度、

長寿命化改良工事が入りまして、学校の単独校の給食調理室が使用できないことが生じますことから、河和町町の学校給食共同調理場から給食を提供する形で対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○高倉委員長 田中委員。

○田中委員 そうしますと、吉田小については、一時的なものという意味なんですか。要するに、改修が終わったらどうなるのかというのがあるんですけども、いずれにしても、今後もそれらを進めていく、つまり、全ての小学校について民間委託を進めるというようなお考えなのかという、今後のことも含めて、ちょっとお答えいただきたいなど。

○高倉委員長 鈴木参事兼学校教育課長。

○鈴木教育委員会事務局教育部参事兼学校教育課長 ただいまの田中委員の御質問にお答えいたします。

吉田小学校におきましては、長寿命化改良工事中の対応で、その後、単独調理を行うということになりまして、あと、退職者不補充で民間委託への導入につきましては、今後とも進めてまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○高倉委員長 田中委員。

○田中委員 それは、大規模校、小規模校変わらず、そういうお考えだということですね。はい、わかりました。

あわせて、別の質問ですけども、議案書②203ページに就学援助の関係経費が、ここは小学校ですけども、出ていると思うんですが、いわゆる入学前支給ということで、新年度の対応があったのかなというふうに思うんですけども、その状況はどうなっているかというのをお答えいただけますか。

○高倉委員長 鈴木参事兼学校教育課長。

○鈴木教育委員会事務局教育部参事兼学校教育課長 田中委員の御質問にお答えさせていただきます。

就学援助制度の入学前支給につきましては、平成29年度から平成30年度入学予定の者に対する支給を開始しております。今現在、3月中に、新小学校1年生については口座振り込みで、今度新中1になる現小学校6年生のお子さんは、学校長を通じて保護者の方に入学準備金を支給するというので、現在支払いのための手続を進めております。

以上でございます。

○高倉委員長 田中委員。

○田中委員 いずれにしても、入学前に支給されることを望む方全てに可能なように、対応を今後もしていただければと思います。

もう一つ、議案書②205ページですけども、吉田小の長寿命化改良工事の事業費が計上されておまして、2カ年11億3,300万円のうち5億4,800万円ということになっていると思うんですが、プレハブをつくるというふうに聞いていますけれども、年次計画的に、どういうタイミングでなるのかということでもあります。特に、学校の状況からいいますと、進入路が1カ所しかございませんので、先生や児童、あらゆる出入りが工事車両と同じ場所になるのかなと思うんですけども、そうした安全対策も含めた来年度

のスケジュールについてもお示しいただければと思います。

以上です。

○高倉委員長 埴学校施設課長。

○埴学校施設課長 ただいまの御質問に関してお答えいたします。

これから先のスケジュールでございますが、新年度当初に仮設校舎の賃貸借関係契約を結びまして、業者が決まり次第、プレハブの仮設校舎の建設を行います。仮設校舎建設の後、時期的には秋以降になるかと思いますが、本体工事の請負契約の締結に向けて進んでまいります。

続きまして、工事中の安全管理の件でございますが、吉田小学校に関しましては、県道からの出入り口が1カ所しかないということで、児童の通学路、教職員の進入、工事車両の進入ということで重複してまいります。そちらに関しましては、工事関係を依頼しております建築課とも十分協議をしながら、学校との協議、地元の方々との協議も踏まえながら、交通整理員を置く、工事車両の進入時間の調整等を含めまして、十分な安全管理を行いながら進めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○高倉委員長 田中委員。

○田中委員 当然、安全には万全を期して、やっていただきたいと思いますが、児童数も多い学校でもありますし、また、地域のいろんな利用も盛んな学校でもありますので、ぜひ万全を期してもらいたいと思います。

図書館費で一つお聞きしたいと思っております。議案書②213ページで、当初予算の概要では、学校図書館支援事業というのが3,450万円予算化されておりますが、学校図書館支援員の派遣とともに、小・中・義務教育学校に蔵書管理システムを導入するというところであります。本がコンピューターに入力されて、何がどこにあるのかとか瞬時にわかるという、非常にすぐれた改善がされたと思っておりますけれども、例えば他校にあつたり、地区図書館にあるものも、そこでわかるということになるのかなと思うんですが、その運用についてなんですけれども、この予算というのは、人的予算プラス、システムの管理費も入っているんでしょうかね。その辺をまず聞きたいんですが。

それで、例えば欲しい本がありますよと。例えば地区図書館、あるいは他校にあつたとして、その借用を希望したとしても、それを運んだりとか、いろんな別な手間もかかってくるのかなというふうにも思うんですけれども、その辺の運用面についてはどのように計画されているのかも、あわせてお聞かせいただければと思います。

○高倉委員長 松本中央図書館長。

○松本中央図書館長 まず、学校図書館支援事業の3,450万円の中身でございますが、学校図書館支援員、嘱託員でございますが、こちらが7名おりまして、この報酬等の経費が2,097万1,000円でございます。そのほかに、学校図書館で、既存の図書についてデータ登録をしていく必要があることから、バーコードやフィルム、あと図書のデータ、MARCとありますが、そういったものの経費が335万7,000円でございます。

あと、学校図書館のシステムのリース料、小学校は平成29年度中に導入しまして、4月からリース料開

始でございます。中学校については、来年度の10月から使用できるよう進めてまいるところでございますが、こういったところの経費が417万2,000円でございます。

あと、中学校におきまして、新たに導入することから、通信ネットワーク環境の費用が必要となってきます。それが600万円の予算を計上しているところでございます。

今後につきましては、小学校のほうは3月中に導入ということでございますので、新年度になりましてから、学校を対象に運用のための操作ガイダンスなどを行いました後、使用ということを考えております。学校の中では、本の貸し出しや返却などのカウンター業務が迅速になるということ、あと登録とか、そういった事務的なことについても省力化される。あと、学校の図書館の中で、こういった本があるかというのがわかるということが、すぐ本が探せるなどのことにも使える。また、本がどのようなものがあるのかという現状がわかることで、学校の中で新たに本を購入する際にも便利になるということを期待しているところでございます。

あと、学校図書館と公共図書館との間につきましては、公共図書館のホームページを使いまして、予約を受け付け、支援員が巡回に合わせて本を運搬するということも考えております。

以上です。

○高倉委員長 田中委員。

○田中委員 わかりました。

自分の学校の蔵書が瞬時にわかるというのが最大の効果かなとは思いますが、ぜひ、せっかく一定額投入したものですので、利用が促進されるようなガイダンスとかをしていただきたいというふうに思います。

○高倉委員長 ほかにございませんか。

田口委員。

○田口委員 今、田中委員からも長寿命化ということで質問ありましたがけれども、今回の予算の中で、上大野小ということで、実施設計の予算が計上されているわけですがけれども、この実施設計という段階からの資料の提示となると、年次計画というのは、ある程度立っているのかなという気がするんですけども、予定でもよろしいですけども、もし、わかる範囲で答弁できればお願いしたい。

○高倉委員長 埴学校施設課長。

○埴学校施設課長 ただいまの御質問に関してお答えいたします。

上大野小学校の長寿命化改良工事に関しましては、平成30年度実施設計、平成31年度工事の予定でございます。

○高倉委員長 田口委員。

○田口委員 以前から当委員会でも、質問とか意見として述べたことはあるんですけども、田中委員からもお話があったような気もするんですけども、上大野小については、皆さん御承知のとおり、図書館が非常に、最悪の図書館とっていいんですかね、何と表現していいかわからないんですけども、学校の改修、あるいは、大規模改修はほとんどない、長寿命化ということで、大きな工事に入ると思うんですけども、そういう中で、何かそういう状況が出た場合に考えなくちゃならないだろうというお答えというか、話は以前から聞いていた経緯もあるんですけども、長寿命化というような事業の中で、この図書館のことに関し

ては、どのような考えでおられるのかというのをお聞きしたい。

○高倉委員長 埴学校施設課長。

○埴学校施設課長 ただいまの御質問に対してお答えいたします。

以前よりお話をいただいております図書館でございますが、当然、学校施設の一部分として、今回の長寿命化改良工事の中で、改修によって校舎の中に設置するとか、長寿命化改良工事の中で方策を考えて、きちんとその辺は対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○高倉委員長 小泉委員。

○小泉委員 私は、小中学校における特別支援教育支援員の件で、お伺いさせていただきます。

今度全ての学校にという話等々があったと思いますが、改めてその人数と、あと時間に関しても、ちょっとお伺いしたいと思うんですけども。

○高倉委員長 小川総合教育研究所副所長。

○小川総合教育研究所副所長 ただいまの御質問にお答えいたします。

まず、特別支援教育支援員の配置につきましては、平成29年4月現在の人数でお答えいたしますと、107名の児童、生徒、そして幼稚園の園児に配置をさせていただいております。

〔「学力向上って別でしたっけ」と呼ぶ者あり〕

○高倉委員長 小泉委員。

○小泉委員 申しわけございません。僕のほうがちよっと勘違いしておりました。

議案書②199ページの中段ですかね、水戸スタイルの教育推進ということでございまして、ごめんなさい、こちらのほうで、ちょっとお伺いできればと思っていましたので。人数と、あと、それぞれ勤務いただく時間といいますか、それをお願いします。

○高倉委員長 小川総合教育研究所副所長。

○小川総合教育研究所副所長 ただいまの御質問にお答えいたします。

学力向上サポーターにつきましては、現在54人のサポーターを小中学校に配置しております。来年度も人数については変わらない予定としております。このサポーターの勤務時間は、1週間当たり19時間ということで配置をしている状況でございます。

○高倉委員長 小泉委員。

○小泉委員 各学校当たり1名以上という考えなんだと思うんですけども、実際、この54名で今運用している中の成果部分でいうと、どういったものがありますでしょうか。

○高倉委員長 萩谷総合教育研究所長。

○萩谷総合教育研究所長 ただいまの御質問にお答えいたします。

学力向上サポーターの運用ですけれども、担任と学力向上サポーターの2人で1つの教室に入って、個別の指導に当たったり、あるいは、役割分担をして授業をするようなこともございますし、あるいは、習熟度とか興味に応じて、教室を2つに分けて、それぞれ授業をして、また一緒になってまとめをするというような形で使っております。

成果としましては、やはり子どもが、わからないことをすぐ教えてもらえるというようなことを、学校から聞き取っております。それから、子どもの興味、関心に、できるだけ応じやすくなっているということも学校から聞いております。

以上です。

○高倉委員長 小泉委員。

○小泉委員 ありがとうございます。

あと、教員側からの目線での成果というのがあれば、教えていただければと。

○高倉委員長 萩谷総合教育研究所長。

○萩谷総合教育研究所長 教員の側からのメリットということですけども、やはり自分1人では、35人程度の子どもの全部把握するというより、さらに複数の目で子どもたちを見ていただくことで、目が届きやすくなったというような声とか、あるいは、その子の得意、不得意も、担当が1人で理解するよりも、複数の教員で、こういうよさがあったよとか、こういうところが苦手だったよというようなフィードバックもあるので、児童、生徒の理解が進みやすくなったという声も聞いております。

○高倉委員長 小泉委員。

○小泉委員 ありがとうございます。

ちょっと確認になるんですけども、今、サポーターの方というのはどういう形で、学校の実情に応じて、例えば学年ですとかクラスですとかというのは、割り振られているような形になるんですか。

○高倉委員長 萩谷総合教育研究所長。

○萩谷総合教育研究所長 全ての学年、全ての学級の授業を受け持つことはできませんので、学校に必要な学年、必要な教科に配置をして取り組んでいるところです。

○高倉委員長 小泉委員。

○小泉委員 わかりました。

私自身の考えも入るんですけども、これからまさに、先ほども申し上げましたけれども、アクティブラーニングの件ですとか、教員の方々が、授業に取り組むのにも大変な部分ですとか、教育環境の部分においても、このサポーターの皆様というのは、非常に有益に動いていただいているものだと思っておりますので、そう考えると、僕は正直少ないんじゃないかなと思っています、54名というのがですね。もっといけば、より子どもたちに、習熟度の問題ですとか、またフォローアップの部分での教育というのが行き届くというところもあると思いますし、また、熟年の教員の方から、また新しく教員になられた方から、さまざまいらっしゃる中で、非常に有益な制度だと思っておりますので、また教員を志す人にとっても、このサポーターを経験することによって、より具体的にイメージが湧いたり、教員になって受かったけれども、すぐやめてしまうとか、そういったことが起きないように、ぜひこのタイミングですけども、できれば拡充していただきたいなというのが考えでありますので、要望として申し上げさせていただきます。よろしくをお願いします。

以上です。

○高倉委員長 ほかにございませんか。

袴塚委員。

○袴塚委員 すみません、横山大観が生誕150年とかということで、市長の所信表明の中にもあったというふうに思うんですが、今回、博物館費の中に、そういうふうな行事に対応する予算というのが見えないんですけれども、本市には博物館の中に、いろいろ問題を醸しながらも買った「水温む」という、当時5,000万円ぐらいした絵があったというふうに思うんです。

横山大観生誕150年という機会に、やっぱり市の行事と連動して、そしてこういう作品を、本市が有効なものだということで購入したものを展示して、広く市民の方に、絵画のよさ、または本家のよさ、こういったものを知らしめると、こういう機会があってもいいのではないかと思っているんですが、この辺の取り扱いについては、どのようになっているのでしょうか。

○高倉委員長 白石歴史文化財課長。

○白石歴史文化財課長 ただいまの袴塚委員の御質問にお答えいたします。

来年、横山大観生誕150年の記念事業、こちらにつきましては、城東地区の城東小学校の体育館で開催を予定しております。その会場で、横山大観の絵画などにつきましては、本物を飾ることは非常に困難でございますので、そちらにつきましては、他の美術館などとの連携によりまして、レプリカなどを展示していきたいと考えております。

ただいま委員からお話ございました横山大観の「水温む」などの展示につきましては、今後の博物館の展示の中で検討してまいります。

○高倉委員長 袴塚委員。

○袴塚委員 城東小学校でやるというのは、大観の出身地ですから、それは大事なことだというふうに思うんですね。しかし、水戸市に博物館というのがあって、そしてリニューアルオープンすると。こういう中で、城東小学校でやると同時に、やっぱり水戸市の博物館として、本市出身のそういったすばらしい画家の偉業を、みんなで本物を見ると。こういう機会が、僕は企画展として、あってもいいのではないかというふうに思うんです。

やっぱりそういうことをすることが、5,000万円という大枚を出して買った、その意義だと思うんですよ。ですから、いつやるのかわかりませんが、できれば9月補正にでも上げていただいて、そして企画展をやっていただいて、横山大観の偉業をみんなでもう一度顕彰する、こういう機会があっても当然ではないかと思っています。

ちょっと横道にそれますが、武田耕雲斎が向こうへ行って、そして、向こうで何周年かで祭られた。向こうは武田耕雲斎が祭られている周辺の整備を予算つけてやったんですよ。ところが、水戸市は何もやらなかったの。向こうに30万円だか50万円だかのお金を持って行って、向こうでやってもらって、本家の水戸市は何もやらなかったんだよ。

だから、そういうふうなことになるとうと、せっかく横山大観が水戸で育ったという、そして城東の地にあるんだという、そういうことを考えたときに、やっぱり水戸市も本気になって、横山大観の偉業をもう一度再認識しながら、そのすばらしい作品を目にして、市民の皆さん方にも美術の醸成を図っていただくことが必要なのではないかというふうに思いますので、意見だけ申し上げます。

それから、せっかく歴史文化財課の課長さんにさっきお立ちいただいたので、今度の予算にヒカリモに関する予算はどの程度とっていただいて、何か来年度、そういった企画もしくは催しがあるのか、ないのか、お聞かせをください。

○高倉委員長 白石歴史文化財課長。

○白石歴史文化財課長 ヒカリモにつきましては、来年度の主な事業としてもお知らせさせていただいております。100万円ほどの予算を計上させていただいております。

ヒカリモにつきましては、引き続き、茨城生物の会、そして水戸第二高等学校などとの連携によりまして、調査をしておりますので、これを継続しまして、来年度を目途に調査報告書をまとめていくというような予算でございます。

○高倉委員長 袴塚委員。

○袴塚委員 五、六年前に、観光資源としても大変重要な施策なので、培養して、どこでも見られるような、そういうものを目指していくんだという御答弁を本会議の中でもいただいていたわけですね。

千葉県では、一度消えた光藻が、環境整備をして再度光り出したと、そういう例もあるんですよ。ですから、二高さんがおやりになっている研究は大変大事なことだと思いますが、やっぱり行政としてしっかり、そういった大変重要な生物文化財を守っていくんだということになると、今ごろ、調査研究の報告書が来年できるというような話ではないのではないかと、そういう段階ではないんじゃないかと。観光資源がどうかということじゃなくて、やっぱり市民がもう少し見やすい環境の中でヒカリモというものを見る、このことが私は一番大事なんだというふうに思うんですよ。

ですから、報告書は報告書として、来年度の中でできるということですから、それは大変いいことだというふうに思いますが、もう少し、やっぱり大手門、隅やぐらのところには相当予算がたって、これはやっぱり文化財的な要素が強いから、それはそれでもいいんですが、しかし、こういった細かいところにも配慮した予算のあり方というのを再度検討していただきたい。このことだけ申し上げておきます。

○高倉委員長 ほかにございますか。

田中委員。

○田中委員 すみません、社会教育費で聞き漏らした2つ、少年自然の家ですが、議案書②の217ページで、前年度比で600万円ほど予算がふえておりますが、リニューアルオープンした後の利用状況、相当利用者がふえたのかどうかというようなことと、新年度、何か企画ですとか、あるいは利用促進に向けた取り組みがあるのであれば、お聞かせいただきたいというのが1点目です。

それから、好文カレッジのほうでも、訪問型家庭支援事業というのが当初予算の概要に出ていました。家庭教育支援員を未就学児を持つ家庭に派遣するということですが、これは、どういった対象を想定されて予算化されているのかというようなあたりもお聞かせいただければと思います。

○高倉委員長 大澤生涯学習課長。

○大澤生涯学習課長 それでは、ただいまの田中委員の御質問にお答えいたします。

まず最初に、少年自然の家関係でございますが、最初に利用状況を御報告させていただきますと、1月24日現在で1万9,058人でございます。水戸市第6次総合計画におきましては、2万人目標を掲げ

ておるところでございますが、3月末をもって2万人に、この目標に到達する見込みで、現在推移しているところでございます。

したがって、予想を上回る利用状況がございまして、これに対応すべく、行事関係経費におきましては、嘱託員1名を増員しまして、いろいろな体験につきましての支援サポート、新たなる事業の展開を図っていくというようなことで、嘱託員1名の増がございまして。

また、運営関係におきましては、リニューアルした施設関係の維持運営につきまして、委託関連の事業の予算を見直しまして、そこが増となっております。さらには、次年度におきましては、移動天文車による流星群の天体観測など、移動天文車の特性を生かした事業などの展開も進めていく予定でございます。

次に、好文カレッジが担当いたします訪問型家庭教育支援事業でございますが、この事業につきましては、地域の子育て経験者を初め、地域の人材を中心とする教員OBや民生委員、児童委員などの参画を得まして、保護者の身近な地域で子育てや家庭教育を支援する活動を行う家庭教育支援員、また、支援チームをつくりまして、個別の相談に対応したり、情報の提供を行ったりする活動でございます。来年度、新規の県の補助事業でございます。

具体的な事業内容としましては、この支援員の活動をサポートいたします運営推進会議の設置をしまして、この会議につきましては、関係行政や地域の経験者など10名程度で組織をしまして、方針作成や支援員の活動の評価などを行ってまいります。

次に、家庭教育のチームとなる支援員の養成、登録でございますが、こちらにつきましては、元幼稚園教諭や保育所職員、地域の子育て団体の人材などから養成、登録を考えております。

新年度に入りまして、事業計画を現在進めておるところでございますが、子育て支援と関連しておりますので、市の関係課と相談、調整を進め、さらに、この中身の内容関係につきましては、3歳児健診等において、悩みや不安を持っている家庭に対しまして、事業を進める検討をしております。詳しいところは、4月に入りましてから進めてまいります。

○高倉委員長 田中委員。

○田中委員 大変詳しい御答弁ありがとうございました。

少年自然の家については、先ほども子ども会の話をちょっとしましたけれども、いろんな企画が多分、やろうと思えば、もっともっとできるんだらうと思いますし、小中学校の利用も含めて、ぜひ有効活用を図って、目標を2万人と言わず、もっと大きな超過達成をしていただくように取り組んでいただければと思います。

以上です。すみません。

○高倉委員長 ほかにございますか。

それでは、暫時休憩いたします。

午後 3時13分 休憩

午後 3時31分 再開

○高倉委員長 それでは、休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

引き続き、議案第18号の質疑から再開いたします。

次に、第2表継続費中第4款（衛生費）中文教福祉委員会所管分及び第10款（教育費）並びに第3表債務負担行為中文教福祉委員会所管分について、質疑のある方は発言を願います。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高倉委員長 ないようですので、議案第18号についての質疑を終わらせていただきます。

次に、議案第19号 平成30年度水戸市国民健康保険会計予算について、質疑のある方は発言を願います。

田中委員。

○田中委員 手短にやらせていただきます。

国保の予算なんですけれども、値上げ改定ではなくて、据え置いたことは大変よかったと思うんですけれども、国のほうで限度額は引き上げるという案が出ているというふう聞いていまして、それをもしやった場合に、水戸市ではどういう影響が出るでしょうかというのをお聞きしたい点であります。よろしくお願います。

○高倉委員長 川津参事兼国保年金課長。

○川津保健福祉部参事兼国保年金課長 田中委員の御質問にお答えいたします。

現在、平成30年度から、国保税のうち基礎課税分の課税限度額が4万円引き上げになる見込みでございまして、現在国において、地方税法等の法律の改正について議論されているところでございまして、その改正を踏まえまして、本市におきましても、平成30年度から同様の改正をすることで、現在準備を進めているところでございます。

この4万円引き上げになりまして、平成30年度から、基礎課税分のみではございますが、58万円に引き上がります。これに伴いまして、後期高齢者支援金分、介護納付金分を合わせた課税限度額が、現在の89万円から93万円に引き上がる見込みでございます。これによる平成30年度の国保税に係る影響額といたしましては、約2,900万円と見込んでおります。

○高倉委員長 田中委員。

○田中委員 限度額の引き上げというのは、この間何回も繰り返されてきたと記憶しているんですけれども、それが行われる前は、たしか70万円台だったかなというふうに思うんですけれども、それがどうかということと、それから、ここに該当してしまう世帯数というのはおわかりでしょうかね。それ、もしわかれば、お示しいただきたいと思えます。

○高倉委員長 川津参事兼国保年金課長。

○川津保健福祉部参事兼国保年金課長 まず、1点目の課税限度額の変更の推移ということでございますけれども、ちょっと詳しい資料を持ち合わせておりませんので、お答えすることができなくて申しわけございません。

もう1点のほうの、今回の今見込まれております4万円の引き上げに係ることによりまして、国保税に影響を受ける世帯は約780世帯というふうに見込んでございます。

以上でございます。

○高倉委員長 田中委員。

○田中委員 せっかく値上げ改定を回避したんだけど、それだけの世帯は、ほぼ100万円に近づくと
いう非常に重い負担で、ぜひそれは回避していただきたいという希望を申し上げておきたいと思います。

もう一つ、国保会計でお聞きしたいのは、さっきもちょっとありましたが、議案書②の283ページ、特
定健診の予算がございます。これについては、県内で、残念ながら受診率が一番低いということで、その
アップを進めてきたところだと思うんですが、民間業者による電話勧奨ということをやった結果、逆に、な
ぜうちの連絡先を知っているんだみたいな反応もあり、余りよろしくなかったというお話も聞いております。
それを取りやめた結果、むしろ下がっちゃう可能性もあると、受診率がですね。ということだということな
んですが、新年度、受診率アップに向けた何か新たな取り組みとか対策が講じられるのかどうか、その点に
ついてもお聞かせいただければと思います。

○高倉委員長 川津参事兼国保年金課長。

○川津保健福祉部参事兼国保年金課長 田中委員の再度の御質問にお答えいたします。

特定健診の来年度に向けた新たな取り組みでございますけれども、来年度は、未受診者の方を対象に、期
間を定めまして職員を臨時に雇いまして、電話による勧奨、あるいははがきの送付、こういったものにより
まして、受診勧奨を行ってまいりたいと考えております。

そのほか、平成28年度から実施しておりますかかりつけ医からの情報提供につきましては、非常に有効
な手段の一つであると考えておりますので、平成30年度においても引き続き推進してまいりたいというふ
うに考えてございます。

○高倉委員長 田中委員。

○田中委員 私も参加している国保の運営協議会などでも、先生方も大変心配して、何か対策はというこ
とで意見が出ていました。

新年度すぐということとは、多分難しいんだと思うんですけども、他の自治体、常陸大宮市では50%
を超えているとか、あるいは、今は2月末までで、6月までは受診できないわけですけども、例えば通年
でやっている自治体もあるというふうなことも聞いておりますが、いずれにしても、それが単純に受診率向
上に結びつくかというのは、また別な問題かとは思いますが、いずれにしても、県内最下位というの
は余り名誉なことではありませぬので、その向上に向けたあらゆる対策を、ぜひ新年度検討していただき
たいということを申し上げて、本議案は終わりたいと思います。

○高倉委員長 ほかにございせんか。

ないようですので、議案第19号についての質疑を終わらせていただきます。

次に、議案第26号 平成30年度水戸市介護保険会計予算について、質疑のある方は発言を願います。

木本委員。

○木本委員 介護保険会計、今回は新事業で2つ、住民主体の生活支援サービス活動の補助と在宅医療・介
護連携推進事業というのがあると思うんですが、まず、住民主体の生活支援サービス活動の補助というこ
とで、これは対象がNPO法人というふうになっているんですが、そもそもこういった対象となるNPO法人

が水戸市内に、水戸市内じゃなくてもいいのかな、それも含めて、どれぐらいあるのかということと、あと、これ、NPO法人等というふうになっているんですけども、いわゆるNPO法人以外にも、そういった対象となるところがまずあるのか教えてください。

○高倉委員長 谷津参事兼高齢福祉課長。

○谷津福祉事務所参事兼高齢福祉課長 木本委員の御質問にお答えいたします。

最初のNPO法人の数ということでございますけれども、大変申しわけございません、全体でどのくらいあるかという部分につきましては、ちょっと承知しておりません。

2つ目の、このサービスにつきましては、NPO団体のほか、いろんな、例えば社会福祉法人でありますとか、地域のボランティア団体であるとか、そういったものが対象ということになります。

○高倉委員長 木本委員。

○木本委員 地域のボランティア団体って、かなり広義な意味があるんだと思うんですけども、実際に予算を見ると144万円で、そんなに大きくないと思うんですが、これはどういうふうな意味の予算になるんですか。そんなに1回のあれが高くないからとか、そこら辺、サービス内容についてもちょっと教えてください。その対価についても。

○高倉委員長 谷津参事兼高齢福祉課長。

○谷津福祉事務所参事兼高齢福祉課長 まず、経過といいますか、その辺をお話しさせていただきますと、これまで、社会福祉法人でありますとかNPO法人、あるいは地域のボランティア団体、住みよいまちづくり推進協議会でありますとか、商工会でありますとか、高齢者支援センターとか、そういった地域のさまざまな団体の皆様にお集まりいただきまして、掃除でありますとか、買い物でありますとか、洗濯であるというような新たなサービスの創出に向けて協議を重ねてまいったところでございます。そういった中で、NPO法人なんですけど、3団体に手を挙げていただきまして、こういった新たなサービスを実施していくというようなものでございます。

実際の144万円の中身でございますけれども、単価といたしましては、国が定めています国の基準の専門職の報酬単価の約半分ということで、1,200円を補助単価として、1回当たり1,200円を予定しております。そういったことで、本来であれば、これは専門職が実施しているサービス、ホームヘルプサービスとか、そういうのがございます。そういったものに加えまして、いわゆる洗濯であるとか、こういった軽易なサービスを加えていくというようなことでございます。

それで、大体、ホームヘルプサービスが今まで提供を受けておりますのが、おおよそ月500件程度ございます。その中の大体5%程度を、この新たなサービスで実施できればと考えております。

○高倉委員長 木本委員。

○木本委員 ありがとうございます。

そうすると、今既にある制度に対してプラスアルファ、この制度を上乗せしていくような形ということで、先ほどちらっと言ったのが、3つのNPOに手を挙げていただいてみたいなことを言っていたんですけども、例えば、うちの千波とかにも、故郷千波を創る協議会とかありますけれども、そこが突然やりたいと言っても、それは、実際できるかどうかというのはあると思うんですが、そういうのも一応受け付けると

いうことでよろしいんですか。

○高倉委員長 谷津参事兼高齢福祉課長。

○谷津福祉事務所参事兼高齢福祉課長 先ほど申し上げました、いろんな団体さんにお集まりいただきまして協議を続けております。ただ、こういった内容につきましては、こういった中から3団体が手を挙げていただいたというようなことでございます。

〔「3団体のための予算」と呼ぶ者あり〕

○谷津福祉事務所参事兼高齢福祉課長 はい、3団体に対する補助というようなことでございます。

ですから、今後、やっぱりこういった協議会、会議という話し合いの場というのは今後も引き続き設けていきますので、そういった中で、地域の中で、やっぱりこういったサービスが必要であろうというようなところで、また手を挙げていただく団体がありました場合につきましては、今後また協議をさせていただいて、拡充していきたいと考えております。

○高倉委員長 木本委員。

○木本委員 ありがとうございます。

じゃ、続きまして、すみません、同じく在宅医療・介護連携推進事業が700万円ついているんですけども、医療関係と介護事業所等の連携を図る相談支援拠点の設置ということで、この中身と、あと設置場所について教えてください。

○高倉委員長 谷津参事兼高齢福祉課長。

○谷津福祉事務所参事兼高齢福祉課長 それでは、ただいまの木本委員の御質問にお答えさせていただきます。

在宅医療と介護の連携推進事業でございますけれども、まず、医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者という方につきましては、住みなれた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、地域の医療・介護の関係団体が連携して、包括的に医療と介護を一体的に提供するために必要な支援を行っていくということが求められているという状況でございます。

そういった中で、医療、介護の関係団体が連携いたしまして、多職種協働により在宅医療・介護を一体的に提供できる体制を構築するため、医師会等と緊密に連携しながら、地域の関係団体の連携体制を構築することが重要であると考えております。こういったことから、専門的な、これらの経験や専門性を有しております水戸市医師会に委託してまいりたいと考えております。

中身につきましては、具体的には、在宅医療・介護連携に関する相談支援を行う拠点としまして、在宅医療・介護連携センターを設置いただきまして、保健師などの専門職を配置いただきまして、地域の医療・介護関係者、あるいは地域包括支援センター等からの在宅医療・介護の連携に関する相談支援、それとあと、退院の際の地域の医療関係者との、介護関係者との連携に係る支援、あるいは在宅医療・介護の連携を推進する観点から、市に対する助言をというようなことで、1名を配置していただき、実施していきたいというふうに考えております。

○高倉委員長 木本委員。

○木本委員 ありがとうございます。

そうすると、この700万円は、設置場所である医師会に新しい窓口をつくっていただいて、そこに専門の方を設置して、それに対する補助だという認識でよろしいですか。わかりました。ぜひ、そういった効率的な、合理的な、設置場所において効果が上がるように期待したいと思います。

私からは以上です。

○高倉委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高倉委員長 ないようですので、議案第26号についての質疑を終わらせていただきます。

次に、議案第27号 平成30年度水戸市介護サービス事業会計予算について、質疑のある方は発言を願います。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○高倉委員長 ないようですので、議案第27号についての質疑を終わらせていただきます。

次に、議案第28号 平成30年度水戸市後期高齢者医療会計予算について、質疑のある方は発言を願います。

田中委員。

○田中委員 歳入の説明のときに、議案書②の451ページですけれども、保険料が約2億7,000万円ふえますよと、9.8%全体でふえるという御説明がありました。

加入者、対象者の増という部分もちろんある、大半がそうかというふうには思いますが、国のほうでこれも、賦課限度額の改定ですとか、これまであった所得割の軽減が、平成29年度2割軽減していたものがなくなったり、元被扶養者、後期高齢者の前に被用者保険だった方については、平成29年度7割軽減だったものが5割に、つまり軽減部分が縮小されるということで、実質負担がふえる方もおられるのかなというふうに思っているんですが、そういう影響はどうなるのかという点をお聞きしたいと思います。そして、この予算上もそれは含まれているのかどうか、あわせてお聞かせいただければと思います。

○高倉委員長 川津参事兼国保年金課長。

○川津保健福祉部参事兼国保年金課長 田中委員の御質問にお答えいたします。

平成30年度から保険料の軽減措置等の改正がございまして、3点ほどあるかなというふうにございます。1点目が、保険料の賦課限度額が5万円引き上がりまして、62万円になります。それから、所得の低い方に係る所得割の軽減については、平成30年度から廃止されると。それから、元被用者の保険に加入されていた方に係る均等割の軽減が7割から5割に改正されるというようなことを見込まれておりまして、これに係る本市における保険料の収入額の影響額は、約4,800万円と見込んでおります。

○高倉委員長 よろしいですか。

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高倉委員長 ないようですので、議案第28号についての質疑を終わらせていただきます。

次に、議案第33号 水戸城二の丸角櫓復元及び土塀整備工事請負契約の締結について、質疑のある方は発言を願います。

木本委員。

○木本委員 ぜひ一日も早く完成していただきたいという思いで質問するんですが、これは隅やぐらのほうなんですけれども、構造を見ると2階建てということでございますが、これを見る限り、2階も階段とかで上れるような仕様になっているのかと思うんですが、中身については何か、どういうふうにするかとかという、そういったものというのは考えていらっしゃるんですかね。

○高倉委員長 白石歴史文化財課長。

○白石歴史文化財課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

二の丸隅やぐらにつきましては、2階建ての建物でございまして、こちらは復元整備を考えております。そのため、江戸時代と同様な急な階段などがございますので、特に2階につきましては利用は考えておりません。1階部分につきましては、今回の整備関係の展示などをする方向で、今協議しているところでございます。

○高倉委員長 木本委員。

○木本委員 1階に関しては展示室なの。

○高倉委員長 白石歴史文化財課長。

○白石歴史文化財課長 展示室というような、すばらしいものじゃないかもしれませんが、展示を考えております。

○高倉委員長 木本委員。

○木本委員 いや、私が聞きたいのは、大変すばらしいものだと思っていますし、ここ確か外周を回遊できるようにするんですよね、行く行くは。そのときに、回遊した方々に、ぜひ展示室も見てもらいたいと思うんですけれども、そういうふうな仕様にできるのか。

要は、何が言いたいかという、これ、茨城大学教育学部附属小学校か何かのところにつくるから、一般の方が観光に来て、中を見られるのかなという、そういった心配もあるんですけれども、展示室とかを設置するのであれば、そこら辺の見せ方というか、そういうのも、どうなっているのかというのを教えていただきたいんですけれども。

○高倉委員長 白石歴史文化財課長。

○白石歴史文化財課長 展示の方法などにつきましては、ただいま協議、検討しているところでございますので、少々お時間をいただければと思います。

○高倉委員長 木本委員。

○木本委員 ぜひ早くしないと、建物だけでできてしまいますので、考えて、せっかくだとつくるならば、中身も含めて、観光客が回遊できるような形、そして、来た方が満足し得る内容の展示をお願いしたいというふうに思います。

以上です。

○高倉委員長 ほかにございますか。

小泉委員。

○小泉委員 すみません、私も木本委員と関連する部分でもあるんですけれども、こちらの茨城大学教育学

部附属小学校の敷地と、敷地の先につくるようなイメージになってくると思うんですけれども、以前、実は附属小学校のPTAの会長さんですとか、何名かの方から、境界部分の話、先ほど一般の方が入れるのかという話がありましたけれども、学校のほうからいうと、不特定の方が侵入してきてしまって、安全面ですとか、そういったものはどうなのかというところで話を受けていた部分があって、そのとき話は投げていると思うんですけれども、その点について御説明いただきたいと思います。

○高倉委員長 白石歴史文化財課長。

○白石歴史文化財課長 ただいまの小泉委員の御質問にお答えいたします。

二の丸隅やぐらの回遊ルートにつきましては、附属小学校の学校の敷地内に入らないようにルートを設定するというので、ただいま協議しているところでございます。

○高倉委員長 小泉委員。

○小泉委員 協議相手としては学校になりますか。

○高倉委員長 白石歴史文化財課長。

○白石歴史文化財課長 附属小学校の敷地につきましては、茨大の土地でございますので、茨城大学、そして附属小学校、どちらも並行して協議しているところでございます。

○高倉委員長 小泉委員。

○小泉委員 はい、わかりました。

地べたの話と、あと、今の学校の話ということで、交渉相手といいますか、話し相手としては間違っていないと思うんですけれども、ぜひ学校に通う父兄も、その背景にはいるということもありますので、学校経由にはなるのかもしれませんが、説明会が必要なのか、もしくは、PTAの方にもきちんと説明がつくような形で、また、当該地としては安全が確保できる、それは子どもたちの安全もそうですけれども、見学にお越しいただく方に対しての安全面というのも非常に重要だと思いますので、やはり大手門ができて、隅やぐらができてとなると、多くの方にお越しいただく。また、水戸市としても、それを売りにしていくというのが、これだけの予算を使うわけですから、必要になってくると思いますので、また、以前の部分でもありましたけれども、物ができたので、今後は発信の部分も、でき上がった後は、運用面も大いに考えていただきたいと思います。

先ほどの話で、展示の話とか、それを掘り下げるつもりはないんですけれども、急な階段だから上にはという話がありましたけれども、やはり復元して建てるということになりますと、今の時期、偕楽園内の梅まつりでも、好文亭の、やはり急な階段を上ってというところなんですけれども、多くの来園者の方々、また見学の方々がお越しいただいているというのがありますので、やはり人それぞれ、それが非常に価値のある、また興味、探究心を増すものである人もいれば、2階まで上がらなくていいやという人もいるでしょうから、ただ、そういった方々に、せっかくこれだけのものを費用をかけてつくるのであれば、運用の面で、2階に上られる部分とか、期間限定になるかわかりませんが、そういったところもぜひ検討していただきたいと思いますので、それは要望で結構でございますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○高倉委員長 ほかにございませんか。

袴塚委員。

○袴塚委員 これ、土塀と隅やぐらの契約ということなので、どこまでが今回の建物なんですか。脇の土塀、絵が脇のほうにも描いてあるんだけど、土塀は全然ないんですか。建物だけですか。

それと、史実に基づいてということなので、例えば、ここには電気はつかないんですか。昔は電気がなかったんですよね。そうすると、そういうところも含めて、史実に基づいておつくりになる。

というのは、今、小泉委員も木本委員も心配しているのは、やっぱりできた後の活用だと思うんですよ。何とんでも、水戸の歴史を知ってもらおうということについては、歩いてもらう、楽しんでもらう、そして記憶に残してもらおう、このことがやっぱり大事だと思うんですね。そうすると、昔のものを復元することからいけば、当然ながら、今の人たちが見たときには不便なわけですよ。その辺をどうするのかということ。

結局、僕が思っているのは、今回建築の中に、電気もエアコンも水道も何も引かないということだとすれば、当然ながら設備工事も必要ないので、何もなくて、このままということが前提なのかなというふうに思っているんですが、ここまで来て、逆に言うと、トイレがないとかね。これ、戻ってトイレへ行くのは大変だよ。大手門にまた戻ってから、観光的な何か、弘道館の前側にできる物産館まで戻らないとトイレに行けないとか、こういうふうなことになってしまうので、その辺については、どこまで史実に基づいたものをつくろうとしているのか、それとも、ある程度観光という要素を考えながらつくっているのか。この辺について、ちょっとお聞かせをいただきたい。

○高倉委員長 白石歴史文化財課長。

○白石歴史文化財課長 ただいまの袴塚委員の御質問にお答えいたします。

教育委員会歴史文化財課で、こちら、復元を担当しておりますので、こちらにつきましては、歴史に基づきまして整備をしております。そのため、建物維持管理等に必要な最小限の電気、水の整備はいたしますが、トイレなどにつきましては整備しない予定でございます。

○高倉委員長 袴塚委員。

○袴塚委員 歴史文化財という大きな看板の中では、なかなか理解できない部分があるんだというふうに思って、それはそれで理解しますけれども、やっぱりこれだけのお金をかけてつくるということの意味は、今市長が目指しているインバウンド観光も含めた、いわゆる交流人口450万人、こういった目的の中で、やっぱり偕楽園、そして弘道館、大手門、隅やぐら、こういったものをセットにして、人に来てもらうという、こういうことだというふうに思うんですよ。

今話を聞いていると、まだ通路系統も確定していないというようなことですよ。だから、本来はここにつくるということになると、どういう系統でそこまでたどり着けるのかという前提があって、そしてこの建物だというふうに、僕は思うんです。それで、三高のほうにも入り口ができる、それから土塁のほうにも入り口ができるということになると、もともと三高のほうの入り口というのは、この土塁にはなかったんですよ。そうすると、それは史実に基づいていないんじゃないですかという話になってしまう。

だから、そこはへ理屈言いませんけれども、いずれにしても、もう少し観光資源と歴史、そういうものをどういうふうにマッチングさせていくのかということを考えながらやっていただきたい。

この隅やぐらまで行く過程を、よっぽど楽しめなかったら行かないですよ、なかなか。だから、そういうものを、やっぱりそこを散策できるような歴史的な背景の中で、この二の丸隅やぐらの価値観というのが生まれるので、その辺については十分、白石課長のほうで検討していただいて、そして、しっかりとした企画のもとにやっていただきたいと思います。

ちょっと寂しいですよ、これね。何となく寂しい。今の御説明をいただいても、行くまでの経路がまだ交渉中で決まっていないとか、そういうことになってしまうと、じゃ工事はどうやってやるの、入り口がないんじゃないのという話にもなっちゃうし、いろんな意味で課題があると思うので、その辺を整理しながら進めていただきたいというふうに思います。

○高倉委員長 ほかにございますか。

田中委員。

○田中委員 すみません、基本的な理解が足りないのかと思うんですけども、2ページの図面でいうと、崖ぎりぎりに土塀ができるんでしょうかね。その外周から、今委員もおっしゃっていた、近づくことは想定されていない絵なのかなというふうに思ったんですが、それはどうなのかということと、先ほど課長さんが、1階部分は展示室というお話がありました。この4ページの立面図を見ると、北側しか1階は入れないようですけども、そうしますと、それは、茨大附属小の敷地内側からしか行けないのかなというふうにも思ったんですが、どういうことなのかというのをあわせて聞きたいと思います。

○高倉委員長 白石歴史文化財課長。

○白石歴史文化財課長 ただいまの田中委員の御質問にお答えいたします。

まず、土塀につきましては、土塀があったと思われる場所に整備してまいります。

次に、二の丸隅やぐらの入り口でございますが、確かに委員御指摘のように、一方からしか入れないようになっておりますが、それにつきましては、附属小学校のグラウンドと二の丸隅やぐらの敷地内に垣根または囲いみたいなものを設けまして、一般の観覧者、または観光客のお客様が、二の丸隅やぐらのほうから附属小学校の校庭には行けないようにして、安全の確保を図ってまいります予定でございます。

○高倉委員長 田中委員。

○田中委員 そうしますと、接近するにしても内側だということですね。あった場所に土塀をつくと崖ぎりぎりになるという、そういうことでいいんですかね。すみません、基本的なこと。

○高倉委員長 白石歴史文化財課長。

○白石歴史文化財課長 二の丸隅やぐらの場所につきましては、従来あった場所とほぼ同じ位置につくりまですので、外周のほうから入ることは困難でございます。

○高倉委員長 小泉委員。

○小泉委員 すみません、ごめんなさい、先ほどの質問で最後と言ったんですけども、そうしますと、土塀があって、学校の敷地内との間にもう一つ柵を設けて、校庭のほうには一般の人が入れないようにする、またその逆も行えないようにするという理解でよろしいんですか。隅やぐらに行く方はそこを通るということですか。

○高倉委員長 白石歴史文化財課長。

○白石歴史文化財課長 隅やぐらに行くルートといたしましては、隅やぐらの周辺につきましては、まず附属小学校の敷地と二の丸隅やぐらの、我々の用地取得地のところの境界にフェンスまたは柵をつくりまして、そちらからの往来はできないようにします。また、こちらの回遊ルートから、どこから切り込むかは今協議中でございますが、土塀の脇を通過して、二の丸隅やぐらの建物入り口から入れるようにするというところでございます。

〔「初めは外周から行って、途中どこか切り込み入れて、内周して隅やぐらに行ける」と呼ぶ者あり〕

○高倉委員長 白石歴史文化財課長。

○白石歴史文化財課長 すみません、説明がわかりづらくて申しわけございません。回遊ルートのほうから土塀のほうに、回遊ルート、最有力のルート、三高と附属小の間のルートを例えば考えますと、そちらを通過して土塀の脇まで来て、そこから土塀の内側を通過して、二の丸隅やぐらの入り口から入るのが最有力でございます。

○高倉委員長 まだ決まってははいない。

小泉委員。

○小泉委員 すみません、ちょっと、多分我々の理解が足りなくて、土塀が、要は西側からなのかなと思っていましたけれども、違うんですね。そもそも論が、今、附属小と三高の間に通路をつくるような話になってくるということなんですか。

あともう一つ、すみません、これ、地べたは占用許可で借りるんですか。そうじゃなくて、地べたはもう用地購入になっているんですか。

○高倉委員長 白石歴史文化財課長。

○白石歴史文化財課長 二の丸隅やぐらの敷地、そして土塀の底地につきましては、既に用地購入の契約が調いまして、水戸市のものとなる予定でございます。

〔「下まで買ったの。下なんか買ったら維持管理費大変だよ」と呼ぶ者あり〕

○高倉委員長 白石歴史文化財課長。

○白石歴史文化財課長 すみません、回遊ルートにつきましては、想定ルートの一つとして、今御説明させていただきました。今、土地の購入が完了しましたものにつきましては、新しく建設する土塀の底地、そして二の丸隅やぐらの建設予定地、こちらについては、契約が調いまして、水戸市のものになるということでございます。

○高倉委員長 小泉委員。

○小泉委員 そうしますと、土塀と隅やぐらの土地は水戸市の土地になっていて、進入部分に関しては今後、附属小及び、三高のほうも絡みますかね、ルートによっては、と調整をしていくという話なんだと理解いたします。

これ、土地購入に関しては、土塀部分という話ですけれども、そうしますと、崖部分、傾斜部分の底地まで購入になっているんですかね。

○高倉委員長 袴塚委員。

○袴塚委員 すみません、我々委員にちょっと理解力がなくて、大変申しわけないんですけども、今回の工事は、二の丸隅やぐらと土塀の工事ということになっていますよね。土塀の工事というのは、今矢印で、2ページの下段の図面を見ると、土塀と書いてあるんですよ。塀があるでしょう、黒く太い線で。これと隅やぐらが一緒にできるということで、理解はいいんだと思うんですけども、今の回遊路については、今お話を聞いている段階では、ちょっとよくわからないんですよ。大変申しわけないんですけども、月曜日に、こういうふうな回遊ルートで考えていますよということをお知らせいただける図面でお出しただければ大変うれしいんですが。

○高倉委員長 それは、今協議中、まだ決まっていないので、それを出せるかどうか。

○袴塚委員 そうしたら、これ、入り口も決まっていないのに何で契約するのよ。そんなばかなことないだろうよ、だって。工事するのに入り口があるでしょう。そこは入り口として使うのか、使わないのか。その問題だってあるじゃない。だから、入り口が、こういうところで交渉していて、こんなふうな完成予想ですよということぐらいはわかっていなかったら、先端に6億円も7億円もかけて工事する人いないよ。だから、それはしっかり、やっぱり説明してくれなきゃだめだよ。わからないもん、話聞いていたって。

○高倉委員長 白石歴史文化財課長。

○白石歴史文化財課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

すみません、工事期間中は、附属小学校の運動場と敷地内をお借りしまして、そちらが工事車両が行き交うということで、附属小学校、そして茨城大学の御了解をいただいております。整備の後の進入路につきましては、袴塚委員にも前御説明いたしましたように、ただいま協議中でございます。

○高倉委員長 袴塚委員。

○袴塚委員 さっき、土塀が建つところを買ったと言ったよね、土塀が建つところは買いましたと。だから、土塀の上は全部買ったんでしょう。土塀が建つところだけ買ったんじゃないと思うんだよ。歩行空間まで買っているはずなんだよ。そうしたら、示せるじゃないですか。それとも、土塀が50センチメートル幅だから、50センチメートルのところだけずっと買ったの、今回の契約は。そうじゃないと思うんですよ。やっぱり1メートルなら1メートル、1メートル50センチメートルなら1メートル50センチメートルという幅で用地買収をして、そして、そこに基礎を打って土塀をつくる。出てきた基礎については地中に埋めて、そこを回遊路として使うんだと。そういうふうな想定がなかったら、この図面は成り立っていないんだよ、これ。

だって、行くまでの進入路も決まっていないのに、そこに家を建てましょうというのは、逆に言うとなんじゃないの。じゃなかったら、暗黙の了解でこういうふうにはなっているんですけども、非公表なので、御提示はしますけれども回収させていただきますよぐらいの親切さがあってもいいんじゃないの、我々に予算を認めろと言っているんだから。予算を認めろと言っていて、それは交渉中で、どこから入るんだかわかりません、建物は建てさせてください。こんなの文教福祉委員会で論議できないよ、そんないいかげんな話。

〔「決まっていなくて、想定しているのがあるんだったら、それを示して回収したらいいべ」と呼ぶ者あり〕

○高倉委員長 暫時休憩します。

午後 4時14分 休憩

午後 4時16分 再開

○高倉委員長 休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

それでは、ただいまの袴塚委員に対しての答弁をお願いいたします。

白石歴史文化財課長。

○白石歴史文化財課長 茨城大学のほうから、土堀の底地と、それに伴う脇の崖も含めまして、土地を購入いたしましたので、その場所がわかる地図、そして想定されるルートわかるものを、週明けに御提出させていただきたいと思います。

○高倉委員長 よろしいですか。

○袴塚委員 はい。

○高倉委員長 ほかにございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○高倉委員長 次に、議案第35号 財産の取得について（可搬型画像伝送システム）について、質疑のある方は発言を願います。

田中委員。

○田中委員 動産ということで、ヘキサコプター、いわゆるドローンとか、ウェアラブルカメラとか、衛星通信装置とありますが、消防本部ほか2カ所ということですが、具体的にどういうこと、場所なのかということと、つまりは3セットということか理解していいのかということか。システムの構成図がありますけれども、それに基づいて、ちょっと御説明いただければと思います。

○高倉委員長 箕輪消防救助課長。

○箕輪消防救助課長 それでは、ただいまの田中委員の御質問にお答えいたします。

まず、納入箇所は水戸市消防本部ほか2カ所となっておりますが、まず1カ所は、水戸市役所の南側臨時庁舎でございます。そちらに受信用の機材を設置いたします。もう1カ所ですが、これも受信用の、エンコーダーと申します変調器ですかね、それを自治体衛星通信機構、こちらが地域衛星通信ネットワークというものを運営しております、衛星通信のネットワークを利用する機器ですので、山口管制局に大きなパラボラアンテナがあるんですが、その基地局にもう1基、機器をセットしますので、水戸市消防本部に本体、通信用の機器を水戸市役所南側臨時庁舎、それと、さらに、一旦衛星から受けた、映像伝送を受けたものを山口管制局で受けますので、そこにもう1カ所と、計3カ所でございます。

それと、3セットというお話でございますが、この可搬型画像伝送システムは、可搬型衛星通信装置、防滴型ヘキサコプター、ウェアラブルカメラで1セットでございますので、今回購入しますのは、この1セットでございます。

以上でございます。

○高倉委員長 田中委員。

○田中委員 単純に3,888万円なので、それを3つに分ければいいのかと思っちゃったんですが、違うということがわかりました。

これは一式の入札なので、今おっしゃったそれぞれが幾らかというようなことはわからないのでしょうか。随分費用がかかるんだなというふうに思ったんですけども、専ら、このシステム全体にお金がかかるのか、それぞれの機器にお金がかかるのでしょうか、また、これについては、そのシステムはリースというふうなことになるのか、購入して、耐久性が落ちるまで水戸市のものとして使うのか。その辺もお聞かせいただければと思います。

○高倉委員長 箕輪消防救助課長。

○箕輪消防救助課長 再度の御質問にお答えいたします。

金額につきましては、それぞれ可搬型衛星通信装置、防滴型ヘキサコプター、ウェアラブルカメラと、大体見積もりの段階で把握しております。それぞれ、最も中心となります可搬型衛星通信装置が約3,000万円でございますね。ヘキサコプター、ドローンですが、こちらが400万円、ウェアラブルカメラが、およそですが、その他カメラ一式で45万円、それと、それ以外にシステム調整、諸経費等ございまして、そちらが253万円ということで、合わせて3,800万円という金額を把握しております。（※平成30年3月19日の文教福祉委員会で訂正）

以上でございます。

○高倉委員長 田中委員。

○田中委員 それぞれ1回買えば、例えば5年もつとか、10年もつとか、その辺お願いします。

○高倉委員長 箕輪消防救助課長。

○箕輪消防救助課長 ただいまの御質問の件でございます。

この機器は購入でございます。機器自体は、保守点検をこの後継続して実施していきますので、10年程度は十分使えるものということでございます。

以上でございます。

○高倉委員長 木本委員。

○木本委員 すみません、私の理解が足りなかったんですけども、先ほどカメラは消防本部に設置する。

○高倉委員長 カメラは移動できる。

○木本委員 南側臨時庁舎は設置するといった、そのスペックは、見るものを言っていたんですか。

○高倉委員長 箕輪消防救助課長。

○箕輪消防救助課長 それでは、木本委員の御質問にお答えいたします。

この一式、今の可搬型衛星通信装置、それと防滴型ヘキサコプターとカメラ類は、消防本部に一式配備いたします。納入していただきます。それを、要は衛星を介して受信しますので、その受信装置を南側臨時庁舎と、それは、要は災害対策本部の画面に映すための受信装置、それともう一つ、中継するための機器を山口管制局にということで、本体は消防本部に設置します。というか、可搬型ですから、置いておくということでございます。

以上でございます。

○高倉委員長 木本委員。

○木本委員 そうしますと、南側臨時庁舎はもうすぐ移動ですよ。それでも、そんな簡易なものなんですか。何が言いたいかという、ここに設置して数カ月でまた、恐らく本庁舎に移すんですよ。そうすると、また費用がかさむのかと、そういうものではないんですかね。

○高倉委員長 箕輪消防救助課長。

○箕輪消防救助課長 再度の御質問の件ですが、その部分も本契約の仕様に入れておりますので、再度の移動の分もこの契約の中に含まれております。

以上でございます。

○高倉委員長 木本委員。

○木本委員 これ、南側臨時庁舎に設置する意義というのは、そこで何かあったときに、災害対策本部になるから、そのために設置するという意味ですよ。

○高倉委員長 箕輪消防救助課長。

○箕輪消防救助課長 ただいまの御質問ですが、南側臨時庁舎の災害対策本部室にモニターがございますので、そこに映すための機器を設置ということでございます。新庁舎ができますと4階にそういうフロアができますので、またそちらに移るような移設工事を行うということでございます。

以上でございます。

○高倉委員長 木本委員。

○木本委員 はい、わかりました。

大変高価な機材ですので、ヘキサコプター400万円、すぐ飛ばして電信柱にぶつかって壊れちゃったとか、400万円が一瞬にしてがらくたにならないように、そこら辺はしっかりと訓練していただければと思います。

以上です。

○高倉委員長 田口委員。

○田口委員 今、木本委員もおっしゃっておられましたが、このヘキサコプター、いわゆるドローン、字のごとくなのかな、これは防滴型というんだから、余り滴が落ちないようにとか、普通のドローンとはちょっと違うイメージなのかなという気がするんですけども、このドローンを飛ばす資格を持っている方は何人ですか。

○高倉委員長 箕輪消防救助課長。

○箕輪消防救助課長 田口委員の御質問にお答えいたします。

操縦の資格といいますか、認定講習というのがございまして、それは来年度について、1名養成する予定でございます。

防滴型と申しますのは、雨の日でも飛ばせるような仕様のものが防滴型というものでございます。

以上でございます。

○高倉委員長 田口委員。

○田口委員 1名を講習して、なかなか規制がうるさくなってきましたよね。ドローンに関しては、いろん

な分野で使われていて、今かなり台数も出ている、メーカーもいっぱいあるという中で、そういう中で1人養成というのは——あとドローンというか、この映像は、消防のような緊急を要する、あるいはその映像を流すためだということなので、無差別にこれは撮影できるんですか。

○高倉委員長 箕輪消防救助課長。

○箕輪消防救助課長 田口委員の御質問の件でございます。

まず、飛行区域は、通常ですと、相当の制約を今受けるように法律が変わってきております。ですが、まず、消防・防災分野での捜索及び救助、そういったものに関しては、航空法の規定の適用除外という部分がございますので、そういったものに関しては特に制約がございません。それと、撮影に関しても、私どもは管理する守秘義務等がございますので、映像等は、もちろん使用は限定されますので、そちらについての特に制約もございません。

ただ、今後訓練、または火災調査とかと、いろいろドローンは使い方ができるんですが、そういった場合は申請等が必要になる場合もございます。

以上でございます。

○高倉委員長 田口委員。

○田口委員 普通の場合は許可、緊急だからその場で使うことができるというのは、そのような運用の何か法律があるんですか。

〔「航空法の適用除外です」と呼ぶ者あり〕

○田口委員 その法律に基づいて飛ばすとすると、飛ばせる人の資格も要じゃないの、普通でしたら。

○高倉委員長 箕輪消防救助課長。

○箕輪消防救助課長 ただいまの件でございますが、今のところ、ドローンの操縦の免許という枠組みはございませんで、その講習を受けて、もちろん操作がいきなりできるものじゃございませんので、法規類の講習だったり、操作の講習だったりというものを受けて、認証を受けた者が操縦できると。それを航空局に届け出る。その後、その者が習熟しますと、その組織の中で、自前でその者が講習を開いて、技術を伝達する、養成していくということも、先進都市ではもう行っておりますので、そういったことも考えられます。

以上でございます。

○高倉委員長 田口委員。

○田口委員 我々の職業の中でも、ドローンをかなり購入して、飛ばしている人がいるんですけども、何か資格が要だという話を聞いたような気がしたんですけども、今の説明のとおりでしたらば、そうだと思います。

それから、このシステムで、入札調書も後ろに出ていますけれども、なぜ1社で、ここしかなかったのか。あるいは、どういう考えのもとでこの業者になったのかなというのを、ちょっとお聞きしたいと思う。

○高倉委員長 箕輪消防救助課長。

○箕輪消防救助課長 田口委員の御質問の件でございますが、本件につきましては随意契約となっております。このシステムのうち、最も重要な平面アンテナ、システム構成図の一番上の中心にあります平面アンテナの可搬型衛星通信装置につきましては、今回の契約の相手型でございます日本無線株式会社が唯一の製造

元でございます。直接販売しております。市内及び県内に同社の販売特約店がないことが、随意契約とした理由でございます。

以上でございます。

○高倉委員長 田口委員。

○田口委員 そういうことであるということは理解しました。

あと、最後になりますけれども、このシステムを導入した、今なぜ必要だったのかということ、この目的は、説明されたと思いますけれども、改めてもう一度伺いするのと、どういう理由でこのシステムを導入したのか、どういう効果があるのかということだけ最後に聞きたい。

○高倉委員長 箕輪消防救助課長。

○箕輪消防救助課長 ただいまの御質問の件でございます。

この購入の時期ですが、現在、画像伝送システムは、大町のNTTのところに固定カメラが設置されておりました。北消防署の後ろに、20年前のものでありますから、かなり大型のパラボラアンテナが設置されておりました。衛星通信を使って映像を伝送するというシステムがございます。それがもう現在、かなり老朽化しております。さらにランニングコストもかさんでおる。もう一つ、NTTのところをお借りしているんですが、そちらも今現在、消防本部のカメラは高所カメラしかついていない状況なんです。

そういったこともございまして、たまたまうちのほうも、2年前からこれを検討しておりましたら、NTTのほうもそういうことで、そういう話をされましたので、じゃ、これをなくすわけにはいきませんので、衛星を使った映像を伝送できるシステムということで、今回は可搬型を選択いたしまして、導入を進めているところでございます。

その効果ですが、まず、地震など大規模災害発生時の直後の被災状況ですね。これを映像で、市の災対で、市の幹部がそれをリアルタイムで捉えるということで、もうその時点で、初動の対応にすぐに移れるということがまず一番重要である、この機器の能力を発揮する場面であると考えております。消防の機動力を生かしまして可搬型を選択いたしました。

以上でございます。

○高倉委員長 よろしいですか。

ほかに。

小泉委員。

○小泉委員 すみません、ちょっと幾つか質問させていただきます。

これ、一式ということで購入していて、先ほど内訳もお伺いしたところなんですけれども、可搬型の衛星通信装置というのが3,000万円ということで、一番高価なものになってくると思うんですけれども、この装置というのは、一式で今回購入したものを以外を、その後、例えばドローンだけを追加で買ったとか、また別なもの等々も、これに乗るようなものであれば、使用はできるということなのかどうかということをお伺いしたいのと、あとは、メンテナンス費用等々、あと保証、保険というのはどういった内容になっているのかということも、ちょっとお伺いできればと思いますので、お願いします。

○高倉委員長 箕輪消防救助課長。

○箕輪消防救助課長 小泉委員の御質問にお答えいたします。

まず、今後ドローンをふやす、カメラをふやすということは可能でございます。それを、また衛星通信を使って送信することも、もちろん可能でございます。

導入後の保守関係、メンテナンスの経費でございますが、今のところ、1年目は必要ございませんが、平成31年度以降で、1年間で80万円程度ですね。これが衛星通信のアンテナ部分ですね。可搬型衛星通信装置で約80万円、ドローンのほうも、毎年、一応業者点検をいたしますと、こちらが約30万円ということで、これは31年度から、そういった経費がかかるということでございます。

以上でございます。

○高倉委員長 小泉委員。

○小泉委員 はい、わかりました。

あと、先ほど木本委員の話でありましたけれども、故意ではなくて、例えば衝突してしまったとか、壊れてしまった、故障してしまったという場合は、どのようになっていますか。

○高倉委員長 箕輪消防救助課長。

○箕輪消防救助課長 ただいまの御質問の件ですが、今回の契約の中に、ドローンに関しての保険の部分も含まれておりますので、そういった保証は、その保険に基づいて行われると考えております。

〔「30万円の内訳の中に入っているの」と呼ぶ者あり〕

○箕輪消防救助課長 本契約、今回の契約の中に。

〔「何年間」と呼ぶ者あり〕

○箕輪消防救助課長 ちょっとまだその辺、私も、その保険の部分の契約内容は把握しておりませんので、今日は……

〔「保険に入っていると言っているんだから、契約内容がわからなきや契約できねえ。今の答弁はだめだよ」と呼ぶ者あり〕

○箕輪消防救助課長 仕様書を確認いたします。

○高倉委員長 ただいまの保険の契約内容について、確認の上、再度御報告。

小泉委員。

○小泉委員 すみません、あと、運用の部分では、例えば市内で火災が発生したという場合は、すぐにドローンを飛ばすような話になるんですか。それとも、距離にもよるのかもしれないですけども、近くまで行って上空から撮影する、全体図を把握するという意味で、ドローンをすぐ飛ばすというような話でよろしいんですかね、運用でいうと。

○高倉委員長 箕輪消防救助課長。

○箕輪消防救助課長 小泉委員のただいまの御質問の件ですが、運用に関しましては、機動指揮車というものに積載し、現場に搬送し、その上空からドローンを使って俯瞰映像を撮影する。地上の隊員は、地上からピンポイントで、ウェアブルカメラとかデジタルカメラを使用しまして撮影するということを想定しております。

以上でございます。

○高倉委員長 小泉委員。

○小泉委員 そうしますと、今まで火災現場のほうで、指揮系統としては、指揮者を立てて、現場で本部をつくるような形だと思うんですけども、今回、それらの情報は一旦——大規模であれば南側臨時庁舎になるんでしょうけれども、まずは消防本部のほうにそれが飛んで、そこからさらに現場のほうに、キックバックじゃないんですけども、こういう状況だからこうしろ、ああしろという指示が来るといような形になるんですかね、現場レベルでは。

○高倉委員長 箕輪消防救助課長。

○箕輪消防救助課長 ただいまの件でございますが、このドローンのシステムの中に、地上にモニターが置いてありまして、ドローンが撮った映像が、地上ですぐ見られるようなシステムが附属しておりますので、そこに指揮本部があれば、ドローンで撮った映像がリアルタイムで、指揮本部でも、もちろん現地でも見られると。さらに衛星を使って、必要性があれば災害対策本部に送るという流れでございます。

○高倉委員長 小泉委員。

○小泉委員 わかりました。

そうしますと、あくまで指揮系統でいうと、現場での指揮者が一応権限を持って取り扱うと。その材料の一つとして、この情報、映像データ等も使用していくということなんだと思います。了解しました。

あと、ごめんなさい、そういった際に、勤務体制でいっても、先ほどの資格者といいますか、講習を受け方、資格はこれからの話になってくると思いますけれども、1名だけというのは、やっぱり足りないんじゃないかなと思うんですね。要は、休みの勤務体制で、当直で出ている方であればいいですけども、1名だった場合、その方が休みだった場合に、誰が飛ばすんだという話になるとと思いますので、そこに関しては、1名で事足りるといところなんですかね。

先ほど言った、その人が成熟していけば、現場でいろいろ講習するというか、伝えていくという、技術を高めるという話も伺いましたけれども、それは一朝一夕でできるわけではないと思うので、少なくとも、今の話を聞くと、三、四名程度、その講習を受ける必要性があるんじゃないかなと思うんですけども、その辺はいかがですか。

○高倉委員長 箕輪消防救助課長。

○箕輪消防救助課長 ただいまの御質問の件ですが、操縦を担当する者については、当初1名でございますが、今小泉委員がおっしゃったとおり、交代制のものも含めると、複数名必要になってまいります。その具体的な運用体制は、まず1名の操縦者の、先ほど申しましたけれども、内部での研修で、今のところ増員、また必要性があれば、専門機関にも来年度以降派遣ということで、今現在は考えております。

以上でございます。

○高倉委員長 小泉委員。

○小泉委員 はい、わかりました。

運用の面で、これだけ高価なものを入れるわけですから、実りのある運用にしていだければと思いますので、そこで人員の話も、ぜひそこに追いつくような形でお願いしたいと思います。

最後なんですけれども、新庁舎をこれから建てていく話でやっていますけれども、先ほど消防本部のほう

で、大分老朽化してしまった昔のパラボラアンテナがあって云々という話がありましたけれども、新庁舎って、それに準ずるようなものというのはつけるんでしたっけ。災害対策本部はこちらに入っていたと思うんですけども。

○高倉委員長 箕輪消防救助課長。

○箕輪消防救助課長 ただいまの御質問の件ですが、受信のために必要な機器ですが、それを一旦南側臨時庁舎につけまして、新庁舎のほうに移設しますので、そのまま受信して、結局モニターと接続すれば、災対のモニターにこの映像が……

○小泉委員 受信じゃなくて、映像を撮るとか何か、そういったものというのは使わないんですか。

〔「要は、そこにカメラを設置しないのかと」、「それが可搬型になる」と呼ぶ者あり〕

○箕輪消防救助課長 そうですね。固定カメラはもう撤去でございまして、可搬スタイルで全て、被災地の状況を撮影するということになります。

先ほどございました保険の件ですが、製品の瑕疵担保期間1年ということで、そちらの保証の部分がございまして、再度もう一度、きちんとそこを把握いたしましてから御報告させていただきます。

以上でございます。

○高倉委員長 ほかにございませんか。

袴塚委員。

○袴塚委員 今のは保証期間だね。それは保守じゃなくて、製品を入ると、メーカーが半年保証します、1年保証しますという保証期間を言っているの、それは今言われた、何か事故があった、故障した、壊れた、どうするんですかというときの保険という制度とは全く別の話なので、それはまた後で報告してください。

問題は、何で1社しかないんだということは、さっきから聞いているんだけど、これが選ばれて、仮契約まで至ったということだから、これはしようがないというふうに思うんですけども、さっきから言っている操縦者だね。1名しか今、研修に行かないという話でしょう。消防は日勤、泊まり、明け、休みがあるよね。そうすると、これ、現地の人を使うんですか、それとも、これを専門にどなたかやるんですか。このドローンを飛ばす人というのは、どういう人がどういうふうを使うんですか。

というのは、本庁に置くんだよということになると、当然ながら水戸市役所に置くんですね。ドローンをね。例えば南消防署が出動する、南側で大災害がありましたといったときに、指揮者は本庁から行くんですか。それとも、消防の南消防署が管轄であれば、まず南消防署が行く。それで、指揮台ができて、そこで指揮する。こういうことだとすれば、逆に言うと、南消防署になきゃだめだね。取りに行ってもらえない、そんなことやっている悠長な暇ないでしょう。その辺はどんなふうなお考え。

○高倉委員長 箕輪消防救助課長。

○箕輪消防救助課長 袴塚委員の御質問の件でございます。

先ほどお話ししました機動指揮車、こちらに、この一式を積載できるような艀装を施しておりますが、これは本部、消防救助課に配置いたしますので、市内のそういった大規模災害が起きた場合は、基本的に消防

救助課の職員が、この車両を運用して現地に出向くと。現場指揮というのは、両署の指揮者がおりますので、そちらのほうに専門で当たっていただく。この機動指揮車で行く職員、隊員が、映像等を使って情報収集をするというのが、現在考えている活動の流れでございます。

以上でございます。

○高倉委員長 袴塚委員。

○袴塚委員 そうすると、機動指揮車というのは消防本部から行くのね。そうすると、その指揮車に乗る人というのは誰ですか。消防長ですか、次長ですか。どなたが行くんですか。

○高倉委員長 箕輪消防救助課長。

○箕輪消防救助課長 ただいまの御質問の件ですが、指揮権というのがございまして、災害の指揮をとるのは、署の管轄区域内であれば、各署のその日の指揮者のトップの者でございますので、機動指揮車で災害現場に行く者は、特に指揮をとるために行くというよりも、情報収集、また、署の指揮者のサポートに当たる。それと、もう一つ、映像等を必要であれば撮って活用する、そういったことを今考えております。

○高倉委員長 袴塚委員。

○袴塚委員 赤塚で大きな災害が起きました。赤塚の大災害ですから、当然ながら、北消防署の署長がまず最高指揮者になるわけだよね。そうですね。違いますか。赤塚出張所ですか。

このときに、ドローンを積んでいる人は本庁から行くんでしょう。この人は運ぶだけだよね。今言った現場の最大の指揮者というのは、担当消防署の最高指揮者がやるんだということで、消防署長だよね。北消防署長、南消防署長が最高指揮者になるわけだよ、現地の。そうすると、本隊が来るまでに、指揮者はどうすればいいの。

逆に言うと、そのドローンが可搬型になっているということは、逆に言うのだよ、これって、南と北に1台ずつ置くぐらいの考え方って起きなかったの。だって、本庁から行くというのは、これ、本庁に余計な部隊を置くことになるんだよね、今度は。本庁から行くんでしょう。指揮車が行くんだよね。そうすると、指揮車に乗っていくという人というのは、指揮はしないけれども補佐するよという話でしょう。そうすると、この本庁から移動する人というのは、当日出勤している火災予防課とか、救急課とか、そういうところの人が乗っていくの。

だって、それって、逆に言うと、何か二度手間、三度手間ではないですか。例えば災害って、そんな悠長なこと言っていられないんじゃないの。今、人の生き死になになっている、命がかかっているよというときに、例えば、ドローン来るまでどういう状況にするか、目視でやるか。例えばそれが誤りだったというときに、ドローンが来ていれば、こんな誤りなかったんだけれどもということだってあり得るよね。

そうすると、そのドローンというのが、今聞いたらば445万円だよ。これだって2セット買えば、南と北が持って、すぐ指揮車で行けるということじゃない。そのほうがずっと効率的ではないかと思うんですけども、その辺はどうなのか。

それから、もう一つ、さっき言った、ドローンを飛ばせる人の数が余りにも少ない。これ、買うということになって、契約案件ここに出しているんだから、少なくとも、例えば南に2人、北に2人ぐらいの人を養成していかなかったらば、ドローン飛ばないよ、これ。

それで、ドローンを飛ばして見るような災害というのは、まず車はなかなか行けないからね、市役所から。これ、随分やっているけれども、液状化だって、いつどんなふうになるかわからないよね、市役所の周りね。この間の災害だって、液状化になって、なかなか車が通れなかったという状況があるでしょう。だから、ドローンを飛ばして災害を確認するような状況というのは、まずは指揮車が到着できないということが前提だと思うんですけども、その辺については何か考えがありますか。

○高倉委員長 箕輪消防救助課長。

○箕輪消防救助課長 ただいまの御質問の件でございます。

まず、ドローンの数、国の施策としましても、今、来年度は全政令市に無償で配付する。それ以外、ドローンの活用についての手引とかというマニュアル的なものが示されておりまして、間違いなく、総務省消防庁の施策ですが、今後このドローンの重要性というのは、もちろん高まっていくということでございます。

今回一式、要は衛星を使つての画像伝送システムの更新の中にドローンを加えたというのは、今まで高所カメラがございましたので、どうしても高いところからの視点の映像が撮れなくなってしまうということで、ドローンを入れさせていただきました。今、袴塚委員がおっしゃったとおり、大規模災害、特に地震等が起きますと、道路も障害物等で使用できない、そういう場面もございます。その場合は、できるだけ近い位置に着いてドローンを飛ばして、高所カメラのかわりに、その時点で映像を撮る。オートパイロットというのがございまして、GPSを使つて飛ぶこともできますので、そういった機能を使いながら、何とかして情報を入手するという事で現在考えております。

以上でございます。

○高倉委員長 袴塚委員。

○袴塚委員 時間が時間ですから、もうやめますけれども、せっかくこれだけのお金をかけて、そして、市民の安心、安全を守るという大変崇高な考え方の中で、恐らくこれがいいんだということで決断したんだと思うんですよ。

問題は、利用するとき、まず、これ運転する人が必要だよ、操縦する人が必要だよということになったときに、今回1名しか養成していないということについては、本当にこれ、おやりになる気持ちがあるんですかという心配をしちゃう。

というのは、これ、万が一講習を受けていない人が飛ばしました。いろいろ説明を受けたから大丈夫だっぺよとって、あいつ非番だからとって、そのかわりに飛ばした人がいる。万が一、何か電線にぶつかった、何だかんだというときに、GPSだって、電線がどこにあるかなんていうのは出てこないからね。だから、そういうことを考えたときには、やっぱり、少なくとも最初から複数の操縦者というのをつくって、そして円滑なドローンの運用を図ると、こういうことが必要だったのではないかと。それは今からでも間に合うんじゃないですかと、やる気になればですよ。

それで、2名なら2名、3名なら3名の方が受けてきて、そして、その方たちが自分の署に帰って、1人でも2人でも養成をしていくということをやらない限り、ドローンの活用というのは、非常に難しいのではないかなというように思っています。

もう一つ欲を言えば、今北と南の2署体制で、水戸市の火災もしくは救急救助、災害復旧、こういうもの

に当たっているわけですよ。ですから、これ、アンテナは1個でも十分間に合うはずですから、例えばドローンと、それから防滴型ヘキサコプターというのとウェアラブルカメラ、このカメラを2セット買ってあげれば、北と南が即積んで行ける。そして、今の現状を本部に、もしくは水戸市の災害を監督する担当者に即画像で送れる。だから、この程度で大丈夫でしょうと、こういうふうなことがすぐ言えるようになるのではないかというようなことがありますから、ぜひこの辺については、消防内部で、1台買うのはいいですけども、やっぱり私は、せっかくこういう機構でおやりになるとすれば、もう少し深く考えて、あと1台追加で買うぐらいの、そういうことをする、それから操縦者をふやす。こういうことについては、ぜひ努力していただきたい。要望だけしておきます。

○高倉委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高倉委員長 次に、議案第36号 平成29年度水戸市一般会計補正予算（第6号）中第1表中歳出中第3款（民生費）及び第10款（教育費）並びに第2表継続費補正中第10款（教育費）について、質疑を行います。

なお、第1表中歳出の質疑の進め方でございますが、議案第18号と同様、款ごとに分けて質疑を行ってまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、まず初めに、第1表中歳出中第3款（民生費）について、質疑のある方は発言を願います。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○高倉委員長 次に、第10款（教育費）について、質疑のある方は発言を願います。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○高倉委員長 次に、第2表継続費補正中第10款（教育費）について、質疑のある方は発言を願います。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○高倉委員長 ないようですので、議案第36号についての質疑を終わらせていただきます。

次に、議案第41号 平成29年度水戸市介護保険会計補正予算（第3号）について、質疑のある方は発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高倉委員長 ないようですので、議案第41号についての質疑を終わらせていただきます。

それでは、本日の委員会は、この程度をもって散会いたしたいと思います。

なお、19日月曜日の委員会は午前10時に開会したいと思いますので、よろしく願いいたします。

以上をもちまして、本日の文教福祉委員会を散会いたします。

大変に御苦労さまでした。

午後 4時59分 散会